

平成27年(ワ)第13562号 損害賠償請求事件

原告 井戸川克隆

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

2024(令和6)年1月10日

原告第33準備書面  
被告東京電力準備書面(14)に反論する

東京地方裁判所 民事第50部 合ろ係 御中

原告 福島県双葉郡双葉町大字郡山字馬場116番地  
井戸川克隆

## 目次

はじめに .....	3
事故前の決まり事 .....	9
災害発生後の組織的対応状況<<45 頁～75 頁>> .....	9
1 原災法、防災基本計画等に定められた災害対応 .....	9
(1) 総論 .....	9
(2) 原災法第 10 条に基づく通報後の対応<<46→47 頁>> .....	11
(3) 15 条事態発生時の対応 .....	14
(4) オフサイトセンターの整備・維持 .....	16
(5) 東京電力の態勢 .....	18
2 事故発生後の国の対応 .....	22
(1) 国の対応の概観 .....	22
(2) 保安院の対応 <<55 頁>> .....	52
(3) 官邸危機管理センター（緊急参集チーム）の対応 .....	55
(4) 官邸 5 階 .....	57
(5) 安全委員会の対応 .....	64
(6) 他の政府関係機関等の対応 .....	66
(7) 福島第一原子力保安検査官の活動の態様 .....	68
3. 事故発生後の福島県の対応 .....	73
4 事故発生後の東京電力の対応 .....	75
(1) 地震発生直後の東京電力本店及び福島第一原発の対応 .....	75
(2) 福島原子力発電所事故対策統合本部の設置 .....	78
5 事故発生後のオフサイトセンターの対応 .....	82
(1) 地震発生直後のオフサイトセンターの状況 .....	82
(2) オフサイトセンターにおける活動の態様 .....	91
(3) オフサイトセンター（現地対策本部）の福島県庁への移転 .....	92
(4) 原災本部長による現地対策本部長への権限の一部委任 .....	94
6 重要な資料集 .....	98
7 被告東電の準備書面（14）の評価 .....	113
結 語 .....	114

はじめに

先ず、(14)に反論する前に、これだけは語っておかなければならない。

**\* ウソに対する原告の信念を下記のごとく示している。**

公文書開示決定通知書

2双総第2637号

令和2年 7月31日

東電原発事故研究所 井戸川 克隆 様

双葉町長 伊澤 史朗



令和2年7月17日付けで請求がありました公文書の開示について、双葉町情報公開条例第9条第1項の規定により次のとおり開示をすることに決定したので、同条第2項の規定により通知します。

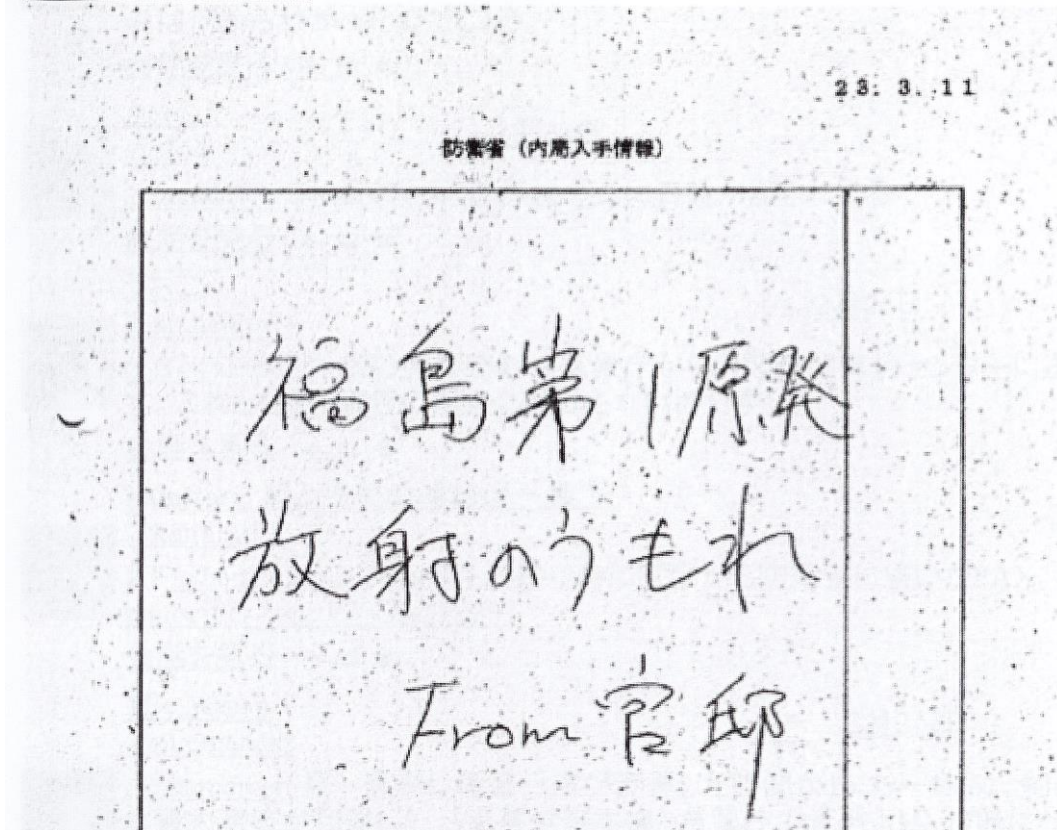
公文書の件名	平成17年12月8日以来辞任に至るまでの間、井戸川氏が双葉町長在任中において、以下について公権力を行使した事実の開示請求。 ①職権で職員に、ウソの職務遂行を指示した件数と件名 ②職権で職員に、地方公務員法を逸脱させた件数と件名 ③職権で職員に、町民の私権を侵害させるような指示をした件数と件名 ④職権で職員に、区長会に町民の私権に関わる協議をさせた件数と件名 ⑤職権で職員に、町民の私権に関わることについて合意・同意文書を求めさせなかった件数と件名
開示の日時	令和2年 7月31日 午前 時 分から 午後
開示の場所	上記、開示請求の内容を示す文書は存在しないため開示文書はありません。
担当課(所)	総務課 行政係 電話番号 (0246)84-5201

すべての公務員は「ウソ」がつけない。法規にないこともやってはいけない。国税を「ウソ」のために使うと、法外で違法支出となる。

又、私企業は行政機関ではないので、公法を超えることは許されていない。まして、ウソで国民を困らせることは犯罪である。

\* 陰でこんなことが行われていたことは、双葉町災害対策本部は認諾していない。

2011年3月11日17時に官邸から防衛省に届いたFAX。 [pic.twitter.com/FR9r3PWesa](http://pic.twitter.com/FR9r3PWesa)  
5:17 - 2016年2月26日



\* 官邸が勝手に情報を止めることは、原災法違反で、許されることではない。

原子力安全委員会 機能班活動掲示板

1/1 ページ

8

1	2011/3/13 15:50	総理より事務方のプレスを行うなどの指示あり	ERC安委会	ERC(井上)
総理指示により15時の保安院のプレスは行われていません				

## \* 被告東電の指摘

### 乙イ第2号証の1

# 福島原子力事故調査報告書

平成24年6月20日  
東京電力株式会社

## はじめに

当社福島第一原子力発電所の事故により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、福島県民の皆さま、更に広く社会の皆さまに、大変なご迷惑とご心配をおかけしていることに対し、改めて心より深くお詫び申し上げます。

特に、事故による放射性物質の放出に伴い、今なお多くの方々が避難を余儀なくされていることに対して、重ねてお詫びいたします。

事故の収束・安定化に向けましては、昨年12月「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」に定めた原子炉の冷温停止状態等を条件とするステップ2が完了し、引き続き国と一体となって策定した廃止措置等に向けた中長期ロードマップの実現に向け、取り組んでおります。

事故発生以降、政府、関係諸機関、メーカー等の皆さまをはじめ、国内外を問わず数多くの皆さまに多大なるご支援とご協力をいただき、改めて心より深く感謝申し上げます。

当社は、今回の事故の重大性に鑑み、同様の事態を再び招かぬよう、事故原因を明らかにし、そこから得られた教訓を今後の事業運営に反映していくことが事故の当事者としての社会的責務であるとの認識の下、昨年6月に社内に「福島原子力事故調査委員会」を設置し、厳正かつ徹底した事故の調査・検証を進めてまいりました。

昨年12月2日には、それまでの調査・検証の結果を整理し、原因と再発防止に向けた主として設備面の対策をとりまとめた「中間報告書」を公表いたしました。

その後、安全上重要な設備は地震以降も機能を維持できていたのか、現場は全電源喪失という困難な状況において、どのように機器の状態把握や情報収集を行ったのか、事故対応のオペレーションに間違いはなかったのか、本店を含め指揮命令系統は機能していたのか等、炉心損傷に至る重大事故からより多くの教訓を得るために特に重要と思われる点を中心に、可能な限りの現場確認、記録類の確認、関係者へのヒアリングなどの情報収集を行いました。得られた情報を基に解析手法を用いて事象進展の評価結果を合わせて客観的に解明するなど、更なる調査・検証を進めてまいりました。

併せて、事故発生当初の発電所への支援、情報公開、放射線管理の状況や放射性物質の放出評価など、中間報告書では触れていなかった項目についても調査・検証を行ってまいりました。

こうした調査・検証の結果を、この度「福島原子力事故調査報告書」としてとりまとめました。

本報告書は、原子力安全に対するこれまでの取り組み、地震・津波の大きさとそれによる設備への影響、事故対応の状況、それらから得られた教訓に基づく設備面及び運用面の対策について、調査・検証で明らかとなった事実をもとに詳述しています。

また、事故の当事者として、発電所の内外でどのようなことが起きていたのか、事象が進展する中で当事者たちは何を考え、判断し、どのように行動したのか、これまで原子力安全の確保に向けてどのような意識で取り組んできたのか等を、正確にかつ詳細に事実をお伝えすることが我々の責務であると考えて、可能な限り明らかにするように努めてまいりました。



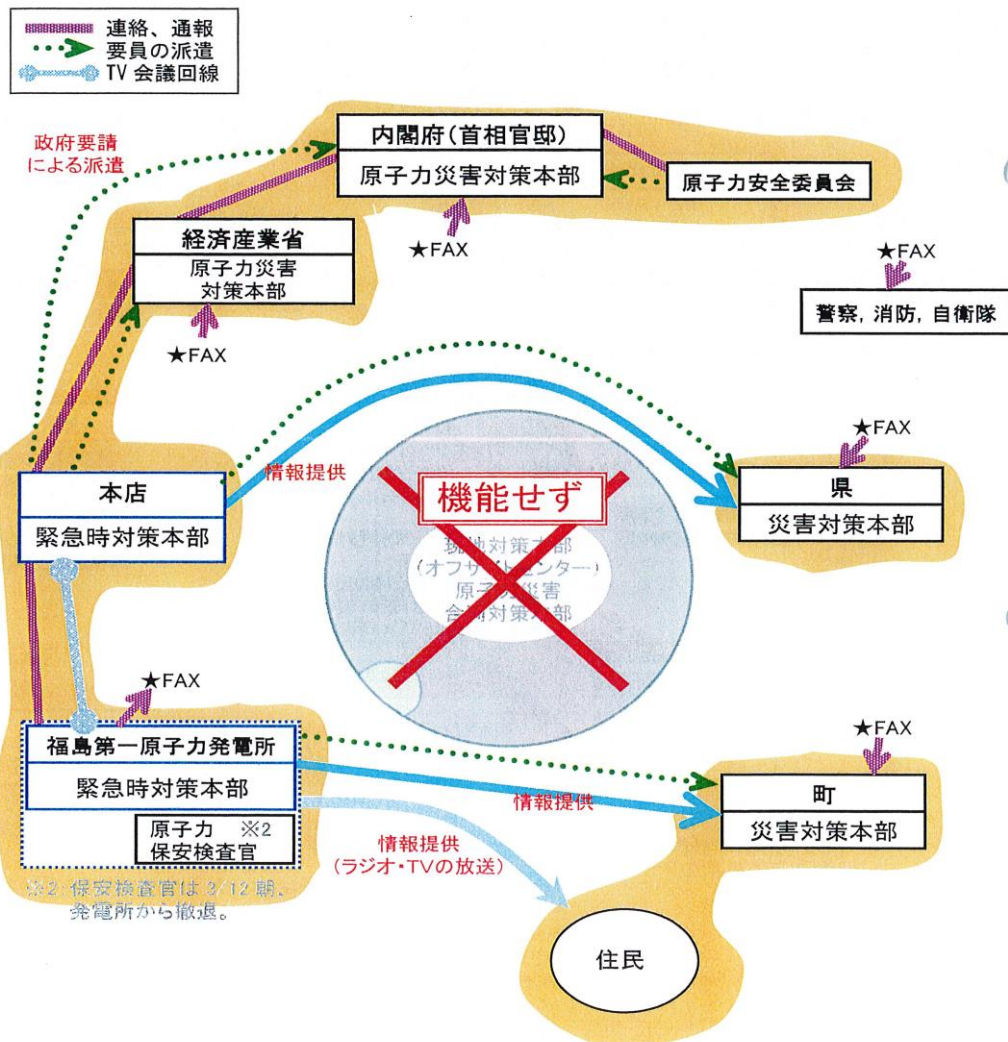
\* 以下は、被告東電が示している**違法組織**。原災法、災害対策マニュアル違反体制を政府が敷いたために、双葉町災害対策本部は、本件事故において何も機関決定していない。

添付5-4 (2/3)

緊急事態勢の変遷

<3月11日 19時03分~3月12日未明>

首相官邸に原子力災害対策本部が設置されたが、停電等の影響でオフサイトセンターが活動できる状態ではなかった。



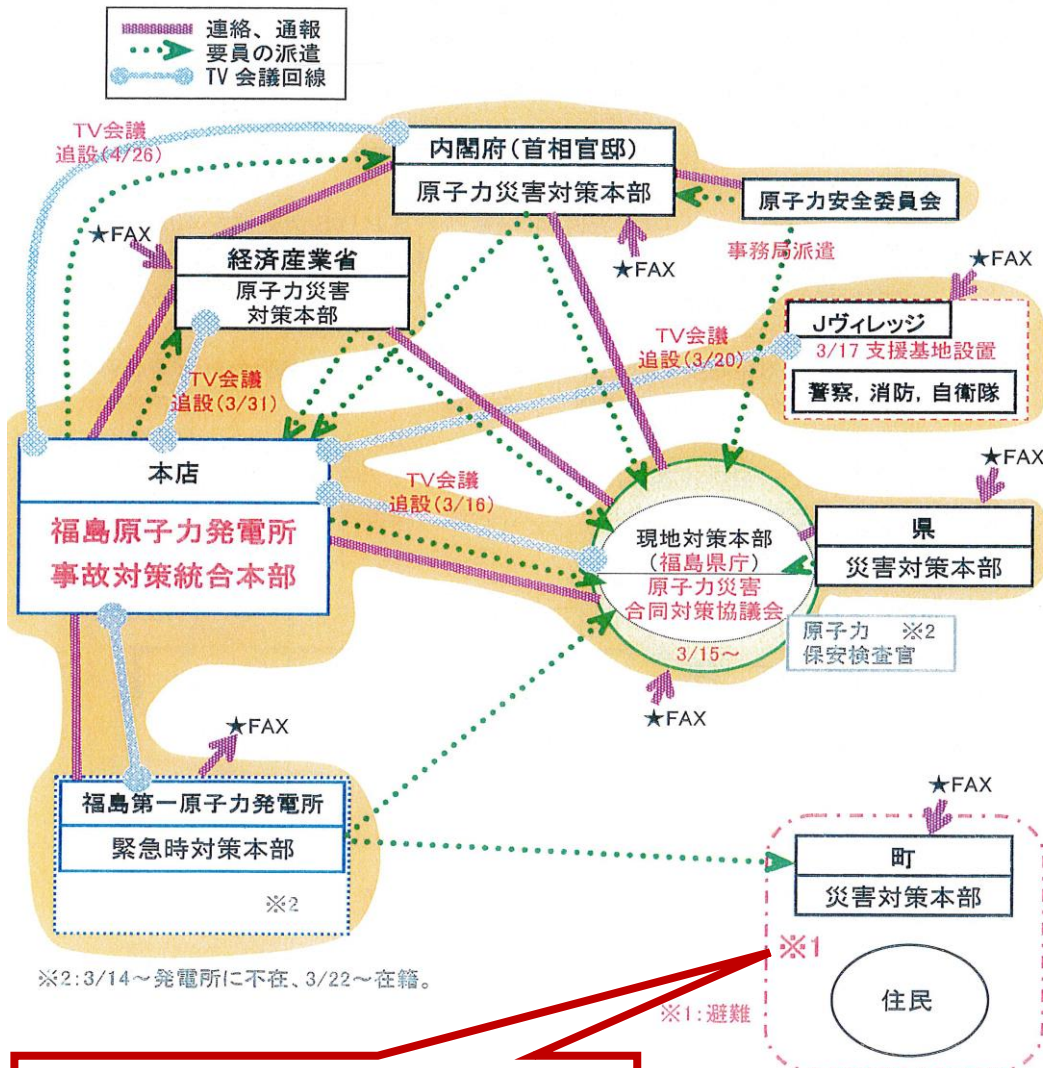
\* 以下は、双葉町災害対策本部はこの体制を認めたことがないので、この違法な組織の決めたすべてに従ういわれは存在しない。被告東電が下記に示したことは、被告東電自身が違法なものと自覚している証拠をここに示している。

添付5-4 (3/3)

緊急事態勢の変遷

<3月15日 5時35分以降>

福島原子力発電所事故対策統合本部（現：政府・東京電力統合対策室）の設置を政府が発表。12月16日に統合本部解散。



※2: 3/14~発電所に不在、3/22~在籍。

※1: 避難

避難先にも災害対策本部は存在していた



## 事故前の決まり事

以降、政府事故調（中間報告）を原告が事実を基に解釈する

本文は、政府事故調を転写したもの、原告の注釈は「本文に      ラインを付けたところ、本文に色付けしたところ、(注) としたところ、※を付したところ」を強調して被告東電に対する反論とする。

## 災害発生後の組織的対応状況【政府事故調（中間報告）45頁～75頁を引用】

### 1 原災法、防災基本計画等に定められた災害対応

#### (1) 総論

平成11年に株式会社ジェー・シー・オー核燃料加工施設で臨界事故が発生し、同年、原子力災害に対する対策の強化を図ることにより **(注1)** 原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）が制定された。同法は、**(注2)** 原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務、原子力緊急事態宣言の発出、原子力災害対策本部（以下「原災本部」という。）の設置、緊急事態応急対策の実施等について規定している。

災害対策基本法（以下「災対法」という。）第34条に基づき中央防災会議が作成した「防災基本計画」は、防災に関する総合的かつ長期的な計画並びに防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項等について定めている。「**防災基本計画**」の **(注3)** 原子力災害対策編は、原子力災害対策の基本となるものとされ、原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について記している。

また、国が設置した原子力災害危機管理関係省庁会議は、原災法及び「防災基本計画」原子力災害対策編に定める事項等を具体化し、関係省庁が連携し一体となった防災活動が行われるよう必要な活動要領を取りまとめたものとして、**(注4)** 「**原子力災害対策マニュアル**」（以下「原災マニュアル」という。）を作成している。

原災法において、(注5) 国は、法律の規定に基づき、原災本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置等を講ずることとされている(同法第4条)。また、原災マニュアルによると、原子力事業所における事故のうち、実用炉、貯蔵施設、加工施設、再処理施設又は廃棄施設での事故の場合には、(注6) 原子力安全・保安院(経済産業省の外局である資源エネルギー庁の特別の機関。以下「保安院」という。)が、試験研究炉又は使用施設における事故の場合には、文部科学省が、それぞれ原子力災害への対応に関する安全規制担当省庁とされている。

原災法は、地方公共団体の責務について、地方公共団体は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等の実施のために必要な措置を講ずることとしている(同法第4条)。また、災対法は、都道府県防災会議は、「防災基本計画」に基づき、当該都道府県の地域に関する都道府県地域防災計画を作成することとしている(同法第40条)。【45→46頁】

これらの規定等を受け、福島県防災会議は、原子力災害対策編を含む「福島県地域防災計画」を作成し、原子力災害への対応を定めている。また、原子力安全委員会(以下「安全委員会」という。)が策定した「原子力施設等の防災対策について」にある(注7) EPZ(防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲であり、発電所から半径8~10km以内の地域をその目安としている。)を踏まえ、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)及び東京電力福島第二原子力発電所(以下「福島第二原発」という。) 周辺の市町村(広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町)も、原子力災害対応を含む地域防災計画を策定している。

(注8) 原災法は、原子力事業者の責務についても定めており、原子力事業者は、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害(原子力災害が生じる可能性を含む。)の拡大の防止等に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有するとしている(同法第3条)。また、同法は、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力事業者防災業務計画を作成する

こととしており（同法第7条第1項）、この規定を受け、東京電力は、原子力発電所ごとに「原子力事業者防災業務計画」を定めている。

原告の反論

（注1）：脱法している。

（注2）：形になっていない。

（注3）：守られていたら事故にはならなかった。

（注4）：隠ぺいし、偽装して、マニュアル違反をしている。

（注5）：原災法違反。国は形を形成していない。

（注6）：原子力安全・保安院は職責を放棄し、責任から逃避した。

（注7）：マニュアルを滅却した政府災害対策本部が、EPZの決まりに反し3km以内という狭い避難指示を発出した。このため、原告ら双葉町民は避難が遅れて、不当な被ばくをさせられた。これを人災と呼んでいる。

（注8）：被告東電は口が裂けても「想定外」ということは許されない。

## （2）原災法第10条に基づく通報後の対応【46→47頁】

原災法は、（注1）原子力事業者に対し、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う組織として、原子力事業所ごとに原子力防災組織の設置及びそれを統括管理する原子力防災管理者の選任を義務付けており（同法第8条第1項、第9条第1項）、同法第10条第1項に規定された事項に該当する事象が発生した場合には、原子力防災管理者は、主務大臣、（注2）関係地方公共団体等に対し通報すること（以下「10条通報」という。）を義務付けている（同法第10条第1項）。

実用炉における事故の場合に、その後の政府のとるべき主な対応は以下のとおりである。

① （注3）保安院は、原子力防災管理者から10条通報を受けると、直ちに、当該通報事象が、原災法第15条第1項の原子力緊急事態に該当するか否かの判断を行い、【46→47頁】 内閣官房、内閣府、安全委員会、（注4）地方公共団体等に、事象の概要等の事故情報等について連絡を行うとともに、経済産業

大臣を本部長として経済産業省に設置される同省原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）において、事故対応に当たる（「防災基本計画」、保安院作成（注5）「原子力防災業務マニュアル」等）。

また、警戒本部は、経済産業省原子力災害現地警戒本部（以下「現地警戒部」という。）の本部長の任に当たる経済産業副大臣、必要な職員及びあらかじめ定められた専門家を現地に派遣するとともに、その他の関係省庁等も、原災マニュアル等の規定に応じて、（注6）職員を緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に派遣する。

② 保安院から連絡を受けた内閣官房は、（注7）官邸地下にある官邸危機管理センターに官邸対策室を設置し、情報の集約、内閣総理大臣への報告、政府としての総合調整を集中的に行うとともに、事態に応じ、政府としての初動措置に関する情報集約を行うため、各省庁の局長等の幹部（緊急参集チーム）を同センターに参集させる（「防災基本計画」）。

③ また、（注8）保安院から連絡を受けた安全委員会は、直ちに、緊急技術助言組織を立ち上げるとともに、現地において必要な技術的助言等を行うため、あらかじめ指定された安全委員会委員及び緊急事態応急対策調査委員を現地へ派遣する（「防災基本計画」）。

④ 現地においては、原子力防災管理者から10条通報が行われた場合、（注9）現地に駐在している原子力保安検査官事務所の職員は、直ちにオフサイトセンターに参集し、現地警戒本部を設置するとともに、原則として2名の原子力保安検査官（以下「保安検査官」という。）が現場に赴き、現場確認を行う（「原子力防災業務マニュアル」）<sup>1</sup>。

「1 「防災基本計画」は、「原子力保安検査官等現地に配置された安全規制担当省庁の職員は、発災現場の状況を把握し、安全規制担当省庁に随時連絡するものとする。」と定めている。」・・・（頁のアンダーライン下を記す。以下同じ）

## 原告の反論

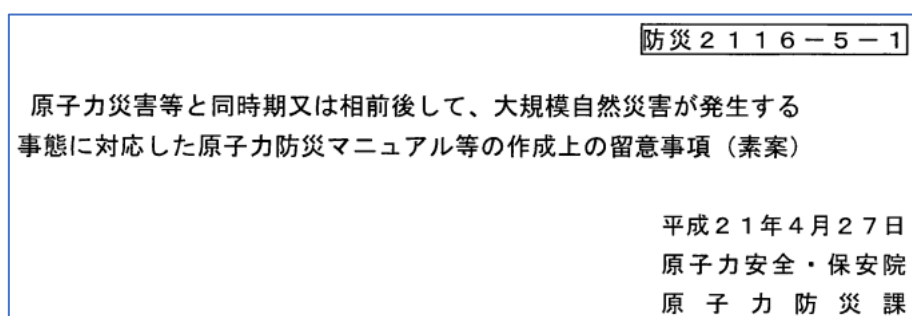
(注1)：本件は、想定外ではなく、「原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う組織として、原子力事業所ごとに原子力防災組織の設置及びそれを統括管理する原子力防災管理者の選任を義務付けており」と定められていたので、本件事故は、「想定されていた」この者の任務懈怠によるものと判断している。

(注2)：確かに FAX 通報はあった。同時に電話で詳しい説明はなかったので、FAX の内容を詳しく理解することはできなかった。役場には広報部の職員がいたが、FAX 通報についての説明は全くなく、双葉町役場の混乱状態を発電所に報告していたようだった。

(注3)：保安院は、原災法、原子力災害対策マニュアル、防災訓練マニュアル等を遵守していないばかりか、発電所立地町6町との情報交換は全くなかった。原子力保安検査官事務所からのオフサイトセンターへの参集のシグナルは全くなかった。3.11に保安検査管たちはどこで、どうしていたのか闇に葬られたままになっている。

(注4)：(注3)に同じ。

(注5)：保安院の「原子力防災業務マニュアル」は見当たらないが、下記の



説明資料には、本件事故を想定したような内容が記されていた。したがって、経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院は本件事故を防げる立場にいたのだから、この罪は非常に重い。

(注6)：本書前5頁、被告東電の証拠資料には、原災法に準じた「**本来の図絵**」

が記されているので、ごまかすことができない。

(注7)：平成22年度までの原子力総合防災訓練では、官邸地下の危機管理センターにおいて、政府災害対策本部長は関係閣僚と政府職員、及び、報道機関等が参集した場において、原子力緊急事態宣言を発出していたが、本件事故では、菅直人政府災害対策本部長は、行わなかった。これが、本件事故を偽装する始まりだった。

(注8)：実施されたのか確認できずにいる。

(注9)：本件における保安検査官たちは、多くの任務懈怠を侵している。まず、10条通報後に行う通報連絡は全くされていない。しかも、原子力防災専門官が行う「緊急時招集システム」を利用した、予め決められていた災害対応要員への通報がされておらず、原子力防災専門官の所在すら確認できなかった。彼らの任務放棄は、原告らの不当な被ばくにつながっている。本件事故における、彼らの不作為は、双葉病院置き去り事件につながり、加害者といえることができる。

### (3) 15条事態発生時の対応

保安院が、実用炉において原災法第15条第1項の規定する事態（原子力緊急事態）が発生したと判断した場合、政府は、以下のとおりの対応をとることとされている。

① 保安院は、原子力緊急事態が発生した旨及び緊急事態応急対策を実施すべき区「1 「防災基本計画」は、「原子力保安検査官等現地に配置された安全規制担当省庁の職員は、発災現場の状況を把握し、安全規制担当省庁に随時連絡するものとする。」と定めている。」【48頁】域や原子力緊急事態の概要等に関する公示案（原災法第15条第2項）及び、(注1) 地方公共団体の長に対して避難等の指示を行うべきことに関する指示案（同条第3項）を作成し、経済産業大臣に上申する（同条第1項）。また、保安院は、経済産業省に設置される原子力災害対策本部において事故対応に当たる（「原子力防災業務マニュアル」等）2。

② (注2) 内閣危機管理監、保安院長及び内閣府政策統括官（防災担当）は、

保安院が作成した公示案及び指示案を速やかに協議・決定し、その後、経済産業大臣から内閣総理大臣に報告し、決定に関する決裁を仰ぐ（原災マニュアル）。

③（注 3）この決定を受け、内閣総理大臣は、記者会見を通じて原子力緊急事態宣言を公表し（原災マニュアル）、自らを本部長、経済産業大臣を副本部長とする原災本部を内閣府に設置する（原災法第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項）

3。（注 4）この原災本部の事務局は、保安院長を事務局長として、経済産業省別館 3 階にある経済産業省緊急時対応センター（ERC）に置かれ、六つの機能班（総括班、放射線班、プラント班、医療班、住民安全班、広報班）から成る（原災マニュアル）。

④（注 5）官邸対策室は、前記（2）②に記載された業務を当分の間継続し、重大事件が原子力災害と同時期に発生し内閣の総合調整が必要とされる場合等には、原災本部との協議を踏まえ、関係閣僚会議の開催について意見具申等を行う（原災マニュアル）。

⑤（注 6）現地においては、経済産業副大臣を本部長として、国の原子力災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）をオフサイトセンターに設置する（原災法第 17 条第 8 項、第 10 項）

#### 原告の反論

（注 1）：現場で事件が起きてから、後付けで通知は届いていたようだが、何も役に立たなかった

（注 2）：平成 22 年度浜岡原発総合防災訓練の時には、伊藤危機管理監の姿がテレビ会議の画面に映っていたが、本件事故では姿がなかったので、実行されたという証拠はない。

（注 3）：本件においては、平成 22 年度浜岡原発総合防災訓練の時のようにテレビ会議が公開されていないので、記者会見は大幅なロスタイムがあり、その内容は正確ではなかった。

（注 4）：原災本部の事務局は、過去の防災訓練においては、映像が収録されていて内容が確認できたが、本件では闇に隠されているので、活動状況は

確認できていない。確認できない理由は、双葉町災害対策本部が本件事  
故対応組織から排除されてしまったためでもある。

(注 5)：本文 7 頁に示した被告東電の証拠のように、原災法を葬り、官邸の素  
人政治家たちの素人判断で、本来の約束はめちゃくちゃにされた。

(注 6)：事故時の池田経産副大臣は、現地本部長としての資格がないので、原  
災法を遂行できなかった。

#### (4) オフサイトセンターの整備・維持

原災法第 12 条第 1 項は、原子力災害発生時における放射線量の測定等の原  
子力災害に関する情報収集活動の拠点となる施設として、(注 1) オフサイトセ  
ンターの設置を国に義務付けている。また、オフサイトセンターにおいて、前記  
(3) のとおり、「2 経済産業省が作成した(注 2)「経済産業省防災業務計画」によると、  
既に警戒本部が設置されている場合、警戒本部の業務を経済産業省原子力災害対策本部の業務  
に切り替えることとされている。

3 政府の原災マニュアルによると、原災本部は、場所としては、官邸に設置することとされて  
いる。」【49 頁】 国の現地対策本部が設置されるとともに、(注 3) 国、地方公共  
団体、原子力事業者等の関係機関が情報共有を図り、事故の応急対応について必  
要な調整を行うため、原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」とい  
う。）が開催される（同法第 23 条）。なお、同法施行規則第 16 条第 1 号は、  
オフサイトセンターを原子力事業所から 20km 未満の場所に設置することを  
義務付けている。こうした規定を踏まえ、「福島県地域防災計画」は、特定事象  
(原災法第 10 条第 1 項前段の規定により通報を行うべき事象)が発生した場  
合、県は、原則としてオフサイトセンターに(注 4) 県原子力現地災害対策本部  
(以下「現地本部」という。)を設置することとしている。また、「防災基本計画」  
は、オフサイトセンターでの活動を支援するため、緊急事態発生時には、関係省  
庁、(注 5) 地方公共団体及び事業者は、あらかじめ定められた要員をオフサイ  
トセンターに派遣することとしている。



さらに、「防災基本計画」は、情報収集ルートの錯綜を避けるため、(注6) 原則として、合同対策協議会が、原子力緊急事態発生後の現地の情報収集を一元的に行うこととし、国及び地方公共団体に対し、平時より、専用回線網、非常用電話、FAX、テレビ会議システム等の非常用通信機器を整備・維持することとしている。

これらの諸規定に基づき、福島第一原発及び福島第二原発に共通するオフサイトセンターが、福島県双葉郡大熊町に設置されている（福島第一原発から約5km、福島第二原発から約12kmの距離にある。）。また、オフサイトセンターが使用できない場合の代替施設の選定を定めた原災法施行規則第16条第12号に基づき、福島県南相馬市に所在する福島県南相馬合同庁舎が代替施設として指定されている。

また、オフサイトセンターの情報集約拠点としての役割を踏まえ、福島県のオフサイトセンターには、(注7) 一般の電話回線のほか、政府の各機関をテレビ会議等でつなぐ専用回線、更に衛星回線が設置されている

#### 原告の反論

(注1)：オフサイトセンターの設置は、発電用原子炉等の場合、原子力安全・保安院に規制義務が集中されている。ところが、本件事故では、最前線で事故情報を国民に知らせる役目の、原子力保安検査官たちが職場から離れて、事故情報を収集し、国民に周知することを怠ったのである。不作為を働いたのである。

(注2)：経済産業省に存在した「経済産業省防災業務計画」が、どのような内容なのか分からないが、このような計画があったのだから、逃げ隠れせず前面に出て事故対応に当たらなければならなかった。

(注3)：双葉町災害対策本部は、本件事故前の原災法上の防災訓練にはすべて参加していた。ところが本件事故では、原災法を減法し、事故現場を抱える双葉町との情報の共有は図れていない。非常に奇妙な事故対応を政府・東電は平然としている。

- (注4)：本件最大の偽装は、池田政府現地対策本部長が、無資格（権限のない状態）で任務を行っていたこと。したがって、本件において、すべてが偽装されているのである。
- (注5)：その通り、双葉町災害対策本部では原子力防災専門官からの参集の合図が来ることを待機していた。しかし、原告が双葉町災害対策本部長の在任中、原子力防災専門官からすべての連絡通報はなかった。
- (注6)：頭の良い経産官僚は、都合がよほど悪いと見えて、2011年3月11日から現在に至るまで、従来のテレビ会議システムを回復させていない。通信回線が徐々に回復してきたのは、3月15日頃なので、やろうと思えば、3月20日頃にはすべてのメンバーがそろって、テレビ会議ができたはずである。
- (注7)：本件において不思議なことは、すべての報道機関が、オフサイトセンターが機能していないこと、テレビ会議が機能していないこと、合同対策協議会が発電所周辺自治体を排除していること、福島県庁の機能不全を、見事にそろって報道していないことである。

## (5) 東京電力の態勢

前記(2)のとおり、(注1) 原災法は、原子力災害の発生又は拡大を防止するための組織として、原子力事業所ごとに原子力防災組織の設置及びそれを統括管理する原子 「4 そのほか、福島県のオフサイトセンターには、福島県及び東京電力もそれぞれ通信回線を設置している。」 【50頁】 力防災管理者の選任を原子力事業者に義務付けている(同法第8条第1項、第9条第1項)。また、原子力防災組織の具体的な設置及び運営については、原子力事業所ごとに原子力事業者防災業務計画の作成が義務付けられている(同法第7条第1項)。

東京電力は、(注2) 災対法等に基づき、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するために必要な防災業務計画を定めている。この防災業務計画は、災害の規模、復旧までの見通し期間等に応じて、非常態勢を軽いものから順に、第1非常態勢から第3非常態勢の三つに区分し、いずれも、本店

並びに必要な支店及び事業所に非常災害対策本部を設置することとしている。

また、東京電力は、原災法第 7 条第 1 項に基づき、原子力発電所ごとに原子力事業者防災業務計画を定めている。**(注 3)** 福島第一原発についても、「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」(以下「福島第一原発防災業務計画」という。)を定め、原子力災害への対応について、10 条通報を行った場合には第 1 次緊急時態勢を、同法第 15 条第 1 項の規定する原子力緊急事態が発生した旨の報告を行った場合、又は、同条第 2 項に基づき原子力緊急事態宣言が発出される事態に至った場合には第 2 次緊急時態勢をとることとしている。いずれの場合も、**(注 4)** 原子力防災管理者たる発電所長が緊急時態勢の発令を行い、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うこととしている。

なお、原子力防災管理者たる発電所長は、原災法第 10 条第 1 項に規定する特定事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、15 分以内を目途として、関係機関に FAX を用いて一斉通報し（原子力防災管理者は、同法第 10 条第 1 項により、かかる通報義務を負う。）、10 条通報を行った旨を報道機関へ発表することとされている。

東京電力では、福島第一原発で原災法第 10 条第 1 項に規定する特定事象が発生し、原子力防災管理者たる発電所長が第 1 次緊急時態勢を発令した場合、本店及び福島第一原発に緊急時対策本部を設置することとしている。この場合、**(注 5)** 本店の緊急時対策本部では、社長が本部長となり、九つの機能班（官庁連絡班、情報班、広報班、給電班、保安班、技術・復旧班、厚生班、総務班、資材班）に分かれ、福島第一原発の緊急時対策本部では、原子力防災管理者たる発電所長が本部長となり、12 の機能班（通報班、情報班、広報班、保安班、技術班、復旧班、発電班、厚生班、医療班、総務班、警備誘導班、資材班）【51 頁】に分かれ、原子力災害に対応する防災体制を確立することとしている。

なお、「福島第一原発防災業務計画」によれば、原災法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言が発出される事態に至り、原子力防災管理者たる発電所長が第 2 次緊急時態勢を発令した場合も、本店及び発電所の組織体制に特段の

変更はない。

また、「福島第一原子力発電所のアクシデントマネジメント整備報告書」（以下「AM 整備報告書」という。）によれば、（注6）設計で想定した範囲を超える事象が発生した場合、いわゆるアクシデントマネジメント（AM）を実施する組織として、発電所に、本部、情報班、保安班、技術班、復旧班及び発電班で構成される支援組織を置くこととしている。今回の事故のように、設計で想定した範囲を超える事象が発生し、かつ、これが原災法第10条第1項に規定する特定事象に該当するとして10条通報を行った場合、「防災業務計画」に基づいて発電所に設置される緊急時対策本部の各機能班のうち、「AM 整備報告書」に基づき設置される支援組織の各機能班に対応する同名称の班が、この支援組織を構成する。

さらに、「福島第一原発防災業務計画」によれば、（注7）福島第一原発に緊急時対策本部が設置された場合、原子力防災管理者たる発電所長は、職制上の権限を行使して原子力災害対策活動を行うほか、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとることとされている。もともと、「AM 整備報告書」によれば、福島第一原発においては、AMを実施する組織として、中央制御室の運転員と発電所の支援組織があり、プラントの操作は中央制御室の運転員が、同操作を実施する際に必要な判断は原則として同室の当直長が、それぞれ行うこととされている。ただし、より複雑な事象に対しては、事故状況の把握や実施するAM策の選択に当たっての技術評価の重要度が高く、また、様々な情報が必要となるため、支援組織においてこれらの技術評価等を実施し、当直長が行う意思決定を支援することとしている。さらに、他プラントとの連携が必要な操作を行う場合や、実施する操作のプラント挙動等に対する影響が大きい場合、当直長は、支援組織に助言又は指示を仰ぐこととしている。

「5 さらに、復旧班の下に、消火班（自衛消防隊）が置かれる。」

〈52頁〉 他方、「福島第一原発防災業務計画」によれば、（注8）本店の緊急時対策本部は、本部長たる社長の下で、発電所における原子力災害への対応を支援する役割を担い、「福島第一原発防災業務計画」上も、発電所及び本店の緊急

時対策本部は、互いに綿密な連絡を取り合うこととされている。

また、他の原子力事業所の原子力防災管理者も、東京電力本店からの要請に応じ、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるよう、環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他の必要な協力を行うこととされている。このように、(注 9) 福島第一原発において原子力災害が発生した場合、個別・具体的な対処に関する判断は、原子力防災管理者たる福島第一原発所長に委ねられ、本店の緊急時対策本部は、必要な場合に発電所に対して指導・助言を行うほか、発電所からの要請を受けて、他の原子力発電所と共に、物資・機材の調達その他の必要な支援を行うこととされている

#### 原告の反論

(注 1) : 「原災法は、原子力災害の発生又は拡大を防止するための組織として、原子力事業所ごとに原子力防災組織の設置及びそれを統括管理する原子力防災管理者の選任を原子力事業者に義務付けている (同法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項)」ので、発電所周辺の自治体並びに住民に対し、隠ぺいや誤魔化して騙したり、我慢、苦役を与えてはならないのである。

(注 2) : 東京電力は、「災対法等に基づき、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するために必要な防災業務計画を定めている」のであって、本件事故を想定外という言い訳はできない。

(注 3) : 「福島第一原発についても、「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」(以下「福島第一原発防災業務計画」という。)を定め」てあるので、事故の責任をすべて回避することができない。

(注 4) : 「原子力防災管理者たる発電所長が緊急事態勢の発令を行い、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うこと

としている」ので、被告東電は、発電所周辺の自治体及び住民に責任を転嫁してはならない。このことを知らない官邸の素人政治家は騙されている。

(注5):「本店の緊急時対策本部では、社長が本部長となり」となっているので、事故対応の現場に、素人政治家が介入できないことが示されている。

(注6):この通り「(AM)を実施する組織として、発電所に、本部、情報班、保安班、技術班、復旧班及び発電班で構成される支援組織を置くこととしている。」東電に責任が集中されることになっているので、決して「想定外」ということとはできない。

(注7):「原子力防災管理者たる発電所長は、職制上の権限を行使して原子力災害対策活動を行う」ことになっていた。官邸の素人政治家が、直接現場に介入することはできない。

(注8):その通り。双葉町長へ防災資機材報告がされていた。

(注9):その通り。官邸が現場に直接介入できない。

## 2 事故発生後の国の対応

### (1) 国の対応の概観

(注1) 平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分の地震発生直後、経済産業省は、震災に関する災害対策本部を設置し、被災地に所在する原子力発電所の原子炉の状況等に関する情報収集を開始した。他方、(注2) 官邸においては、同日 14 時 50 分、伊藤哲朗内閣危機管理監（以下「伊藤危機管理監」という。）は、地震対応に関する官邸対策室を設置するとともに、関係各省の担当局長等からなる緊急参集チームのメンバーを、官邸地下にある官邸危機管理センターに招集した 6。

吉田昌郎福島第一原発所長（以下「吉田所長」という。）は、同日 15 時 42 分、福島第一原発が津波到達後に全交流電源が喪失状態となったことから、原災法第 10 条第 1 項に規定する特定事象（同法施行規則第 9 条第 1 号イ(6)の「原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給

が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること」) に該当すると判断し、本店を介して、保安院等に対し、10 条通報を行っ「6 (注 3) 3 月 11 日 15 時 14 分、政府は、災対法第 28 条の 2 に基づき、菅直人内閣総理大臣を本部長とする 緊急災害対策本部を官邸に、同本部事務局を内閣府に、それぞれ設置し、同日 15 時 37 分、第 1 回緊急災害対策本部会合を開催した。なお、翌 12 日、政府は、宮城県に緊急災害現地対策本部を設置した。」た。【53 頁】これを受け、保安院は、官邸等に対して、その旨の連絡を行い、また、(注 4) 経済産業省は、警戒本部及び現地警戒本部を、それぞれ ERC 及びオフサイトセンターに設置した (保安院の対応については、後記 (2) 参照)。保安院から前記通報を受けた官邸においては、(注 5) 伊藤危機管理監は、同日 16 時 36 分、当該事故に関する官邸対策室を設置した。なお、緊急参集チームについては、既に招集されていた地震対応に関する緊急参集チームを拡大し、原子力災害と併せて、引き続き協議を行うこととした (緊急参集チームの対応については、後記 (3) 参照)。他方、安全委員会は、同日 15 時 59 分、保安院から、東京電力からの 10 条通報があった旨の連絡を受け、同日 16 時、臨時会合を開催し、(注 6) 緊急技術助言組織を立ち上げた 8 (安全委員会の対応については、後記 (5) 参照)。

また、同日 17 時頃、武黒一郎東京電力フェロー (以下「武黒フェロー」という。) ら同社幹部数名が官邸に呼ばれ、(注 7) 緊急参集チーム要員として既に官邸にいた寺坂信昭原子力安全・保安院長 (以下「寺坂保安院長」という。) らと共に、菅直人内閣総理大臣 (以下「菅総理」という。) の求めに応じ、福島第一原発の原子炉の状況等について説明を行った。その後、これらの東京電力幹部は、官邸を出たが、同日 19 時頃に再度官邸に呼ばれ、参集した。

他方、(注 8) 東京電力は、同日 16 時 36 分、福島第一原発 1、2 号機に関して、非常用炉心冷却装置による注水ができなくなっている可能性があるため、安全性を重視して保守的に判断し、同日 16 時 45 分、保安院に対し、原災法第 15 条第 1 項に規定する特定事象 (同法施行規則第

21 条第 1 号口の「原子炉…の運転中に…沸騰水型 軽水炉等において当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合…において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。）」が発生した旨の報告を行った。これを受け、保安院は、技術的な確認を行い、原災法第 15 条第 1 項に定める原「7 東京電力は、当初、福島第一原発 1 号機から 5 号機が全交流電源喪失状態であるとの通報を行ったが、4 号機及び 5 号機は、検査のため運転停止中であったことから、4 月 24 日、同通報は 1 号機から 3 号機のみについてである旨の訂正を行った。8 なお、(注 9) 文部科学省は、10 条通報を受け、16 時 46 分、同省の非常災害対策センター (EOC) に、文部科学省原子力災害対策支援本部を立ち上げた。【54 頁】 子力緊急事態（以下「15 条事態」という。）に該当すると判断し、(注 10) 平岡英治原子力安全・保安院次長（以下「平岡保安院次長」という。）は、同日 17 時 35 分頃、原災法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言を発出することにつき、海江田万里経済産業大臣（以下「海江田経産大臣」という。）の了承を得た。

同日 17 時 42 分頃、海江田経産大臣は、官邸に行き、前記のとおり既に官邸にいた寺坂保安院長と共に、15 条事態の発生につき菅総理に報告を行うとともに、原子力緊急事態宣言の発出につき菅総理の了承を得ようとした。(注 11) しかしながら、菅総理は、同日 18 時 12 分頃から開催された与野党党首会談に出席する予定であったことから、上申手続は一旦中断した。そして、同会談終了後、海江田経産大臣は、菅総理への報告を再開し、緊急事態宣言発出につき菅総理の了承を得た。

(注 12) これを受け、同日 19 時 3 分、政府は、原災法第 15 条第 2 項の規定する (注 13) 原子力緊急事態宣言を発出するとともに 9、菅総理を本部長とする原災本部を官邸に、経済産業副大臣を本部長とする現地对策本部をオフサイトセンターに、原災本部事務局を ERC に、それぞれ設置した。また、これと同時に、官邸においては、同日 19 時 3 分から 22 分までの間、第 1 回原災本部会合が開催された 10。(注 14) その後の同日 19 時 45 分頃、枝野幸男内閣官房長官（以下「枝野官房長官」と



いう。)は、記者会見において、原子力緊急事態宣言の発出及び原災本部の設置を発表した。

枝野官房長官の記者会見後、(注15) 官邸地下の緊急参集チームとは別に、総理大臣執務室のある官邸5階において、菅総理及び関係閣僚等が集まるとともに、班目春樹原子力安全委員会委員長(以下「班目委員長」という。)、平岡保安院次長、東京電力幹部らが集められ、これらのメンバーは、避難措置を含む今後の事故対応について検討を開始した。このメンバーには、3月13日頃までに、プラントメーカーの幹部等も加わった。

(注16) その後も、官邸5階に参集したメンバーは、避難措置、プラントについてとるべ「9 なお、3月12日5時22分以降、福島第二原発において、複数号機の圧力制御機能が喪失する原子力緊急事態が発生したため、菅総理は、原災法第15条第2項に基づき、同日7時45分、福島第二原発に関する原子力緊急事態宣言を発出した。

10 官邸においては、第1回原災本部会合に引き続き、19時38分まで地震対応に関する緊急災害対策本部会合が開催された。」【54・55頁】き措置等、福島原子力発電所事故に関するいくつかの措置を決定したが、その際に必要なプラントに関する情報の多くは、官邸5階に詰めていた東京電力幹部らが携帯電話で直接入手していた。

なお、菅総理は、3月12日6時15分、福島第一原発の視察のために班目委員長らと共にヘリコプターで福島第一原発へ向かい、同日7時11分頃、福島第一原発敷地内の免震重要棟において、吉田所長と面会した(後記IV3(4)c参照)

## 原告の反論

(注1)：「平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分の地震発生直後、経済産業省は、震災に関する災害対策本部を設置し、被災地に所在する原子力発電所の原子炉の状況等に関する情報収集を開始した」はよいが、災害対策基本法と原子力災害対策特別措置法は、発電所の事故発生において、人を放射能被ばくから、いかに守るかという法律である。本件において、人の「生命、身体および財産を保護する」ことに、尽力するところを、実際は生命、身体を守った形跡がない。

したがって、原告、双葉町災害対策本部長は、放射能の影響が少ない埼玉県に町民・子供を避難させたのである。

(注2)：「～地震対応に関する官邸対策室を設置するとともに、関係各省の担当局長等からなる緊急参集チームのメンバーを、官邸地下にある官邸危機管理センターに招集した」とあるが、官邸危機管理センターを 24 時間使えば、原災法に十分対応ができたはずである。

(注3)：「3 月 11 日 15 時 14 分、政府は、災対法第 28 条の 2 に基づき、菅直人内閣総理大臣を本部長とする 緊急災害対策本部を官邸に、同本部事務局を内閣府に、それぞれ設置し」とあるが、災対法をここで引用しているのに、原災法を滅却する理由が立たないではないか。

(注4)：オフサイトセンターとここで語っているが、双葉町災害対策本部は承知していない。

(注5)：「伊藤危機管理監は、同日 16 時 36 分、当該事故に関する官邸対策室を設置した。」は、正解であるが、伊藤危機管理監は原災法の定めを理解していたのだろうか、その後の行動からはとても理解していたとは言えない。

(注6)：原子力安全委員会が緊急技術助言組織を立ち上げたといっても、原災法を優先する事故時の体制構築が不当な形で行われているので、効力はないものと受け止めている。

(注7)：同日 17 時頃「東京電力は、同日 16 時 45 分、保安院に対し、原災法第 15 条第 1 項に規定する特定事象が発生した旨の報告を行った。」はマニュアルに基づいている。しかし、問題は、原子力規制の主務である ERC をさておいて、原子力防災専門家集団がありながら、素人政治家の登場を赦した背景が不純である。素人政治家が事故の指揮をとれば、事故対応がめちゃくちゃになることが、分からない官僚などいないはずである。

(注8)：「文部科学省は、10 条通報を受け、16 時 46 分、同省の非常災害対策センター (EOC) に、文部科学省原子力災害対策支援本部を立ち上げた。」は、正しい行為だが、SPEEDI 情報が原告ら、発電所周辺の自治体に届かなかつたことは、許されるものではない。

(注9)：文部科学省は、10 条通報を受けて、文部科学省原子力災害対策支援本部を立ち上げていたのに、経済産業省原子力安全・保安院の第一原発保安検査官事務所は任務放棄などしてられないではないか？

(注10)：原子力安全・保安院が 17 時 35 分ころ海江田経産大臣から 15 条通報後の緊急事態宣言を発出することを了承されていたとは、どれだけの国民は知っていたのだろうか。原告及び双葉町災害対策本部は全く知らなかった。

(注11)：「与野党党首会談に出席する予定であった」ので、緊急事態宣言を発出する機会を喪失させたことは、発電所周辺の住民に対する避難の妨害であるので、許されることで決してはない。

(注12)：17 時 35 分から 19 時 03 分迄引き延ばし、さらに、これを国民が知ったのは、枝野官房長官の 19 時 49 分に行った記者会見ということになると、実に、2 時間 14 分のロスタイムを発生させていた。この間、地元では何も知らされないで、避難することもなくじっとしていたことになる。これは、緊急事態における背任

であり、不作為であることは間違いない。

(注 13)：「原子力緊急事態宣言を発出する」とは、いつ、だれが、どこで、だれに発出したのかが不明である。原告は、発出した現場を確認できていないので、ブラックボックスになっている。

現地対策本部がオフサイトセンターを設置したというが、双葉町災害対策本部では確認していない。虚偽ではないのか。福島県でさえ、県現地対策本部会議を開催していないと答えているのだから。

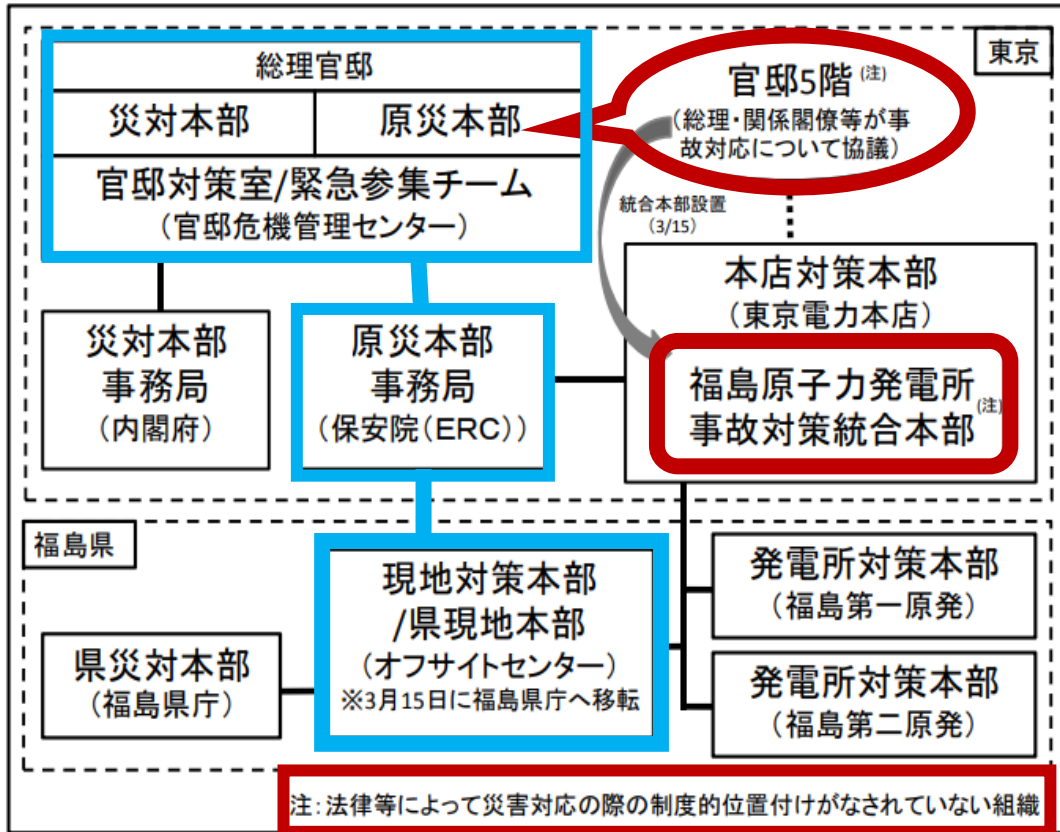
(注 14)：官邸の危機管理センターで、報道陣を交えて、総理大臣が緊急事態宣言を発出するのが通例だった。枝野官房長官が、記者会見するということは前例になかった。テレビ会議システムがこの時だけ、使われていなかったことも不作為のそしりを受けるべきである。

又、この時に、ERC/OFC が存在していないことを示している。

(注 15)：原災法を葬り、独裁状態を示しているが、原告は双葉町災害対策本部として、これに従ったことはない。

(注 16)：「決定」のプロセスが間違っている。我が国は専制国家ではないのだから、違法な形で「決定」はできない。すべて違法の下で決められたことは、無効で拘束力はない。

図Ⅲ－1 福島第一・第二原発における事故対応等に関する組織概略図（3月15日以前）【55頁】



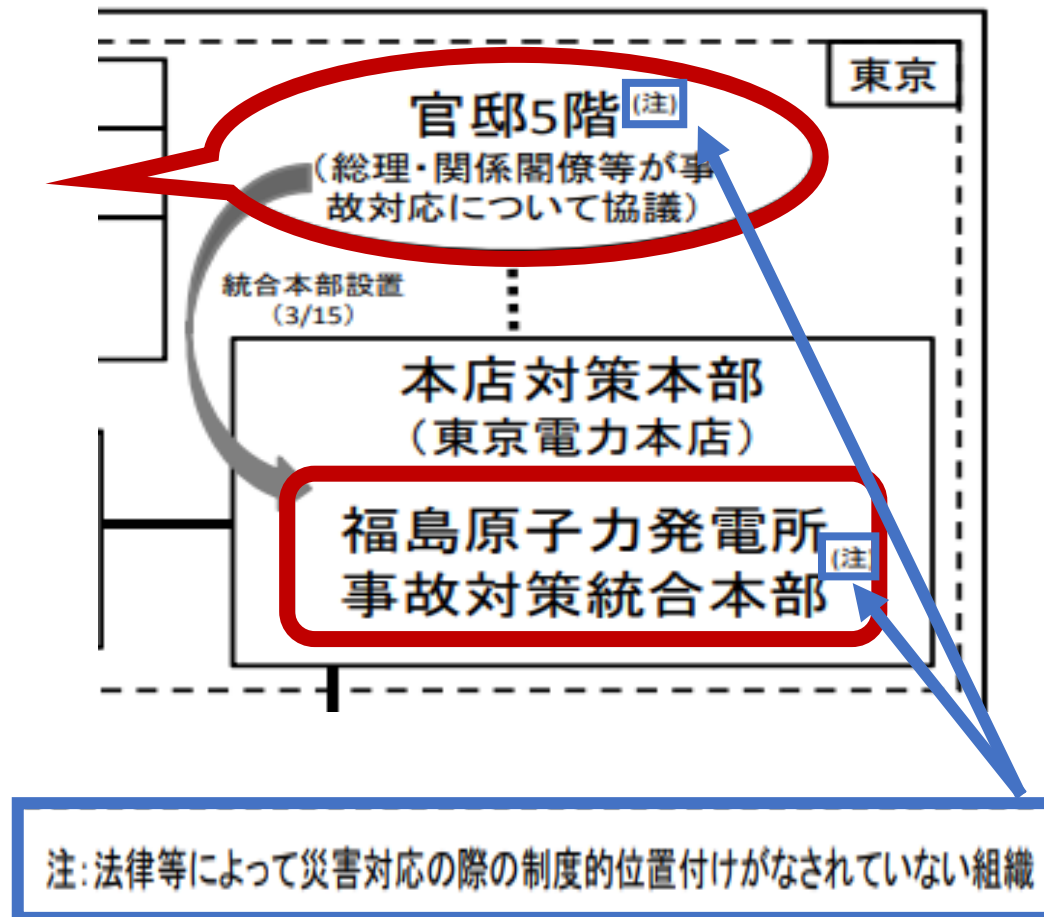
□内は、原子力災害対策特別措置法・原子力災害対策マニュアルに定められた事故対応体制。しかし、本件事故後の対応は上記のように無法状態のままになっている。

言い換えると、これまで行ってきた、指示や解釈は法的拘束力がない状態であることが裏付けられている。

この違法状態を解消しない限り、本件事故に費やされている全ての国費は、不正支出と解釈しなければならない。

どうして、司直がこれを見逃しているのか理解ができない。日本の行政の腐敗が、底なしという醜態をさらしていると解釈している。

下記は、上記、「図Ⅲ－1 福島第一・第二原発における事故対応等に関する組織概略図」【55頁】の切り取り拡大図したもの



政府事故調は、このように明確に「法律等によって災害対応の際の制度的位置付けがなされていない組織」と明記している。

この解釈は正しい、とすれば、我が国の政府災害対策本部長と政府災害対策本部は法を侵し、**これまで行ってきた事故対応策は全て法的拘束力を持たない不当なことになる**。むしろ、国民に対する背任で犯罪でもある。

《以下①②は原告が特に必要と考えて加筆したもの》

① 以下に、本件事故対応の「違法組織」の本丸を示す

下記の組織は、法律に定められていない幽霊組織である。したがって、彼らのいかなる行為や指示伝達、恣意的な誘導は法的拘束力がない。以下の組織が国民に対して、何かを決定し、強制した場合、不法行為で犯罪である。

しかし、わが国の一大事に、何という浅はかな連中だ、先ず、国の最高責任者たる自覚が、感じられない政権であることが証明される事態である。

政府原子力災害対策本部長の責務は、第一に法に従い、国民の生命、身体及び、財産を保護することが主命であるはずなのに、法に背を向けてしまった。下記の組織を作ったことは「背任」に当たるような気がする。

下記の法外組織を、政府原子力災害対策本部長が認めているので、国家・国民への反逆にならないだろうか、とても心配である。

原子力災害被災者支援の体制強化について  
(原子力災害対策本部長決定)

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力災害被災者（以下「被災者」という）の生活支援が喫緊の課題であることにかんがみ、「平成23年（2011年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」の下に、「原子力被災者生活支援チーム」を設置する。

原子力被災者生活支援チーム会議(第1回) 議事要旨

日時:平成23年3月31日19:15~19:45

場所:官邸2階小ホール

出席者:枝野官房長官、海江田経済産業大臣、福山官房副長官、  
平野内閣府副大臣、平岡総務副大臣、笹木文部科学副大臣、  
大塚厚生労働副大臣、筒井農林水産副大臣、  
三井国土交通副大臣、小川防衛副大臣、片桐警察庁次長、  
松下経済産業副大臣

原子力被災者生活支援チーム会議 構成員

あなたのいる場所ではないでしょ？

チーム長	海江田経済産業大臣
チーム長代理	福山内閣官房副長官 平野内閣府副大臣
副チーム長	平岡総務副大臣 笹木文部科学副大臣 大塚厚生労働副大臣 筒井農林水産副大臣 三井国土交通副大臣 小川防衛副大臣 片桐警察庁次長
事務局長	松下経済産業副大臣

72

2. 構成員

チーム長代理	福山内閣官房副長官 平野内閣府副大臣
事務局長	松下経済産業副大臣
事務局長代理	北川経済産業省総括審議官 内閣官房内閣審議官 内閣府政策統括官（防災担当）（調整中） 食品安全委員会（調整中） 原子力安全委員会（調整中） 警察庁警備局長 総務省官房総括審議官 消防庁（調整中） 法務省大臣官房審議官 外務省局長（調整中） 財務省大臣官房審議官（災害担当） 文部科学省科学技術・学術政策局長 厚生労働省健康局長 農林水産省技術総括審議官 経済産業省産業技術環境局長 経済産業省原子力安全・保安院長 国土交通省運輸安全政策審議官 気象庁次長 海上保安庁警備救難監 環境省局長（調整中）

73

ここで特に強調しておきたいのは、原発事故対策の主務大臣が、原災法に存在しない上記組織のチーム長になっていることは、政府原子力災害対策本部副本部長及び政府原子力災害対策本部事務局長として、本件事故対応の前線で指揮命令する立場である。しかるに、法外組織のチーム長に収まっている暇はないはずなのに、軽薄で、法の重みを侵している。



② さらに、双葉町避難解除の住民説明会があったので、以下に掲載した

以下の資料は、双葉町の避難解除に向けた町の説明会における会議録の一部を、原告に関する部分を抜粋したものである。文中、原告の乱暴な発言は、会場の雰囲気から感情的になり、押しとどめることができなかつたためであるので、ご容赦いただきたい。

特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた住民説明会

1 日 時 令和4年6月1日(水) 10:00~11:55

2 場 所 大利根文化・学習センター 多目的ホール (埼玉県加須市)

3 出席者(町側) 伊澤町長、徳永副町長、平岩副町長、館下教育長、中野住民生活課長、高橋健康福祉課長、中里戸籍税務課長、橋本秘書広報課長、横山復興推進課長、相楽農業振興課長、藤本建設課長、佐藤建設課支援員

出席者(国・県側) 辻本原子力災害現地対策本部副本部長、黒田原子力災害現地対策本部総括・広報班長、高砂内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官、須賀福島地方環境事務所環境再生課課長、竹内復興庁原子力災害復興班 参事官補佐、味木資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室室長 補佐、栗栖福島地方環境事務所管理課課長、根本福島地方環境事務所県 中県南支所富岡分室専門官、新妻福島県避難地域復興課課長、平野福島 地方環境事務所環境再生課調査員

4 町民出席者 27 人

注釈：(町民：男性 郡山行政区) は、原告井戸川克隆をいう。本文は、双葉町が録音を文字化したので、誤字脱字及び解釈、聞き違いについては原文のままとした

■ (町民：男性 郡山行政区) どうもお願いします。今日はね、国の皆さんと会うのを心待ちにしておりました。こんなに今日は楽しみで本当にありがたく思っております。その前にね、伊澤町長にお聞きしたいんですけども、一点だけ。簡潔に教えてください。役場職員に嘘をつけて指導してますか。それだけ教えてください。

(伊澤町長) 役場職員には正直に町民の皆さんから聞かれたことにはしっかりと答えると、そういうふうに指示しております。

(町民：男性 郡山行政区) わかりました。そしたら中野課長に聞きますけども、今町長が答えたんで、中野課長に聞きますけども、この避難解除に至る経緯の中でここにいる現地対策本部で双葉町の会議に参加してますか。

(中野住民生活課長) 今の会議というのはどんな会議ですか。

(町民：男性 郡山行政区) いや今日の会議に至るまでの経緯、避難解除に至る会議の原子力現地対策本部と解除に参集した合同対策協議会の場で協議して下さって聞いている。

(中野住民生活課長) 合同対策協議会の場ではないです。

(町民：男性 郡山行政区) してませんよね。じゃあ国の現地対策本部長。本部長、いや次長、今本部長だれ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 現地対策本部長は経済産業副大臣兼現地対策本部長の石井が担当しております。

(町民：男性 郡山行政区) じゃ石井副大臣は本部長から権限が一部を委任をされてますか。《7 頁》

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 本部長は原子力災害対策本部長、総理の事でしょうか。

(町民：男性 郡山行政区) いやいや現在の。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) はい、石井は現地対策本部長の任を負っております。

(町民：男性 郡山行政区) 委任はされてる。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 必要に応じてしっかりと対応させていただいております。

(町民：男性 郡山行政区) 対応しているんですね。対応されているんですね、委任。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 委任に関してどの委任か、業務によって違うと思います。

(町民：男性 郡山行政区) あの現地対策本部の全てですよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) まず 1 点申し上げるのは、原子力災害時には原子力災害対策本部が対応、避難指示の解除は原子力災害対策本部で対応する事がございます。

(町民：男性 郡山行政区) 今違うこと聞いているんですよ。ごまかさないで。政府現地対策本部長は国の本部長からの 権限が一部委任されてそれを行使しなければならないですよ。それやっていますか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 必要な業務は担当してしっかり対応していると思っております。《8 頁》

(町民：男性 郡山行政区) やってる。じゃあそれ開示してくださいね。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) はい？

(町民：男性 郡山行政区) 開示してください。その文章を。私が町長在任中その公示の文章を見た事ないんですよ。池田元久、第 1 回目の現地対策本部長、菅直人が権限委譲されていますか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) すみません。当時の文章について、答えを持

ち合わせておりません。

(町民：男性 郡山行政区) 分からないってことですね。ちょっと記録してね、後で答えてください。答えて下さいよ。 これ一番大事なことから、今日の会議始まる前に。分からないなんて言わないで、分からなかったら後で調べてきて答えてください、きっちり。あなた政府の代表でしょ。でも公務員は嘘つけないってことを言いましたね、町長が。えっと課長でいいや。平成 23 年 12 月 16 日、野田総理が事故の収束宣言しました。あれは本当ですか。現在、現地対策本部、我々、内閣府じゃないとおかしいでしょ。内閣府被災者支援チームっていうのは私は認めてないからこんな幽霊組織は。こっちだ。こっちでちゃんとそれ確認して、そして上申して菅直人 はしゃべっているんですか。野田総理…

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 我々も現地支援チーム、現地対策本部一体として仕事をしておりますので、回答についてはしっかりと我々も対策させていただいて…

(町民：男性 郡山行政区) 宿題にしますか。回答してください。そこで…

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 1 点だけ、今のご質問に対して…

(町民：男性 郡山行政区) ちょ、ちょ、黙れ黙れ。聞いてない事しゃべるな。《 9 頁》

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) じゃあ私は答えなくてよろしいという事でしょうか。

(町民：男性 郡山行政区) いや今宿題出したの。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 今私は回答しようと思っておりますけども。

(町民：男性 郡山行政区) どうぞ教えてください。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) はい、今ご質問は原子力事故の収束宣言のご質問かと思えます。原子力事故の収束宣言に 関しましては冷温停止状態、日にちはまた改めて申し上げますけれども、それが確認されたことをもって原子力事故収束宣言を当時の野田総理が出されたというふうに我々は承知しております…

(町民：男性 郡山行政区) それはどこの法律にありますか。腰痛いから座っていいですか。それはどこの法律にあるんですか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) はい、あのどこの法律というより、事故収束宣言というのは冷温停止状態をもって野田総理は当時宣言しているというように理解しております…

(町民：男性 郡山行政区) だから冷温停止状態が事故の収束宣言に至る法律がどこにあるんですかって聞いてるんです。教えてください。こんな大事な事。今日の会議に直結するんですよ。今から色々聞きますけど。双葉町民をいじめないでください、これ以上。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 双葉町の住民の方に大変ご迷惑をおかけしていると思います。決していじめるといふことは、そのような形で受け止めていただいているのは本当にこれは申し訳ございません。そういうつもりは本当に毛頭ございません。《10 頁》

(町民：男性 郡山行政区) いじめられていますよ。よそで。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 本当に申し訳ございません。

(町民：男性 郡山行政区) 申し訳ないってことは嘘を認めたってことですか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 我々今現地対策本部として本日復興拠点の避難指示解除についての情報を説明させていただいております。我々の想いとしては…

(町民：男性 郡山行政区) だから私はプロセスの中で今質問してるんですよ。今いきまずから、そこまで話を待っててください。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) はい、では次をお待ちしております…

(町民：男性 郡山行政区) いやだから今法律のどこにあるんですかって聞いている。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) そこはですね、2011 年 12 月に原子炉の状態を評価した結果、総理がそのような発言をされたという事だと考えております。

(町民：男性 郡山行政区) けど法律で動くんでしょ、世の中。法あるいは規則、条例規則で動くんでしょ。行政は。だったら違法じゃないですか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) これまでの色々な事件や事故、原発事故に関しても、色々な形で自然災害が起きた際にも、色々な事象、発言、色々な情報提供を政府としてもしっかりさせていただきます。当時野田総理が 2011 年の 12 月に原子炉の状態を評価した際にそのような表現をされたということを我々は承知しているところでございます。 <11 頁 >

(町民：男性 郡山行政区) 事務屋はあれじゃないですか、経産省の原子力安全・保安院が事故対策、事故の対応事務局じゃないですか。そこで審議して上申したんでしょ。上申されないものを総理大臣であろうがなんであろうがそんな勝手な発言、発言ありませんよ。重大な発表。だから法に基づいて原子力安全・保安院が要は政府原災本部な、事務局の方で、何らかの手続きをしてそれを 上申したんでしょ、政治家に。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 全ての総理の発言がみんな法律の第何条第何項に基づいて行われているというものではないというふうに理解をしております。

(町民：男性 郡山行政区) はっきり聞きましたよ。これちゃんと記録してますから。ところで双葉町の当時の町長はですね、その問題を受けてこれはおかしいと、事故が収束なんてできっこないと、いい加減だと思ってですね、明けて 24 年 3 月 7 日に私は双葉町の、まあ双葉町の元町長として言っておきますけど、双葉町災害対策本部長として東電と結んでいた安全確保協定に基づいて 現地に事故収束の検査に入ったんですよ。ここにも同席した元職員いますけどね。そこで聞いたら小森常務と高橋所長に事故収束したのかって聞いたらば、してませんって双葉町災害対策本部に答えてるんですよ。だから双葉町民に答えたことになるんですよ、それは。そうすると今、避難解除なんていう話じゃないってことですよ。収束してないんだから。これ町民を代表して行ったんですよ。こういうことになると思ったから当時。いい加減なことされると思ったから。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 当時、私はその瞬間を経験しておりませんけ

ども、町長の時代に事故が起き、大変なご迷惑をおかけし、大変な混乱の中また大いなる不信を招いてしまったこと、結果として今 11 年経ちこのような状況になってることを思います。そここのところに関しては改めまして 私は現地の責任者としてお詫びを申し上げます。まさに多くのご負担をおかけして大変ご苦労されたというふうに承知しております。今のご発言も我々も過去のご発言、今までのご指摘を踏まえてそういうやり取りがあったと承知をしております。先ほどの事故収束宣言につきましても、多くの場面で色々なご指摘をされてるということを承知をしております。その瞬間どういうやりとりがあったとその日私はその場にいなかったので何とも言いよう がございませぬけども、結果として大変なご負担をかけてしまったことについては、これはお詫び申し上げるしかございませぬ。《 12 頁》

(町民：男性 郡山行政区) 私じゃなくて私たち町民に対してなんですよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 仰るとおりです。双葉町、大熊町の全員に対してであります。

(町民：男性 郡山行政区) 私は町民を代表して、町民をこういういわゆる、負の財産を残されても困るから、折に触れいろいろ政府には文句言ったんですよ。ちゃんとやれって。じゃあ、なんであんたは、現地対策本部の副本部長としてなぜ、原子力防災専門官から一斉参集のシグナルが双葉町あるいは、双葉、浪江、広野町の 6 町村に届けなかったんですか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 当時のやり取りで大変なご不満、もしくはご懸念があったということは承知をしております。

(町民：男性 郡山行政区) ご不満じゃないんですよ。問題を指摘しているんですよ。だからなぜ、なぜ、ね、そんな、飾り言葉はいらないから。なぜ知らせなかったかだけ教えてください。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 本日の会は復興拠点制度、5 年間動かしてきましたけども、それがこの 6 月以降でございませぬけども、避難指示解除に向けて住民の皆さんに説明させていただく機会だというふうに思っております。今ご質問頂いた点につきましては、当時のこと、どういう整理があったのかという事について本日の説明会の中でどうお答えすべきなのかと、これしっかり我々の方でも受け止めながら考えさせていただきたいと思っております。何よりも・・・

(町民：男性 郡山行政区) 説明じゃないよ回答してくれよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) なによりもまずは、帰還を非常に、今準備宿泊の方でも実際に双葉町にご帰参している住民もいらっしゃいます…

(町民：男性 郡山行政区) ちょっと待て、ここまでの答え聞いてないよ。これからその話を始まる。今聞いたこと 《13 頁》 だけ教えてください。簡潔に答えてくれ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) はい。今のご質問のところについては本日避難指示解除、復興拠点制度の解除のための時間だと思っております。今までいろんなご質問いただいていると思っております。そこについて…

(町民：男性 郡山行政区) おいやめろよ、いい加減な言葉、答えだけ言ってくれって言うてんだよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 大変お怒りのようで申し訳ございません。改めましてそのところについては整理をしたうえでご回答という形にさせていただければと思います。

(町民：男性 郡山行政区) 回答してくださいね。なぜ知らせなかったのか。なぜ有用な会議に我々双葉郡の町村を外したのか、そして勝手にいろいろ避難区域からいろんな事、決めてきたんだって言うことですよ。その結果、今、避難解除しようって、またあんた方のシナリオの結末をここで決めようとして嘘を終わらせようとしてるわけですよ。そんなことできるわけじゃないですか、双葉町として。事故の収束の確認はしてないわけだから職権に基づいて。それをまだ嘘の上塗りしようとしてんのか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 私も公務員として働いておりますし、今ここにいるメンバーは震災後に入ったメンバーもいますけど、双葉町復興のため、大熊も含めてそうですけど、やろうと思ってるメンバー であります。嘘で塗り固めて仕事しているつもりは全くございません。しっかり対応していきたいと思っています。

(町民：男性 郡山行政区) 嘘ついてないってことだな、はっきり聞いておくから。じゃあ、ちょっと内閣府の方に聞くけども、20mSv/y のこと今、町民から質問がされたけど、もう一度答えてくれよ。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官) はい。20mSv/y につきましては先ほど黒田次長からもご回答さしあげましたけども、ICRP の勧告における参考レベル、この幅がですね、年間 20mSv から 100mSv となっておりまして、この最も厳しい値を設定をさせていただいたという事でございます。《 14 頁》

(町民：男性 郡山行政区) 1 から 20 っていう数字もあつたはずだな。それはどう扱ってんの。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官) もう一回お願いします。

(町民：男性 郡山行政区) 20 から 1 までの数字も ICRP 言ってるけどどう扱ってんの。あなたに聞いてるんじゃない、こちらに聞いてるんです、内閣府の人に。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官) すみません、ちょっと 1mSv/y から 20mSv/y のところの、私自身も、今持ち合わせておりませんので…

(町民：男性 郡山行政区) 勉強不足だな。それで町民に説得させようと思ってるんだから詐欺師じゃないのか。じゃあ 1mSv/y の話するけど、1mSv/y はこの事故起きる前から我々が共有してるわけだよ。嘘だと思ふなら福島県の原子力広報協会にどんなパンフレット出してたか調べてくれよ。その中に双葉町も入ってるし、いわきも入ってるし、11 市町村と福島県が入ってて 1mSv/y ていうのは主張してるんですよ。なぜ法律にない 20mSv/y をあんた方は我々に強制するんだよ、皆知らないからそんなものかなと思って聞いてるかもしれないけど、私たち双葉郡としても、双葉町長としてもそのパンフレットの一員、作った

一員として 1mSv/y をしっかり明記して郡内の住民にはみんな配ってあります。これどうすんの。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官) 1 mSv/y についてはですね、私どもの理解としては原子炉等規制法ですね、こういったものに基づいて規定されている周辺監視区域の決まりというふうに思っております。この公衆の被ばく線量で言うものとは異なっているものだというふうに理解をしております、この避難指示及び避難指示解除の線量基準とは性格が異なるというふうに理解をしております。

(町民：男性 郡山行政区) どういうふうに。なんで性格が違うの。どこにそれ法的な明記されてるの。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官) 被ばくの線量とその周辺の線量の違い、《15 頁》

(町民：男性 郡山行政区) おいおいふざけんなよ、俺を騙そうとしてそんなこと言って、だましきれないぞ。放射線障害防止規則にはなんて書いてあるの。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 改めて私の方からお答えをさせていただきます。

(町民：男性 郡山行政区) ちょっと待ってよ。あなたに聞いてないんだよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 先ほど申し上げましたけども、我々政府一体となって本件対応させていただきます。ちょっと私のほうからご説明させていただければと思います。

(町民：男性 郡山行政区) 聞きたくないよ。今答えようとしてたじゃない。お答えできないんだったらそのまま答えて。お答えできないという事で私が判断したらあなたを指名する。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 回答につきましては我々から説明させていただければと思います。

(町民：男性 郡山行政区) 私が指名する。聞く方が指名するから。今、聞く側が。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官) 規則自身はですね、ちょっと今手元にございませぬ、どう答えていいのかという事については正確にお答えができませんので後程お答えさせていただきたいと思っております。

(町民：男性 郡山行政区) じゃあ次、答えられないって。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) まず 1mSv/y のお話であります。先ほど高砂も半分申し上げましたけども、もともとは その炉規法の中での周辺監視区域の線量限度 であります。避難指示、避難指示解除とは性質が異なると先ほど申し上げた通りであります。1 点だけ申し上げれば、先ほど 1 から 20 と 《16 頁》 いうお話がございました。ICRP の中で LNT 仮説も色々ございます。そういうところで 1 から 20 についての扱いをどうしていくのか、というのがあったかと思っております。先ほど 100 から 20 の話を申し上げました。それは ICRP 勧告もご存じのとおり、色々なタイミングでいろいろな感度がございます。

その時点での専門家の方にお伺いしたうえで当時 100 から 20 っていうのが決まってる中で 20 という基準をもって避難指示、避難指示解除を行ったというふうに承知をしております。

(町民：男性 郡山行政区) あのね、ごまかし言うなよ。決まってるんだって ICRP が決める立場じゃないんだぞ。民間団体だから。あのね、ICRP は勧告なんですよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 仰る通りでございます。ICRP は勧告であります。

(町民：男性 郡山行政区) 決めるのと勧告は全く違うんだ。ICRP はそりゃ勧告するでしょう原子力産業を守るために。資金団体を、資金源を守るために ICRP も UNSCEAR も IAEA もそれはみんなでもって原子力産業を守る団体としてそれはやりますよ。だけど彼らは法的機関じゃない。んで、それをあたかも法律のようなこと今皆に言ってる。ICRP が決めたからって。ICRP がなんも決めるもんじゃない、決める立場じゃない。公共機関じゃないから。それをもって、この人たちを騙そうとしてるけども、そんなものは聞く必要がないの俺たちは。だから 1 mSv/y っていうのは私たちが長年築いてきた権利なんですよ。事故起きたらいきなり 20 とか 100 なんていうのは、そんな事故前になかった、確かに ICRP の勧告で 2007 年とかなんかには出てたかもしれないけども、だけどあなた方の原子力安全・保安院が出した、私に対して出したパンフレットの中にも、1 mSv/y でって書いてあるんですよ。平成 17 年 12 月に当時の都筑保安検査官事務所長が私に持ってきたパンフレットの中に明確に 1 mSv/y ですって書いてあるんです。保安院が出した私に出した。これ公文書、虚偽公文書作成の 行使なんですか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) まず 1 点、ICRP が勧告をしてる、その通りであります。あくまでも ICRP がやっているのは各国の規制当局、関係当局に対して勧告を行っている、それはその通りであります。実際にこの事故を起こした後、日本国政府としてどういう対応をしたのかということについては日本国政府の判断であります。その際に内閣官房で低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループというのを立ち上げました。そこで ICRP の勧告を参考にしたうえで、2011 年であったと思います。その 20 mSv/y の議論をさせていただいてというように <17 頁> 承知をしております。

(町民：男性 郡山行政区) 双葉町はこの件に関して原子力合同対策協議会で議論してるか、こういう重要な事の避難の問題、避難解除の問題もこう双葉町も浪江も大熊も富岡もみんな参加した合同対策協議会の場で議論して方向性を決めることになってます。ICRP の 100 とか 20 とかってことは議題になったことないよな、防災訓練。今までの防災訓練。事故後ですよ。しかも我々を排除した中でなにやってるかわからない、まず、JCO の事故の時、なにを政府は反省したと思いますか。分かるでしょう、1999 年。その反省をもって原災法ができたわけですよ。原災法ができる根拠になったのは、こういう大きな事故が起きた時には中央ではできないから、ね、だから現地に合同対策協議会・現地対策本部を作って、そこで事故対応しますっていう法律を作ったわけだ、原災法の趣旨は。その中に国、



県、地元が入ってくるんですよ。そして及び事業者なんだ。なぜこの一番大事な被害を一番受けるところの地元を外したんですか。さあ本部答えて。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 事故発生当時必要なメンバーが揃ってない中で、そういう会議が動いたんじゃないかというふうな指摘を受けているということをおもいます。我々も承知をしております。今そこで外されたんじゃないかというふうなご指摘がございました。当時の喧騒の中でその場に私いなかったのでも正しく空気感をもって説明できると思いませんが、外したという事はないというふうに思っています。

(町民：男性 郡山行政区) 想像で答えなくてください。平成 22 年の福島県の防災訓練の時に参集訓練までやってるんですよ。参集メンバーに対して原子力防災専門官が装置のボタンを押して一斉参集する訓練までやってるんですよ。そんなめっちゃくちゃなことやって避難解除なんかできるわけじゃないじゃないですか。おそらくこれに納得する町民は誰もいないと思いますよ。いたらおかしい。嘘だもん。まるっきり今日もだから私の中で嘘でみんな丸め込まれたと思いますよ。ところで中野課長、今原子力発電所からの放射性の物質の放出止まってるか。

(中野住民生活課長) 現在、空気中に出ているものという意味ですか。そちらはまだ出ています。0 ではないです。ただ、検出限界値未満という言葉で言ってますけど、わずかですけど出はいます。

(町民：男性 郡山行政区) 出てるよね。だから出てたらば、しかも緊急事態宣言が発令中で、放射性物質が出てるの <<18 頁 >> に避難解除なんかできっこないじゃないですか。で今後の見通しなただけでも、一号炉が非常に今危険だと圧力容器が宙づりになって危険だとこれ言われててね。それからもう一つ、中性子線が発生する恐れがあって、これの観測場所、それを大熊町と南相馬に設置するとかしないとかしたとかっていうニュース聞いているけど、中性子線が発生する恐れがあるのに何で双葉町民を帰すんですか。これはなんて答えるんですかね。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 実際に避難指示解除するにあたっては、先ほどの避難指示解除の 3 要件をご説明させていただきました。放射線量に関しては空間線量率 20mSv/y を下回るということをしつかり確認をしたうえで対応しております。一方で今こういうお話を我々政府側から説明をされてもご納得いただけない、もしくは信用されない住民の方非常に多いと思います。それもありませんので双葉町の方で、双葉町の方で選んでいただいた放射線量等検証委員会の先生方のところで実際の放射線量についてのリスクについては確認をしていただいて今こういう説明に至っているというふうに思っております。

(町民：男性 郡山行政区) オウム返しでいってんだけど、20mSv は私ら認諾してないんですよ。っていうのは立場上 1mSv/y のパンフレットを郡内に配ってる双葉町の町長としてパンフレット作ったわけですよ、みんなね、他の町の町長も。それがじゃあ虚偽文章の拡散になっちゃうんですよ。なのに 20、20 ってあなた方の都合で、あなた方が 20 って守らないとそれ今度は 20 の壁破られたらあなた方はボロボロになるから守るために今、虚

偽答弁してるんだと思うんだけど。20mSv/yで我慢しなければならないっていうのは日本の法律のどこにあるの。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 避難指示につきましてはまずあの…

(町民：男性 郡山行政区) 避難指示じゃない。20mSv/yを認諾する義務っていうのはどこにあるんですかって聞いている。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) まず1点、避難指示っていうのは原災法の中の緊急事態宣言に基づいて避難指示を出させていただいております。

(町民：男性 郡山行政区) 避難指示解除にあたっては合同対策協議会で双葉町も大熊町も参加して合同対策協 <19> 議会で決めることになったのにそれもやらないで、国が決めたなんて勝手なこと言ってるけど、なんでそんなでたらめな違法的な取り決めを。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) いろんな過去の整理の中で大変なるご心配もしくはご懸念をかけたことを改めてお詫び申し上げます。

(町民：男性 郡山行政区) 怒りだよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 怒りがあったと思います。

(町民：男性 郡山行政区) 怒りだよ。国のそういうのにみんな苦しめられて、あんなでたらめな賠償で騙されて我慢してるんですよ皆。本音は我慢してるんですよ、皆言いたいこと。だけど法的根拠とかそういうのはなかなかね、知る機会がないから喋れないけど私はそういうの喋る立場にあったわけだ、当時の原災本部長としては、町の対策本部長としては。だから必死になって現在も 当時の嘘をでたらめを解明して、証拠を集めてるわけですよ。これは集めたから相当、証拠を集めたんだよ。揺るぎないんです。今あなたが言ってるのはどうでもいい話。なんの私の心を打つような回答になってない。証拠を示してくれ証拠を。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 何一つ心を打つような回答でなく申し訳ございません。本当に申し訳ないです。お怒りを買っているっていうことも本当に申し訳ございません。これは11年分のお怒りだと思います。そのうえで現在我々双葉町の復興のために、線量が下がっている所、放射線、避難指示解除の要件が出ているところについては、しっかり検証させていただいたうえで、そのうえで避難指示解除という形のプロセスに進みたい…

(町民：男性 郡山行政区) あなた方は検証する立場にないんだよ。調整機関だから。ね、みんな引っ込みなさいよ。ここまですっと見てきてるけど、優越的地位を悪用して、あるいは義務がないけど我々に押し付ける。だから義務があるのかないのかその20mSv/y。我々が受ける義務、喋って。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 原災法に基づく避難指示については、法律に基づく指示であると我々は考えております。 <20 頁> 今回避難指示解除するにあたっては、避難指示解除の要件も整理をさせていただいています。そちらに則って、避難指示解除を行うという流れで考えてございます。

(町民：男性 郡山行政区) 証拠ない。今喋ってるのは、ただ良いこと言って。中身がな

い、繰り返し、オウム返しで。だから 20mSv/y で我々我慢する義務ってどこにありますか。義務。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 我慢する義務っていうのはございません。

あくまでも避難指示解除っていうのはその地域において立ち入りが制限しているもの…

(町民：男性 郡山行政区) 義務がないなら公務員職権濫用罪だよ、あんたら。公務員職権濫用罪っていうのは義務のないことを国民に強いたってことなんだよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) その義務っていうのは避難指示解除で帰還する義務はないっていう意味で私は申し上げました…

(町民：男性 郡山行政区) 20mSv/y で我慢する義務があるかって聞いてるんだよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 20mSv/y は避難指示解除の要件でございます。 20mSv/y 以下になってることを確認するっていうのが避難指示解除する際の要件として整理しております。

(町民：男性 郡山行政区) 回答になってないよ。でたらめだよ、回答が。まるっきり、なんか真剣さがないね。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) でたらめって言われたこと、真剣さがないって言われたこと、非常に申し訳ございません。

(町民：男性 郡山行政区) 天上がりじゃないの。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) ≪21 頁≫ はい。

(町民：男性 郡山行政区) どっかから天上がりで来たんじゃないの。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 天上がりってなんでしょう。

(町民：男性 郡山行政区) あ？業者とか色々あるじゃないか。霞が関の名刺持ってたって出身を確認するとどここの建設会社とかなんとかだって過去にはそんなのいっぱいあったけど。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 今のご質問の所で、まずそもそも我々が人として信用されてないんじゃないかということ根底にあるだと思います。1 点申し上げます。私は経済産業省からこのポストに出向で来ております。 3 年前、東京で 2 年間働いて、支援チームにおりましたけども私は志願兵で参りました。この福島の状態、避難指示が続いている帰還困難区域が残っている、住民の皆様に変なご負担をかけているっていう事を、私は原子力をやったことは実はありません けども、同じ経産省職員として大変申し訳ないと思っておりました。 従いまして何が言いたいかといいますと、でたらめ、嘘というふうなところ、そう捉えてそれを覚えてほしいと申し上げられませんが、そういう心持ちではないということだけはお伝えをしたくて今申し上げました。

(町民：男性 郡山行政区) 過去がないとかで言い訳述べているけども、もう一度言うけども 経済産業省が出したパンフレットの中に 1mSv/y って書いてあるんですよ。 それ事故前の資料持ってるけどその中には 1 mSv/y って書いてあります。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 1mSv/y パンフレットについて、過去から常

にご指摘いただいているのも我々も承知をしております。1 mSv/y についてそのパンフレットに書かれてる中身、今我々が 20mSv/y 以下であるという事を確認して要件を満たしているというような話。また ICRP の勧告の話、またこれもご存じのことなのでこれ以上私も申し上げませんが、緊急時被ばく状況の話、いろいろなものが合いまったうえで、今この状態。そのうえで、避難指示解除したうえで双葉町の復興にどう進んでいくかというふうな議論をさせてもらえればというふうに思っております。《 22 頁 》

(町民：男性 郡山行政区) ちょっとあんたと喋りたくもないな。格がない。ね、キャリアがない人と喋ったってしょうがない。これ以上水掛け論になって。もう一度じゃ最後に聞くけど、**内閣府原子力被災者生活支援チーム**っていうのは法的にどこにあるのか、あるの。法律のどこに書いてあるの。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官) **法律ではです、明示的に書いてはおりませんけれども**、指示の形でしっかりとした組織 になってます…

(町民：男性 郡山行政区) 書いてないよな。仙谷とか福山とか枝野とかあの連中が作ったんだよ、最初な。その後にそれに加担したエネ庁の職員も名前も知ってる。敢えて喋らないけども。ウクライナ報告書の中の資料の中にだいたい改ざんされてるいっぱい。ロシア語を和訳するのに自分たちが都合のいいように言葉を並べ替えて、原文を変えちゃってんだよ、あの報告書に。あんたらの 報告書。偽装してんだよ、あの文章、報告書。しかも内閣府被災者生活支援チームっていうのは法的根拠はないわけ、仙谷らが勝手に福山と作ったんだ、平野も入ってる、松下も入ってる。彼らが作った組織であって何のあれもない、法的な裏付け。それをみんなにあたかも なんか大した気して皆に話説明してるけど、裏付けのないやつがここで喋ったってなんの 効果もないじゃないか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 1 点、原子力被災者支援チームの位置づけについて申し上げます。原災法に基づき緊急事態宣言が出されております。それに基づき福島原発事故に起因する原子力災害対策本部というのが 2011 年に設置されております。**その原子力災害対策本部の中での規定として原子力被災者支援チームが福島原発事故に起因する組織として今存続している状態であります。**

(町民：男性 郡山行政区) あのそんなこといたって 2011 年の時そのポジションにいたのかい。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) もちろんその時には私はおりませんでした。

(町民：男性 郡山行政区) なによ、なんの説明に説明にもなんないじゃないか。言い回しですか。あたかも、なんか皆を騙そうとしているような。《 23 頁 》

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 1 点、 あの大変なる…

(町民：男性 郡山行政区) それが行政裁量の最大の過誤なんだよ。過誤欠落なんだよ。自分勝手にいいように低線量被ばくワーキンググループもそうだよ。いきなりあれ作ったんだよ 20mSv/y っていうのを当てはめるために。あんなとこのメンバー見てみなさい、みんな原子力村の息のかかった連中だらけのチーム。20mSv/y をあたかもいいように、官

僚が作った作文を認諾しただけの話であってあれらが作ったわけではない。だからちょっともいい、あなたはもうキャリアじゃないんだから話聞きたくない。だいぶ長くなったので午後にもまたするけどもちょっと 返すマイク。 一午前の部終了一

## ※同じく、午後の部

特定復興再生拠点区域外の避難指示解除の取組の進め方に関する住民説明会

1 日 時 令和4年 6 月 1 日 (水) 13:00~14:20

2 場 所 大利根文化・学習センター 多目的ホール (埼玉県加須市)

■ (町民：男性 郡山行政区) はい、あのこれは午前中の話、区域の中での経緯の設定。まずね、中野課長に聞きたいんだけど、この本これ飾りではないんですね、これ皆見て、これ、この色覚えてて、色覚えておいてね。この本は書かれてないのね。事故時にこれを使うべきだったの。そのために用意した。平成 13 年に改訂して双葉町にあったんだ。で、これを使わないリスクが町にはないわけですよ。その後、今前段に座ってる国の連中が言ってるのは事故後のこと言ってるわけですよ。それは不遡及の原則に反することで、国が言ってる今、でたらめなことをいっぱい述べてるけど、事故時のこれが双葉町にとっての憲法であり法律なんですよ。そこの 28 ページに書いてあるのは、ね、合同対策協議会の役割という事で、合同対策協議会の役割が明記されてるんですよ。緊急時対応方針決定会議に使ったんですね。それが合同対策協議会というのがあって、緊急事態対応方針決定会議では翌年開示とか避難の決定及び解除となっ 《9 頁》 ておりますね、それからヨウ素剤服用の指示の決定、飲食物摂取制限の決定及び解除、事故収束のために取るべき対応措置、緊急事態解除宣言を出すべきとの指針、その他現地対策本部長が必要と認めた事項、これが緊急事態対応方針決定会議の場なんですね。そのあと全体会議では緊急事態対応方針決定会議の行政区等の連絡、緊急事態対応方針部の指針、緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有、情報の共有は一切してませんからね。国は情報をうんと隠してましたから。放射線モニタリング状況及び予測の報告、予測ですからね、結果報告じゃないですよ。プラント状況及び予測の報告。プレス広報内容の確認。プレスって言うのは現地対策本部のプレス部分があって国

と、いわゆる本部ね、安全・保安院の本部と、内閣じゃない、官邸じゃないですよ、官邸の報告、記者会見とか、そういうのされてないんだから。そこと現地における合同対策本部の中の広報班というのがあってそこで広報内容を確認して広報していただく。町民広報の内容の確認、県、町等からの要望の取りまとめ。その他現地対策本部長が必要と認めた事項の協議報告。これやってっか。これやらなければならないことだぞ。町の憲法なんですよ、原発事故起こした時の。双葉町地域防災計画第5条、双葉地域防災計画、原子力災害対策計画だからこのひな壇にいる国の連中はその後の連中だ。事故時はやっぱり町が主体となってこれを実施しなければならない。国と双葉町と。合同対策協議会っていうのは実際我々参加させちゃいけないから、今この人達、合同対策協議会に現地対策本部なんて語ってるけど、ただ語ってるだけなんですよ。実態はないわけよ。ましてや内閣府〜なんとかんとかっていうの幽霊組織だからないんですよ、これ。そんなのここに書いてない。薄いけど非常に中身が濃い。これやらないで避難指示解除なんかできっこねえど。こんなもの言うこと聞いてたらどこまでも町民バカにされてしまう。まずこれやることじゃないのか。なぜやれなかったのか。なぜやらなかったのか。なぜ参集の装置のボタンを押されなかったのか。この解明次第だ、当時の原子力安全・保安院の第一原子力保安検査官事務所長の責任。そこにいた原子力防災専門官の責任。これが追及されない限りは事故は終わりにいかないんですよ。だからさっき言った事故収束宣言っていうのは嘘だと。こういうことも踏まえて私は24年の3月7日に現地に検査に一応確認なんだけど、検査に入るって覚悟で通告して、双葉町災害対策本部本部長が検査に入るって通告して、検査に入ったんですよ、そこで事故の収束確認したら、してません。してませんっていうから検査調書も見ることができなかった。検査員は誰がやったのか、いつ、どこで、誰がやったのか、その写真を出せっていう事もできなかった。してません。ただ、してませんの中で内閣総理大臣がまるっきり嘘をついてた。だから、もししてたとしたらば、これは実際の証拠で出してもらわなくちゃ。東電は私の時に、その時は、東電はありませんでした。まだ事故収束もしてないのに避難解除なんかできっこないよ。まだまだ我々は避難中。事故の被害者なんですよ。賠償を請求する権限者なんです。要するに債務者は国、東電。そして双葉町町民は債権者なんですよ。債権、権利、だから全然立場が違うんだ。権限持ってるわけだ、請求権。あんた方は支払う義務がある債務者なんだ。それが例えば田中俊一が何を言ってきたって、田中俊一が伊達で使ったパワーポイントの中

で、最後の方に JCO 事故では 1mSv/y が上限で ≪10 頁≫したって語ってあるんですよ。  
双葉町の放射線の審議会議長だかなんだかわかんないけど、彼がその前に伊達市でやったパワ  
ーポイントに 1mSv/y、JCO 事故、あの JCO 事故の反省から現在の茨城県は 1mSv/y  
以上の人は無償で医療の検査できるようになってるんですよ、今もやってるんです。今双  
葉町それ目指してますか。1mSv/y 以上の人は無償で医療検査受けることになってるんです  
よ。これだけ権利を妨害されて、嘘をつかれて避難指示解除の話 なんかできるわけないじ  
ゃないですか。どうです反論できますか、国は。やることもやらないで、さらに嘘の上塗り  
をして騙そうとしてるんです、国は。私はちゃんと調べてるから騙されるわけにいかない。  
茨城県庁にも行ってますよ。東海村にも行ってますよ。長崎にも行ってますし、ウクライナ  
にも行ってます。ビキニ環礁の島にも行ってます。全部、現地確認取ってます。全部証拠持  
ってますよ。放射能なんて簡単に片づけられませんか、今でも敷地から外に出ますよ放射  
能。時々行くけども線量の変化ありますから。風向きによって。あの風向きで線量計で測っ  
たことあるんですか国の人は現地で。出てませんなんて言ってるけど。敷地から飛んでま  
せんなんて。敷地から遠い所にいて線量計が上下するんですよ、風向きが。もういい加減にし  
なさい、嘘つくのは。ついでにこれ目にしてるかもしれないけど、我々私たちが、福  
島県原子力広報協会が発出してるアトムニュースのフロップなんですよ。その中にちゃ  
んと 1mSv/y ってちゃんと明記してますよ。それは、これは福島県が発行している防災の  
しおり、「原子力発電所の緊急時に地域の皆さんが取るべき行動など大切な事柄が書かれて  
います。目につくところに保管し、いざという場合に活用してください」って福島県の原子  
力安全グループが作ったパンフレットです。その 9 番目に避難指示解除については放射性  
物質が放出が止まりって書いてあるんですよ。これも虚偽文章ですか。それともあなた方が  
嘘ついてるんですか。原子力防災の手引き、文部科学省の。これも ちゃんと明確に書いて  
ありましたよ。合同対策協議会開く事も。開いてないじゃないですか なんも。やる事もや  
らない。なんでさらにまた町民をいじめるんですか。私はあなた方が憎らしくてしょうがな  
い。本当に優越的地位を悪用して、全く純真な町民を騙して、ここにちゃんと合同対策協議  
会のテーマが書いてあるじゃないですか。総理大臣官邸はアウトサイダーなんですよ。双葉  
町はインサイドなんですよ。ポジションが。そのインサイドのポジションの双葉町が外され  
てて、なにが今まで決めた事になるんですかそんなこと。そんなことは決まったらなんて言

ったらば日本の憲法もないし、もうまるでプーチンですよ。独裁者、あなた方。よくもまあ地域の住民の皆さんと意見を密にしてとかなんとかってかっこいいこと言うけども。何どこまで嘘つくつもりでいるんですか。騙さないでくださいよ。放射能出てんだからまだ。まだまだ避難ですよ。どうぞお答えください。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 私でよろしいでしょうか。午前中に引き続きまして、お怒りの声、数々の事故当時のいろいろな出来事についてのお怒りの声、納得いかない点多々あるというお話だというふうに受け止めております。これだけ11年経つ中でそういう思いを、怒りがあるということ、こ《11頁》の状態になっていることに関しては、我々お詫びするしかございません。申し訳ございません。多くのご指摘を頂きました。その点につきましてはいろいろな各方面でいろいろなご指摘をされていると思います。町の方でもご質問に関してはHPにも出されているものがあるかと思えます。今日いただいたご指摘については我々の方でもしっかり回答できるように整理をしたいと思えます。そのうえで、嘘つきというふうなお話も言われました。これはなんの役にも立ちませんが我々としては嘘をついて双葉町住民の方々のご苦勞をさらに増そうというつもりは全くございません。これだけご苦勞をかけている中で、何とか復興に向かって1歩でも2歩でも、多分10点、10点も貰えるか、5点かもしれませんけれども、前に進むような対策を何とか講じていきたいと思っております。先程の避難されている住民の方についての医療費、高齢の話を含めてだと思えます。高速道路の無料化もそうだと思います。何ができるかということしっかり考えていきながら対応していきたいと思っております。一つだけちょっとこれも要らぬこと言うなとお叱りを受けるかもしれませんが、私忘れられないことが一つございまして、これ隣の大熊町のもうお辞めになった副町長から頂いたものですが、手紙、コピーでしたけども全部ひらがなの手紙をいただきました。サンライズ大熊だと思えますけれども、おばあちゃんだと思えます。でもほとんどひらがな書きで、拠点外の方であったというふうにお聞きしました。早くお家に帰りたいと、お家に帰っても何もすることがないけども家に帰って落ち着く、早く一日でも私を家に帰してくださいってという手紙を去年、一昨年ぐらいですか、当時の大熊町の副町長から頂きました。それを読んで、どういうお返事を書けばいいのかと、しばらく胃が痛くなる状況であります。いろいろな場所でお怒りも受けていますし、そもそも帰るのになんで国に帰還意向を示さなくてはいけないのか



と、このあらゆる場所でお叱りを受けていますけれども、お叱りを承知で申し上げれば、ご帰還されたい住民がいらっしゃる中でそれを実現するのは我々の責務ではないかと思っております。いろいろなご指摘も、先程頂きました多くの点について、我々が何を言ってもご納得されないこともあるかとも思いますが、いろいろな住民の方が、ご苦労されている方が沢山いらっしゃると思いますけれども、それぞれ戻りたいという声に応えるのが、我々がこれだけのことを起こした国の立場としてもしっかりやらなくてはいけないというふうに考えているところでありまして。気持ちだけお伝えしようと思 っ て 申 し 上 げ ま し た。

(町民：男性 郡山行政区) それはね、その年寄りに対して本当の真実を伝えてないから そういう思いに至らせてるんですよ。だからそれを悪用しちゃだめですよ。そういうよう なってるっていう事は、それも直さずあなた方が本当のことを伝えてないから。それを今あ なたが自分の口で言っちゃったんですよ。本当のことを伝えてないから、この後ろにいる町 民の人たちもおそらく初めて聞いた言葉、私から聞いたこといっぱいあるでしょう。それを あなた方も伝える機会が今まで町民の皆さんには無かったから、敢えてここで本当のことを 何べんも喋ってる。そこ《 12 頁》 でね、あなたにもこれ以上喋ってもらっても困るんだ けど、汚染者負担原則 っ て あり ます よ ね。OECD が作った PPP 原則。あれ知ってますか、法律の中身。知ってますか、内閣府。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) はい、もちろん存じ上げてます。

(町民：男性 郡山行政区) どういう内容ですか。語ってください。教えてください。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 汚染者負担の原則となります。汚染者が負担をする、その文字通りであります。

(町民：男性 郡山行政区) 法律の名前知ってますか。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) 法律の名前？

(町民：男性 郡山行政区) 日本でちゃんと法律になってるんですよ。言って。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) それはあれでしょうか、環境基本法のお話を 仰ってるんでしょうか。

(町民：男性 郡山行政区) なんの法。なんかの国会かなんかで。何号が何号で。でやっ たっていうかそれが法律の解釈じゃないんですか。内閣府知ってますか。

(内閣府原子力被災者生活支援チーム 田中参事官補佐) ご質問が少し明らかでなかったの、すみませんが明確化させてください。環境基本法のことでしょうか。

(町民：男性 郡山行政区) もちろんそれに抵触してますけどね。汚染者全員負担、汚染者っていう事は環境ですからね。だからその法律の中にありますけども。この法律で言えば汚染原因者は東京電力なんですよ。ね、だからここに来て喋るのはあなた方じゃなくて東京電力です。あなた方は余計な <13 頁 > 関与をして、日本政府が余計な関与をして妨害してんですよ。東京電力を守ってるんですよ。JCO の事故の時に JCO は当時、お金、かなりのお金全額払ってなかったんですね。いわゆる、弁償。汚染者原因負担の弁償してなかった。ある程度税金、公金を使った。この公金を使った総額を後ほど JCO は弁済してるんです。全額、すべての費用。こういう実績があるんですよ。環境省いたっけか。環境省、除染費用は国が東電に請求することになってるよね。

(福島地方環境事務所 須賀環境再生課長) 除染費用につきましては、今解除が既にされている部分と今拠点にされている部分がございますけども、解除されている部分につきましては法律に従いまして東電の方に求償をさせていただくと。補填する際に国費を講じてということはあるので、そこは承知しております。

(町民：男性 郡山行政区) その請求した中でどのくらい支払われてますか。

(福島地方環境事務所 須賀環境再生課長) すみません、今手元に具体的な数字がないので今は…

(町民：男性 郡山行政区) 説明できないですよ。という事はそんなもんだ。環境省。ほとんど東電は払ってないはずだよ。汚染者負担原則っていうのは、我々汚染された者が払わない大原則。だから、この 事故起こしたのは確かに東電ですよ。でも事故に至る経緯の中で B.5.b 対策 SBO 対策を国がさせなかった東京電力に。これは国の大きな落ち度なんですよ。SBO 対策やってれば長期間、長期間の電源供給が途絶えることなかった。SBO 対策やってれば。やらせてれば。それは原子力安全委員会は知ってたわけですよ。B.5.b 対策って言うのはこれはもうご存じでしょうけど、ついでに言いましょう。ニューヨークのマンハッタンのビルがテロで攻撃された後にアメリカの NRC 原子力規制委員会が原子力施設にテロが入ったら大変だという事で、ものすごい施設の改善をしたんですよ。させたんですよ。その中に水素燃焼装置とか、あるいは格納容器の水、水源、外部から水をかけると

かいろんな安全対策をやった、やらせたんですよ。それを知ってたのは原子力安全保安院の福島章らが何人かで行ってアメリカにその話聞いてきてる。だからそれを聞いてきてるだけで実施させなかった責任が国にはあるわけです。落ち度が。この2つの政策やってれば、地震が来ようが津波が来ようが壊れなかった。だけどこれをやらせなかった国と、やらなかった東電のこれは重大な過誤であって責任。要するに我々に対するなんて言うか妨害行為ですから。我々は事故を受けるべき立場では決してなかった。それを断言して言いたい皆さんに、町民の皆さんに。私はあえて今 <14 頁> 町長でないけども、当時のことを言えば原発事故を受け入れる立場ではなかった。あんなでたらめな賠償の中間指針を受け入れる立場じゃなかった。従って私が在任中、中間指針は受け入れてません。でたらめだ。だってあんなもの事故前にもうシナリオ決まっていたじゃないですか。10 万円の精神的なあれは、半年過ぎたら5万円にするということ、ちゃんと事故前に作っていたじゃないですか国は。それしないで、それを私は大声をあげて阻止してその後の10万円が続いて皆さんに払われてるわけですよ。数え上げればきりが無い程調べました私。町長辞めてから本当に時間惜しんで調べました。もし今喋ったこと全部私が嘘だったら反論してください国が。ね。だからもう一度中野課長に言うけど、やるべき事やって避難指示解除するんならいいけど、やるべき事をやらないで避難指示解除なんて町は出来ないんだよ。町長いじめちゃダメだよ。町長可愛がるためにはあなた方が汗かかないと。全面に立って町長守りなさいよ。ね、これで避難指示解除したら伊澤町長は犯罪人になっちゃうんですよ。これだけが、今まで私が喋ったことが全部実施されてないことについて、解決しないまま避難指示解除させてしまった責任になる。そうすると債権者っていうのは町民になって、債務者っていうのは伊澤史朗になっちゃいますから。それはこの場でそうさせないように、伊澤町長を守って下さいよ、あなた方は。私は伊澤町長の敵ではないんですよ。昔からそう思っていました。とにかくこの町を守りたい、町民を守りたいそういう思いできましたし、今もそうですよ。今話を聞いているとまるっきり空っぽ国の話は。こんなのを騙されちゃダメですよ。中野課長頼むよ。

(原子力災害現地対策本部 辻本副本部長) よろしいでしょうか。返す返すも申し訳ございません。心の中を私が推し量ることはできませんし、それは大変申し訳ございません。先程双葉町が、双葉町の住民の方々が事故を受ける立場ではなかったというふうに仰られました。その通りだと思います。ああいう事故は起こしてはならない事故でありました。

それは本当にその通りだと思います。これだけ 11 年間避難をされているというご苦労は私  
なんかが語ってはいけないと思います。ただですけども、先程も大熊の方のお話もしました  
けれども、他の町でもありましたけども、先程避難指示及び避難指示解除のプロセスがでた  
らめであるというところのお話もございましたが、そこに関してはここで私の方からとやか  
く言う事はございません。それはもうそういう思いでおられるのに私が反論するのは失礼  
だと思います。やってはいけないと思っています。ただそのうえでいろいろなお立場の住民  
の方がいらっしゃる中で、避難指示を解除し、ふるさとの双葉にお戻りになる、大熊もそう  
ですけども、そうことをどう実現していくか、これはこれでやらなくてはいけないと思っ  
ています。それをどういうふうにできるのかというあたりはしっかりと胸に刻んで対応してい  
きたいと思います。

#### ※小括

ここでは、本文にアンダーライン、着色を施して、原告の思いを強調した。

事故の当事者（債務者）と債権者の町民の間には、知識、法律、事故の真実等  
の認識に大きな隔たりがあり、この会場に参加した町民たちは、町と国の説明に  
ただ従うだけの状況だった。避難解除ということは、債権者としての立場を失う  
ことになることさえ、町民たちには理解されていなかった。説明を聞く前提の事  
前準備、学習はほとんどされずに、集まれという（命令）に従う生き物だったこ  
とは、「長期評価」の前触れを隠されたために、予防という認識を阻まれ、激し  
い環境の変化にもなじめないままにされて、家畜化された状態が強く感じられ  
た説明会だった。この状態で、発電所からの放射性物質の放出が止まっていない  
まま、緊急事態宣言が解除されず、優越的地位を悪用して 20 ミリシーベルトと  
いう違法な強制で、被告東電と被告国の債務の減債のためにのみ避難解除する  
という行為を、原告は詐欺・詐取と呼ぶことにしている。

—以降 本書 30 頁の政府事故調（中間報告）【55 頁】から続く—

#### （2）保安院の対応 【55 頁】

保安院は、3 月 11 日 14 時 46 分の地震発生以降、ERC に必要人員を

参集させ、六つの機能班（総括班、放射線班、プラント班、医療班、住民安全班、広報班）を編成し、情報収集や必要な対応を行う態勢を整え、さらに、原災本部が官邸に設置されると同時にその事務局が ERC に設置された。

また、地震発生直後から、関係省庁の局長級職員らが官邸地下の官邸危機管理セ【56頁】ンターに参集し（緊急参集チーム）、震災対応のため必要な連絡・調整を行っていたが（緊急参集チームの対応につき、後記（3）参照）、保安院も、地震発生後直ちに、緊急参集チームのメンバー等として、寺坂保安院長や相当数の連絡要員を官邸危機管理センターに派遣した<sup>11</sup>。なお、その後、同院長に代わり平岡保安院次長らが、順次交代で緊急参集チームに参加した。

ERC にいたメンバーは、3月11日の事故発生直後から、東京電力本店から派遣された四、五名の同社職員を通じてプラント情報等を得ていたが、（注1）プラント情報や事故対処状況に関する連絡が遅れ気味であることに不満を感じていた。

例えば、（注2）ERC にいたメンバーは、3月12日、複数回にわたり、福島第一原発1号機のベント準備の進捗状況について、前記のERC 詰めの東京電力職員に対し、本店に電話で状況を確認させたが、当時は、福島第一原発免震重要棟内にいる吉田所長ですら作業現場の情報を得るのに時間を要する状況にあったため、前記の職員らは、ERC のメンバーに対し、即座に明確な回答を行うことができなかった。

他方、東京電力本店においては、事故発生直後から、社内のテレビ会議システムを用いて福島第一原発の最新情報を得ており、（注3）このシステムは、12日未明までには、保安院職員が派遣されていた現地対策本部（オフサイトセンター）でも使用できるようになり、プラント情報等が共有されていた。

しかしながら、（注4）ERC にいたメンバーには、東京電力本店やオフサイトセンターが、社内のテレビ会議システムを通じて福島第一原発の情報をリアルタイムで得ていることを把握していた者はほとんどおらず、情報収

集のために、同社のテレビ会議システムを ERC に持ち込むといった発想を持つ者もいなかった。また、迅速な情報収集のために、保安院職員を東京電力本店へ派遣することもしなかった 12。

ERC での情報収集は、例えば、原災本部事務局プラント班の保安院職員が、ERC 詰めの東京電力職員に対し、携帯電話で同社本店からプラントパラメーターの情報を収集させ、電話をつないだまま電話口で、口頭で報告させるといった方法で行っていた。

「11 保安院長は、地震対応の緊急参集チームのメンバーとされていないが、平成 19 年 8 月に保安院と 内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付との間で、原子力発電所等が立地している道府県で 震度 6 弱以上の地震が発生した場合、保安院長も、緊急参集チーム要員として官邸危機管理センター に参集することが取り決められていた。

12 現地対策本部に詰めていた保安院職員の指摘を受け、**(注 5)** 同院は、3 月 31 日、東京電力のテレビ会議 システムの端末を導入し、同院においても、東京電力本店と福島第一原発等のやり取りを把握できる態勢をとった。 【57 頁】 **(注 6)** 保安院の東京電力に対する指示・要請は、そのほとんどが「正確な情報を早く上げてほしい。」というものであり、時折、監督官庁として具体的措置に関する指導・助言を行うものの、**(注 7)** 時宜を得た情報収集がなされなかったために、その指導・助言も時期に遅れ、又は福島第一原発のプラントやその周辺の状況を踏まえないものであることが少なくなかった。あるいは、**(注 8)** 保安院の指示は、既に実施し、又は実施しようとしている措置に関するものが多かったため、現場における具体的な措置やその意思決定に影響を与えることはほとんどなかった（例えば、3 月 12 日朝に行われた福島第一原発 1 号機のベントの実施命令の発出について、後記IV 3（4）c 参照。また、同日夕方に行われた同原発 1 号機への海水注入命令の発出について、後記IV 4（1）b 参照）。

## 原告の反論

- (注 1)：ここでいう不満は、自分の配下の保安検査官たちに向かって言うことだ。保安検査官たちが自分の保身のために、事故情報を伝えるという公務を放棄して、あるいは上司が放棄させて発電所から退避させたのが、情報が途絶えた原因であることを隠ぺいしておくことは許されない。
- (注 2)：ここの記述は誤導である。第一原発保安検査官たちが、OFC と発電所にいたわけなので、ERC の連中は事故情報を自分の組織 OFC に聞けばよいこと。こんな無責任なことで、双葉町民は不当な被ばくをさせられたと思うと悔しさがとめどなくこみあげてくる。
- (注 3)：これは東電テレビ会議の画面に武藤や小森がいたことが知られているので、さすがにここではウソがつけなかったのだろう。
- (注 4)：これは全くのウソだ。過去の防災訓練の資料を見れば、ここの記述は嘘だとわかる。
- (注 5)：対応の遅さは、裏に隠そうとする理由が存在している。
- (注 6)：保安検査官たちが現場に常駐していないことを語っている。
- (注 7)：保安検査官たちの任務懈怠を証明している。
- (注 8)：原子力事故の主体者の保安院が仕事、役目をはたしていないことをもの語っている。

### (3) 官邸危機管理センター（緊急参集チーム）の対応

3月11日14時46分の地震発生直後から、官邸地下にある官邸危機管理センターにおいては、緊急参集チームとして、保安院その他の関係省庁の局長級職員や担当職員が集まり、各地の被災状況に関する情報を収集する

とともに、避難、物資・機材の調達その他の被災者支援のため必要な対応を検討し、関係部署に対して必要な指示・要請をするなどしていた。

ただし、(注1) 官邸地下においては、情報保全のため平時から携帯電話が使用できず、携帯電話で事故情報を迅速かつ機動的に収集することが困難であった。また、地震発生後は、原発事故だけでなく、地震・津波等に関する情報収集や連絡も並行して行われたため、回線が混雑し、FAXにより関係省庁等から福島原発事故等に関する情報を収集することも困難な状況にあった。

他方、後記(4)のとおり、(注2) 菅総理ら官邸5階にいたメンバーは、地震・津波発生以降、官邸5階の総理大臣執務室又はその隣室等において、避難区域の設定、福島第一原発内の各プラントの現在及び将来の動向とそれへの対応等について検討・決定していたが、緊急参集チームのメンバーは、その経緯を十分把握し得なかった。

こうした状況において、3月11日夕方頃から、(注3) 官邸地下にある官邸危機管理センターに参集していた省庁の一部の職員は、地震発生以前から各省庁と官邸との間で共有されていたサーバを経由することにより、FAXを使用せずに文書等の共有を図【58頁】る態勢をとった。また、3月13日以降、緊急参集チームのメンバーは、東京電力から官邸地下の危機管理センターに派遣された四、五名の同社職員を介して、東京電力本店からの情報収集や官邸地下と同店との連絡を行った。また、3月20日頃からは、緊急参集チームのメインテーブルに、東京電力の幹部職員が常駐するようになった。(注4)・・・



## 原告の反論

(注1)：そのことが、官邸主導にすることにはつながらない。原災法の仕組みでは、ERC と OFC が事故対応の中心であった。官邸が主導したから本件事故は嘘まみれにされてしまった。

(注2)：事故の中心は発電所周辺の自治体なので、遠距離にある官邸が事故対応をすることは、JCO 臨界事故の反省の趣旨に反し、原災法違反である。

(注3)：平成 22 年度の浜岡原子力発電所原子力総合防災訓練を指揮した経緯を菅直人は隠しているが、本件事故において、偽装することは認められない。

(注4)：本件事故の特徴は、事故前の「止める」「冷やす」「閉じ込める」という公約をことごとく破り、「閉じ込められなかった」放射能に忍従させる行為は、例えようがないほど悪質な事件である。あえて例えれば、時代劇に出てくるような悪代官が菅直人そのものであり、献金を贈賄する悪徳商人は東京電力に例えても違わない。

## (4) 官邸 5 階

前記(2)のとおり、3月11日14時46分頃の地震発生直後、寺坂保安院長は、緊急参集チームのメンバーとして官邸地下の官邸危機管理センターに参集していたところ、(注1) 菅総理は、福島第一原発の状況説明を求めるため、内閣官房職員を通じて、同院長を官邸5階の総理大臣執務室に呼んだ。

総理大臣執務室において、菅総理は、寺坂保安院長に対し、福島第一原発の状況に関する説明を求めるとともに、東京電力に対しても、説明者を派遣するよう要請した。東京電力は、この要請を受け、武黒フェロー、同社担当部長、技術系、事務系の職員各1名の合計4名を官邸に派遣して、(注2) 菅総理に状況説明をさせることにした。

しかし、武黒フェローらの東京電力幹部は、福島第一原発の詳細な情報

を入手しておらず、(注 3) ①事態が悪化すれば水位が低下して比較的短時間で燃料損傷に至ること、②1号機から3号機の炉心冷却装置である非常用復水器(IC)や原子炉隔離時冷却系(RCIC)のバッテリーの持続時間は8時間程度であること、③その間に電源を確保して、原子炉に継続的に注水する必要があること等の一般的な説明のほか、東京電力では電源車を手配中であること等、同社の当時における対応状況を簡単に説明しただけであった。

その後、(注 4) 同日 20時から21時にかけて、班目委員長、平岡保安院次長13、武黒フェローらが官邸5階に集められ、ここに関係閣僚等も加わり、協議の上、後記V3(1)のとおり、(注 5) 福島第一原発から半径3km圏内を避難区域、半径3~10km圏内を屋内退避区域とする決定をした。その後も、(注 6) 官邸5階にいた前記メンバーの全部又は一部は、同階において、避難区域等の変更、福島第一原発内における具体的な措置(原

「13 平岡保安院次長は、第1回原災本部会合終了(19時22分)後、寺坂保安院長に代わって、官邸地下の緊急参集チームにおいて事故対応に当たっていた。」

【59頁】子炉への注水、ベント等)、それらに必要な資機材調達等に関する後方支援等について協議した。

また、(注 7) 同月13日頃までに、久木田豊原子力安全委員会委員長代理(以下「久木田委員長代理」という。)、根井寿規保安院審議官(原子力安全・核燃料サイクル担当)(以下「根井審議官」という。)、プラントメーカーの技術者、独立行政法人原子力安全基盤機構(JNES)職員が、この協議に参加することがあった。さらに、(注 8) 同月13日午後、経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長から急きよ保安院付となった安井正也保安院付(以下「安井保安院付」という。)が平岡保安院次長や根井審議官らの保安院幹部職員と交代して、この協議に加わるようになった。

これらのメンバーによって行われた協議に菅総理が加わることは少な

く、プラントの挙動に大きな変化が見られたときなどに、海江田経産大臣、班目委員長らが、菅総理に対し、プラントの状況や意見交換の結果等を報告した。

(注 9) 官邸 5 階には、官邸地下の官邸危機管理センターで収集した福島第一原発の各プラントの情報が送られて来ていたが、このほか、必要に応じ、東京電力の武黒フェローらが、同社本店や吉田所長に電話をかけ、さらには、(注 10) 細野豪志内閣総理大臣補佐官（以下「細野補佐官」という。）が直接吉田所長に電話をかけることにより、同様の情報を直接に収集した。また、(注 11) 菅総理や枝野官房長官らも、吉田所長に直接電話をかけ、プラント状況を確認したり、意見を求めたりした。

また、(注 12) この官邸 5 階での協議においては、単にプラントの状況に関する情報を収集するだけでなく、入手した情報を踏まえ事態がどのように進展する可能性があるのか、それに対しいかなる対応をなすべきか、といった点についても議論され、その結果、主に東京電力の武黒フェローや同社担当部長が、同社本店や吉田所長に電話をかけ、最善と考えられる作業手順等（原子炉への注水に海水を用いるか否か、何号機に優先的に注水すべきかなど）を助言した場合もあった。

(注 13) ほとんどの場合、既に吉田所長がこれらの助言内容と同旨の判断をし、その判断に基づき、現に具体的措置を講じ、又は講じようとしていたため、これらの助言が、現場における具体的措置に関する決定に影響を及ぼすことは少なかった。しかし、いくつかの場面では、東京電力本店や吉田所長が必要と考えていた措置が官邸からの助言に沿わないことがあり、その場合には、東京電力本店や吉田所長は、官邸か【60 頁】らの助言を官邸からの指示と重く受け止めるなどして、現場における具体的措置に関する決定に影響を及ぼすこともあった（1 号機原子炉への海水注入に関し後記IV 4（1）c を、2 号機原子炉の減圧・注水等に関し後記IV 5（1）d を、3 号機原子炉への淡水注入に関し後記IV 4（2）d を各参照）。

(注 14) 官邸 5 階での協議は、その性質上、福島第一原発のプラントの状況や作業状況等に関する情報が不可欠であり、この会合に参加していた武黒フェローらの東京電力幹部は、こうした情報を収集・把握することが期待されているものと感じた。(注 15) しかし、もともと、東京電力は、原子力災害への対応の際、国との関係では、保安院へ報告することは予定していたが、官邸に直接報告したり、官邸に連絡要員を派遣したりすることは予定していなかった。また、東京電力は、地震・津波発生後、官邸からの要請を受け、武黒フェローらを官邸に派遣したものの、その時点では、福島第一原発のプラント状況等に関する説明のための一時的なものとして認識しており、(注 16) その後も引き続き官邸に留まり、継続的に官邸との連絡役を果たすことになるとは考えていなかった。

このように、官邸と東京電力本店との間の情報伝達態勢は、両者の十分な役割の相互理解の下ででき上がったものではなかったため、官邸 5 階において連絡役を担うこととなった武黒フェローらの東京電力幹部は、福島第一原発のプラント状況等に関する必要な情報の入手について、とりあえずは手持ちの携帯電話に依存するしかなかった。

その結果、武黒フェローらが入手できる情報は限られ、事故の初期段階において、(注 17) 官邸 5 階における協議に参加していたメンバーは、福島第一原発のプラント状況等に関する情報を十分には得られていないと感じていた。例えば、武黒フェローらは、3 月 12 日 15 時 36 分に発生した 1 号機原子炉建屋の水素爆発についてテレビ報道で初めて知り、その後の情報収集にも困難を来す状況であった。

そこで、武黒フェローは、同日夜に東京電力本店に戻った際、同社本店と官邸との間の情報伝達方法を改善する必要があるとの提案を行い、同社本店は、翌 13 日 午前、連絡要員として同社職員 3 名を官邸に派遣するとともに、専用の FAX やパソコンを持ち込んで設置し、それ以降、東京電力本店から官邸への情報提供が改善された。

官邸 5 階での協議に参加していた保安院や東京電力関係者らは、同月

14 日朝ま【61 頁】では、官邸 5 階の総理大臣秘書官室脇の小部屋で待機しつつ、一、二時間おきに開催される協議の都度、同階の一室に参集していたが、同日朝、官邸 2 階の一室が待機部屋として用意された。この部屋には、電話が設置され、さらに、東京電力本店が用意した FAX も設置されるなどしたため、以後、同部屋が東京電力と官邸との間の連絡中継点として機能するようになった 14

#### 原告の反論

(注 1)：ここで改めて、本文 7 頁の図を参照すると、官邸 5 階の行動は、発電所周辺の自治体にとって、非常に邪魔で迷惑な存在だったことがわかる。

そもそも、政府は行政府であるので、第一義的は、法にある国民の生命、身体及び財産を災害から保護することにあるはずなのだが、政府事故調には発電所周辺の自治体及び住民の生命と身体をどのように守ったのか、又、財産を保護したのかが、すっぱり抜けている。菅政権の初動対応は、東京電力のために尽力したことしか記されていないことは、非常におかしい。

(注 2)：日本の最高責任者なのだから説明は必要と理解している。あわせて、災害対策本部長の本旨について、被災住民の声も聴くべきだろう。政府事故調には、菅直人が国民の意見に耳を貸して、苦渋の思いの解消に努めた記述がないことは、やっていなかったということになる。このことは、菅直人の不作為であり、背任であると断じる。

(注 3)：3 月 11 日といえば、原発事故のことは何も知らされていない大勢の双葉町民たちは、地震で住屋が使えなくなった状態で、彷徨っていた。この時、原発の危機的状態を官邸が知っていたことは許されることではない。このような危機を発電所周辺の自治体及び住民に知らせないことは加害行為であり、事件である。

広島原爆投下前の状態と同じであることを官邸が知っていたことは、原爆を投下する米軍と同じことなのである。こんなことは、世界中の人々に理解されることではない非人間的な行為である。

(注 4)：このことは絶対許せない。危機的状態を限られた人間だけが知っていたとすれば、菅直人は独裁者であり、その後に発生した 1 号機のベント被ばくと 1 号機の爆発物による被ばくと合わせた被ばくの加害者である。又、政府災害対策本部長の職務に反し、当然避けられた被ばくを強いた犯人として裁かなければならない。

(注 5)：3 km以内を避難区域としたとは、官邸が決めることではない。原災法違反は明確で、平成 22 年度の浜岡原子力発電所総合防災訓練時に菅直人は、官邸地下の危機管理センターにおいて、関係閣僚と政府職員が居並ぶ前で、緊急事態宣言発出と同時に 10 km以内の住民に避難指示を出していたのだから、3 km以内とは決して言えないはずである。防災訓練の実演では、3 km以内としていたが、EPZ の決まりでは、8~10 km以内と決められていたことを滅却することはできない。しかも、双葉町を排除して、官邸の密室で、限られた者たちが勝手に決めたことに従う理由は全くない。

(注 6)：不遜な決定機関の存在を認めたことはない。したがって、何を決めるかが双葉町災害対策本部として、何も機関決定していないので、会議録さえ存在しない。

(注 7)：規制主務の関係者がそろって会議は秘密会議なのか、公務であれば議事録は存在するだろうから国民に公開していただきたい。どのような協議なのか非常に興味がある。

(注 8)：どのような協議なのだろうか、原告にも知らせていただきたい。原告には知る権利があったはずだ。

(注 9)：それは結構なことである。しかし、発電所周辺の自治体で、情報の来ない双葉町災害対策本部の身になって考えてもらいたい。おかしいではないか、原災法に発電所周辺の自治体には事故情報を与えないで、官邸が独裁的に決めていい法律があるのか、原告はそんな法律は知らない。

(注 10)：細野豪志に至っては、原告は何度ウソをつかれたことか。ウソを生業としている政治家に、本件事故を語ることは出来はしない。昨日語ったことに対して、今日は改めまして、という軽口を直接聞かされた原告が事実を語っている。

(注 11)：「菅総理や枝野官房長官らも、吉田所長に直接電話をかけ、プラント状況を確認したり、意見を求めたりした」というが、あの複雑な構造や詳細な決まり事を理解していたとは、彼らの履歴から判断して思えない。特に枝野は弁護士で文官である。その彼が、何かを聞いてもわかったふりの、パフォーマンスに過ぎないと断定できる。菅直人及び枝野幸男が第一原発で、何を現場で学んでいたのかを考慮に入れば、現場では、当然はじき出されるだろう。

(注 12)：恐ろしい、素人は非常に恐ろしい。官邸には原子力主任技術者はいたのだろうか。風邪を治療するのに、政治家はできない。原子力発電所には専門の技術者が大勢いる、原告が知る限り東電社員、子会社の社員、メーカー、協力企業の社員たちはほとんど何らかのライセンスを所持している。原発の運転員らが履修している知識はあらゆるジャンルに及んでいることを、わかっていれば、官邸の素人政治家、俄か政治家は容易に口出しできない。

(注 13)：東電テレビ会議のやり取りには、菅政権の無知ぶりがあぶりだされている。原子力発電所の一般区域に常時入っていた原告でさえ、事故の采配など恐ろしくて、手とか口が出せなかった。菅直人自身は現在、何も感じていないだろうが、彼が、原災法を侵した間違いは歴史に残るので、後世からのそしりを受けるであろう。

(注 14)：官邸の行動は自己保身であり、第二次世界大戦時のような大本営気取りでいたようだ。第一原発を一人歩きのできない素人政治家たちに、作戦を営むことなど不可能であることさえ知らない素人集団だったことがわかる。

(注 15)：「しかし、もともと、東京電力は、原子力災害への対応の際、国との関係では、保安院へ 報告することは予定していたが、官邸に直接報告したり、官邸に連絡要員を派遣したりすることは予定していなかった。」は、防災訓練の実績から言えば正しい判断である。

(注 16)：被告東電の対応は双葉町と結んでいた安全確保協定において、官邸と事故情報をやり取りしていたことは報告されず、適時・的確な情報を閉ざしたと判断している。被告東電の準備書面 (14) は、双葉町を愚弄するものと判断し

ている。

(注 17)：発電所周辺の自治体、特に双葉町は、事故に対応する重要な情報の横取りと操作は迷惑であり、避難そのものの進路を妨害されたと判断している。

#### (5) 安全委員会の対応

安全委員会は、3月11日14時46分の地震発生後、緊急事態応急対策調査委員に一斉メールで待機を呼び掛けるとともに、連絡要員として、同委員会事務局職員1名をERCに派遣した。安全委員会は、その後の同日15時59分、この事務局職員から10条通報があった旨の連絡を受け、同日16時、臨時会合を開催して緊急技術助言組織を立ち上げた<sup>15</sup>。以後、安全委員会は、緊急技術助言組織会合を継続的に開催し、不測の事態にも対応できる態勢をとった<sup>16</sup>。

また、安全委員会は、「防災基本計画」等の規定に基づき、同委員会委員及び同委員会事務局職員各1名を、オフサイトセンターに向かう保安院職員ら（後記5(1) a参照）に同行させるべく準備を開始したが、輸送できる人数に限りがあったこともあり、事務局職員1名のみがERCに向かった。

他方、3月11日18時頃、官邸からの要請に基づき、班目委員長及び岩橋理彦安全委員会事務局長（以下「岩橋事務局長」という。）は、(注1)第1回原災本部会合に出席するため、官邸に向かった。原災本部会合終了後、2名は、安全委員会事務局に戻ったが、再度官邸に呼び出され、以降、前記(4)のとおり、(注2)班目委員長は、官邸5階での協議等に加わるとともに、菅総理の福島第一原発への視察に同行した<sup>17</sup>。また、前記(4)のとおり、久木田委員長代理も官邸5階で行われた協議に参加す—

<sup>14</sup> なお、官邸5階の対応については、引き続き調査を進める予定である。

<sup>15</sup> 「防災基本計画」は、「安全委員会は、安全規制担当省庁より特定事象発生 of 通報



の報告を受けた 場合、直ちに緊急技術助言組織を招集するとともに、あらかじめ指定された安全委員会委員及び緊急 事態応急対策調査委員を現地へ派遣するものとする。」と定めている。

16 安全委員会事務局は、25 名の緊急事態応急対策調査委員等に対して協力を要請したが、地震等により交通事情が悪かったため、3 月 11 日に同委員会に参集した者は 4 名であった。

17 岩橋事務局長は、当初は、官邸 5 階等での協議への参加を認められず、官邸地下で待機していたが、その後、一部の協議には同席した。また、岩橋事務局長は、3 月 15 日以降は、官邸地下の官邸危機管理センターに置かれた緊急参集チームに詰めて、事故対応に当たった。」

【62 頁】 ーることがあった。(注 3) 官邸において、班目委員長や久木田委員長代理は、菅総理からプラント対応等の多岐にわたる事項について助言 18 を求められたが、原災法第 20 条第 6 項の規定に定められた事項に関する助言については、事後的に委員会の承認を得た。 また、前記のとおり、3 月 15 日頃まで、班目委員長及び久木田委員長代理は、官邸に詰めることが多かったため、他の機関からの助言要請に対しては、安全委員会は、他の 3 名の安全委員会委員 19 や緊急技術助言組織のメンバーで対応した。

#### 原告の反論

(注 1) : 「第 1 回原災本部会合に出席するため、官邸に向かった。」原子力安全委員会の本分は、自ら作った法に従うことだ。この第 1 回原災本部会議の適性を見極めることが必要だった。菅政権はことごとく違法な事故対応を繰り返し、災害をまともに受ける発電所周辺の自治体及び住民に、回復しがたい被ばく被害をもたらした犯罪者なのであることを、安全委員会として見極める立場ではないのか。

(注 2) : 「班目委員長は、官邸 5 階での協議等に加わるとともに、菅総理の福島第一原発への視察に同行した」ということは、安全委員会としての本分を

捨て、不法に従い、職責を全うしなかったことを意味する。本件は、災害対策基本法と原災法の本旨に、政府災害対策本部は従うべきで、政府災害対策本部長が事故現場の発電所に行き、雇用契約のない現場の事故従事者に対して、直接号令をかけることは脅迫になる。ここの人たちに「死」を求めた行為はまさしく、脅迫という犯罪者となったのである。我が国には司法が存在しないので、菅直人は犯罪人とされなかったが、正確には死の強要を行った。この現場に班目委員長が同席していたので、死を強要したほう助者にならないのか気になるところ。

(注 3) : 「菅総理からプラント対応等の多岐にわたる事項について助言 18 を求められたが、原災法第 20 条第 6 項の規定に定められた事項に関する助言については、事後的に委員会の承認を得た。」

#### (6) 他の政府関係機関等の対応

3 月 16 日、菅総理は、小佐古敏荘東京大学大学院教授（以下「小佐古参与」という。）を内閣官房参与に任命した。小佐古参与は、空本誠喜民主党衆議院議員（以下「空本議員」という。）らと共に、「助言チーム」という（注 1）私的なチームを結成し、原子力委員会委員の執務室等を拠点として、活動を開始した。

この「助言チーム」は、原災本部等が作成した資料（主にプラント情報やモニタリングデータ等）を原子力委員会経由で入手し、それらを基に、プラント内外の課題への対応のうち、各省が行っていないと考えた事項について検討を行い、「提言」としてまとめていった。

「助言チーム」が作成した「提言」は、福山哲郎内閣官房副長官や同副長官の秘書官等を経由して又は直接、関係機関に提出されたが、そもそも小佐古参与と関係機関との原子力災害対応における組織法上の関係が明確にされていなかったことから、これらの「提言」に対する各機関の対応には、一部混乱が生じた。

この「助言チーム」は、3月16日から4月2日にかけて、約60の「提言」を関係機関等に提出したが、必要と思われる「提言」を一通り行った4月上旬頃からは、助言チームの会合は次第に開催されなくなり、小佐古参与は、同月29日には内閣官房参与を辞任した<sup>20</sup>。

「18 安全委員会は、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法並びに原災法上、助言・勧告を行う機関と位置付けられており、例えば、原子力緊急事態発生時に原災本部長である内閣総理大臣からの要請がある場合、原災本部長に対して助言を行うことが期待されている（同法第20条第6項。このほか、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第24条参照）。

19 もっとも、この3名のうち、久住静代原子力安全委員会委員は海外出張中であった（3月12日夜に帰国）。

20 小佐古参与は、4月上旬から同月29日の辞任に至るまでの間、福島県の視察等を行うとともに、**【63頁】**また、**（注2）**政府は、3月28日、安全委員会事務局の強化を目的として、東海大学国際教育センターの広瀬研吉教授（以下「広瀬参与」という。）を内閣府参与に任命した。 広瀬参与は、5月上旬まで、安全委員会事務局を拠点として、**（注3）**計画的避難区域等の設定

（後記V3（2）d参照）、「環境モニタリング強化計画」の策定（後記V1（2）a脚注参照）、放射性物質の総放出量の推定（後記V7（2）c参照）等に関する活動を行った。

その後、**（注4）**政府は、3月29日、海江田経産大臣をチーム長とする「原子力被災者生活支援チーム」を、4月11日、同大臣を本部長とする「原子力発電所事故による経済被害対応本部」をそれぞれ設置した。さらに、同月15日には、細野補佐官は、原子力発電所事故全般についての対応及び広報を担当する総理補佐官に就任した<sup>21</sup>。

しかし、震災から2か月間が経過した時点で、政府内部においては、震災への応急対応のみならず、復興に向けた取組も必要となるなど状況が変化していることや、**（注5）**多くの組織に「本部」という名称がつけら

れるなど、組織が複雑化し、権限関係が不明確であるとの問題意識を有するに至り、5月9日、震災及び原子力発電所事故対応に関する組織の整理が行われた 22。

#### 原告の反論

(注 1)：菅直人の人となりが明快に示されている。菅直人の基本姿勢は、目立ちたいという欲望と、責任を取りたくないという責任回避の思いがある人だ。公金を払う相手が、私的ということは、小佐古氏と空本議員には、菅直人が自腹で費用負担しなければならないだろう。菅直人は国民を疎んじている

(注 2)：元の原子力安全・保安院である。菅政権は国民の代表ではないことがこの人事でわかる。

(注 3)：「計画的避難区域等の設定」が、これらによって決められたことは、原災法上の合意形成の手順を除外しているので、法的拘束力はない。

(注 4)：これは、国民を貶めている証拠である。政権と政府が共同で、国税を東京電力のBCPのために費やされたものと認識している。この組織の目指しているのは、憲法第18条に反し、被災者と国民に法外な苦役の強要を目的にしている。一番悪質なことは、この組織自身が法的根拠を持たず、自由組織として、被ばく基準を違法でもお構いなしに、100ミリとか20ミリとか原子力産業と利益相反関係にある似非科学者を使い、被ばく被害の減却に働いている。日本災害史上最大の汚職機関であると断定している。

(注 5)：これは、責任集中という危機管理の鉄則を知らないのか、又は、世論を混乱させる目的があると睨んでいる。菅政権の事実上の失敗は、責任からの逃避により政府事故対策本部長の職責を怠らせたと判断している。

#### (7) 福島第一原子力保安検査官の活動の態様

(注 1) 3月11日14時46分の地震発生当時、保安院職員としては、原子炉の定期検査等のため、福島第一原子力保安検査官事務所（以下

「福島第一保安検査官事務所」という。)の保安検査官 7 名全員及び保安院本院職員 1 名が、福島第一原発敷地内におり、現地警戒本部等の立ち上げのためにオフサイトセンターに向かった 3 名の保安検査官を除いて、5 名が福島第一原発敷地内に残り、同発電所敷地内の免震重要棟内において、情報収集及び保安院への報告に当たった。

(注 2) その後、3 月 12 日未明にかけて、福島第一原発敷地内の放射線量が上昇し、免震重要棟においては、出入り管理が強化された。

当時、保安院等への連絡は、屋外に一「辞任の際に政府に提出した「助言チーム」の活動等をまとめた報告書の執筆に当たった。「21 6 月 27 日、同補佐官は原子力発電所事故の収束及び再発防止担当大臣に就任した。22 この組織整理の結果、「本部」と名の付く組織は、震災対応を行う緊急災害対策本部、原子力事故 対応を行う原災本部及び復興対応の対策本部の三つとなった。原子力事故への対応に関するその他の組織については、福島原子力発電所事故対策統合本部（後記 4 (2) 参照）は「政府・東京電力対策室」に、「原子力発電所事故による経済被害対応本部」は「原発事故経済被害対応チーム」にそれぞれ 改編され、「原子力被災者生活支援チーム」と共に、原災本部の下に置かれた。」【64 頁】一 駐車した福島第一保安検査官事務所の防災車に搭載された衛星電話を用いて行っていたが、放射線量の上昇に伴い屋外に出ることが困難になり、この電話を用いた連絡ができなくなったことから、(注 3) 3 月 12 日 5 時頃、前記 5 名は、福島第一原発から退避することとし、ERC にいた保安院原子力防災課長の了承を得た上で、オフサイトセンターに退避した。

前記 5 名がオフサイトセンターに戻った後の翌 13 日未明、海江田経産大臣から、現地に保安院職員を派遣して原子炉への注水作業を監視するようにとの指示があったため、ERC に置かれた原災本部事務局は、当該指示を現地対策本部に伝えた。

(注 4) こうした状況において、現地対策本部は、前日から福島第一原発に保安検査官が不在となっていることについての懸念があったことも

あり、3月12日まで福島第一 原発敷地内にいた4名の保安検査官の福島第一原発への再派遣を決め、この4名は、13日7時40分頃から、再び福島第一原発敷地内に常駐し、ローテーションを組んで、情報収集及びオフサイトセンターへの報告を行う態勢をとった。

福島第一原発に再派遣された4名の保安検査官は、免震重要棟内の緊急時対策室に隣接する一室において、東京電力職員からプラント状況等に関する資料を受け取り、東京電力から貸与された同社内部のPHSを用いて、オフサイトセンターに置かれた現地対策本部プラント班に、これらの資料の内容等を報告していたが、免震重要棟の外に出て注水現場を確認することはなかった。

現地対策本部プラント班職員は、1時間に1回程度の頻度で、前記4名の保安検査官からもたらされる報告内容をまとめ、同本部総括班及び原災本部事務局プラント班に送付した。(注5) その後の3月14日午後、同日11時頃の3号機原子炉建屋の爆発や、その後の2号機の状況悪化を受け、前記4名の保安検査官は、福島第一原発敷地内にとどまった場合には自分たちにも危険が及ぶ可能性があると考え、オフサイトセンターへ退避することについて現地対策本部に指示を仰いだが、明確な回答が得られなかったため、同日17時頃、退避することを決め、現地対策本部にその旨を伝えた上で、オフサイトセンターに退避した<sup>23</sup>。

<sup>23</sup> なお、その後の3月22日以降、福島第一原発を担当する保安検査官は、ローテーションを組んで、福島第一原発及びJヴィレッジに詰めるようになり、オフサイトセンターやERCに対し現場の状況等を定期的に報告している。【65頁】さらに、(注6) 翌15日、この4名を含む福島第一原発担当の全ての保安検査官は、他のオフサイトセンター要員と共に、福島県庁に移動した（オフサイトセンターの福島県庁への移転の経緯については、後記5(3)参照)

## 原告の反論

(注1)：災害被害者にさせられたのは気の毒だが、仕方がない。3月7日に被告東電は津波の情報を保安院に報告していたことを、第一保安検査官に周知されていなかったことは、保安院自身の体質にあるので、甘受してもらわなければならない。

(注2)：「その後、3月12日未明にかけて、福島第一原発敷地内の放射線量が上昇し、免震重要棟においては、出入り管理が強化された」被告東電の武藤が双葉町に午前3時頃きたが、放射線量が上昇したとは一言も言わなかった。許せない、絶対許せない。安全確保協定違反を行っていた。許せない。決して許せる話ではない。

(注3)：「3月12日5時頃、前記5名は、福島第一原発から退避することとし、ERCにいた保安院原子力防災課長の了承を得た上で、オフサイトセンターに退避した。」保安院原子力防災課長とは誰だ。オフサイトセンターにおける政府現地対策本部長は許可をくれたのであれば、保安検査制度そのものが崩壊をきたしたことにつながる重大な問題だ。保安院原子力防災課長の責任問題で、看過できない話である。

(注4)：「前日から福島第一原発に保安検査官が不在となっていることについての懸念があったこともあり、3月12日まで福島第一原発敷地内にいた4名の保安検査官の福島第一原発への再派遣を決め、この4名は、13日7時40分頃から、再び福島第一原発敷地内に常駐し、ローテーションを組んで、情報収集及びオフサイトセンターへの報告を行う態勢をとった」東電社員と家族は11日21時頃には双葉町からこっそり居なくなっていた。ここでは、12日午前5時ころまでいた4名の保安検査官たちを語っているようだが、双葉町町民は避難指示前でほとんどが町内の避難場所にいた。保安検査官たちは自分に課せられている責務を放棄して、保身を優先させた。これでは、菅直人が官邸で、事故現場の情報が届かないということに矛盾がある。菅直人の部下の

管理に問題があるのに、情報が上がってこないと被告東電を責めることはできないだろう。ERC の最高責任者の海江田は、立場上、保安検査官たちを持ち場につかせたことは、当たり前常識である。

(注5):「その後の 3 月 14 日午後、同日 11 時頃の 3 号機原子炉建屋の爆発や、その後の 2 号機の状況悪化を受け、前記 4 名の保安検査官は、福島第一原発敷地内にとどまった場合には自分たちにも危険が及ぶ可能性があると考え、オフサイトセンターへ退避することについて現地対策本部に指示を仰いだが、明確な回答が得られなかったため、同日 17 時頃、退避することを決め、現地対策本部にその旨を伝えた上で、 オフサイトセンターに退避した」この人たちは放射能が危険であることを知っている。この人たちは山下俊一先生に学んでいなかったのか、それとも、まともな考えのある人たちか。原発敷地内にとどまった場合、自分たちにも危険が及ぶことが心配だから、発電所に常駐していることを放棄して逃げることにしたとは、自分勝手ではないのか。責任を果たすことよりも保身を先にして逃げることは、「**発電所から避難することを禁じ、東電に避難せずに残って、命を懸けろといった菅直人に背くことになるが**」、政府職員が避難することを認めるということは、二枚舌ではないか。

(注6): この 4 名の保安検査官たちはよほど怖かったと思える。福島県庁に避難したことは責めないが、この時には、双葉病院に大勢の入所者らがいたそうだ。この人たちには危機状態を知らせ、避難させていたのか気になる。又、第一原発と福島県庁までの直線距離は約 70 km があるので、自分たちだけが危険を避けることは人道上許されない、県庁までの住民に危機を知らせたのか、それとも、秘密裏に自分たちだけの生存を考えた行為なのか、とても気になる。



### 3. 事故発生後の福島県の対応

福島県においては、3月11日14時46分に発生した地震により県庁庁舎が使用できなくなったため、隣接する福島県自治会館(以下「自治会館」という。)3階に必要な機材を持ち込み、(注1) 福島県知事を本部長とする福島県災害対策本部(以下「県災対本部」という。)を設置した。以降、(注2) 県災対本部においては、職員の安否確認を行うとともに、原子力安全対策課の職員が中心となって、福島第一原発及び福島第二原発に関する情報収集に当たった。

その後の同日15時40分頃、東京電力福島事務所(自治会館から徒歩で四、五分の距離にある。)の同社社員が自治会館を訪れ、福島第一原発において全交流電源が喪失したとの報告を行った。これを受け、福島県の担当職員は、佐藤雄平同県知事(以下「佐藤福島県知事」という。)らの幹部に状況説明を行うとともに、東京電力福島事務所を介して情報収集を行い、また、被災した県庁庁舎に原子力災害対策に関するマニュアル等の資料や衛星電話等の機材を取りに行くなどして、(注3) 事故対応に関する態勢を整えた。

なお、今回の事故対応において、県災対本部による福島第一原発及び福島第二原発に関する情報収集は、主に東京電力福島事務所を通じて行われたが、県災対本部と同事務所との連絡は、前記衛星電話を用いたり、同事務所の東京電力職員がプラント等に関する資料の写しを徒歩で自治会館に持ち込むなどして行われた。

(注4) 同日16時40分頃、県災対本部は、福島第一原発から、同日16時36分に原災法第15条が規定する特定事象が発生した旨の報告を受け、引き続き、福島第一原発等に関する情報収集を継続した。

(注5) 枝野官房長官が同日19時46分頃の記者会見において、政府が同日19時3分に原子力緊急事態宣言を発出した旨発表したことを受け、福島県は、福島第一原発周辺の「24 他方、福島第二原発においては、3月11日の地震発生直後から、福島第二原子力保安検査官事務所 の2名の保安検査官が同原発免震重要棟内の緊急時対策室に常駐し、現地対策本部の福島県庁への移転(3月15日)以降も、そのまま事故対応

に当たった。」【66頁】住民への避難指示の検討を開始し、(注6)同日20時50分、佐藤福島県知事は、大熊町及び双葉町に対し、福島第一原発から半径2km圏内の住民を避難させるようにとの指示を行うとともに、同県は、事故発生後最初の記者会見を行い、当該指示の発出を発表した(後記V3(1)a参照)。

なお、(注7)この避難指示の発出後、内堀雅雄福島県副知事(以下「内堀副知事」という。)は、「福島県地域防災計画」等に基づき、オフサイトセンターにおいて事故対応に当たるため、同センターに向けて自治会館を出発し、同日23時頃に到着した。

#### 原告の反論

(注1):当然である。県の長が先頭に立って、県民の救助・救済を行うことがそれぞれの本部長に定められている。

(注2):「県災対本部においては、職員の安否確認を行うとともに、」公務員らしい発想である。福島県の災害発生時の行動規範なのか、疑問を呈する。県民の被災状況と救助・救済が先に来なければなるまい。

(注3)「事故対応に関する態勢を整えた」のであれば、県現地原子力災害対策本部も事故対応に関する体制を整えなければならない。しかし、現地対策本部に召集されるはずの、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町が原子力防災専門官からの一斉召集されていないから、メンバーがそろっていないことに気づいたはずだが、事故対応に関する態勢を整えたはずが、どうして黙ってオフサイトセンター内に内堀副知事(現地対策本部長)がいたのか、はなはだ不思議である。大きな問題である。(後日、原告が福島県に「現地対策本部会議の議事録」の情報開示請求を行ったところ、会議は行っていませんという回答が来ている。)

(注4):福島県も対応がおかしい。福島県が15条通報を受けたら、県内59市町村にその旨を連絡することになっていたが、双葉町役場には通知されていない。双葉町役場には、東電から直接FAXで通報されるので、事情は分かるが、大熊、双葉以外の各市町村には15条通報は届いていない。

(注5)：「枝野官房長官が同日 19 時 46 分頃の記者会見において、政府が同日 19 時 3 分に原子力緊急事態宣言を発出した旨発表したことを受け」この発表も異例である。通例の防災訓練では、官邸地下の危機管理センターにおいて、総理大臣が緊急事態宣言及び 8～10 km以内の住民の避難指示を発出するので、官房長官の記者会見は必要がない。しかも、発出から 43 分後に部外者の官房長官が 3 km以内の避難指示というのは、何かを隠す必要があったのではないかと疑っている。

(注6)：福島県が避難指示を出すということは異例で、これだけ政府が混乱していた事が窺われる。しかし、福島県は防災訓練を行ってきたから、2 km以内という狭さに疑問が残る。

(注7)：内堀は途中双葉町役場に立ち寄ったが、井戸川が不在だということも言わずに去ったと報告を受けている。オフサイトセンターは停電で使えないから県原子力センターに向かった。ここで、23時49分頃政府系からスピーディ情報が原子力センターに届けられていたから、彼は目にしているはずだ。

#### 4 事故発生後の東京電力の対応

##### (1) 地震発生直後の東京電力本店及び福島第一原発の対応

3月11日14時46分の地震により、福島県及び東京電力のサービス区域内で広く震度6弱以上の揺れが観測されたため、東京電力本店並びに関係する支店及び発電所は、「防災業務計画」に定められたとおり、自動的に第3非常態勢に入った（災害発生時の東京電力の非常態勢につき前記1（5）参照）。

福島第一原発においては、揺れが収まると、職員らは、避難場所である事務本館前駐車場に避難し、防災安全部の担当者が安否確認を行った<sup>25</sup>。

3月11日15時頃までには、福島第一原発の非常災害対策要員を始

めとする約 400 名の東京電力社員が、事務本館横の免震重要棟 2 階にある緊急時対策室に入り、非常災害対策本部を立ち上げ、地震対応に着手した。

福島第一原発の非常災害対策本部は、1、2 号機の中央制御室や 3、4 号機の中央制御室と連絡を取り、当直に対し、運転中の 1 号機から 3 号機の原子炉がスクラムしたことを確認した上、引き続き、電源関係その他の設備の損傷等を確認するよう指示した。

東京電力本店では、館内一斉放送及び自動呼出システムにより、非常災害対策要員の呼集を行い、3 月 11 日 15 時 6 分、東京電力本店 2 階の非常災害対策室に約 200 名の社員が参集し、非常災害対策本部を設置し、東京電力全店の地震による被害状況の把握や停電等の復旧に努めた。また、(注 1) 東京電力本店は、地震発生直後から、ERC に官庁連絡班の社員を派遣し、「<sup>25</sup>なお、福島第一原発では、地震発生 of 1 週間程前に避難訓練を実施していたため、各職員は、避難 通路を把握しており、大きな混乱は見られなかった。」【67 頁】 保安院への報告・連絡体制を確立した。なお、政府に対する報告・連絡は、吉田所長が行う原災法に基づく報告以外に、安全規制担当省庁である保安院 (ERC) への報告等が予定されているのみであったが、前記 2 (4) のとおり、同日夕刻、武黒 フェローら同社幹部が官邸に呼ばれ、(注 2) 官邸が、保安院 (ERC) を介さずに、直接東京電力から情報を入手するようになったため、3 月 13 日以降、官邸連絡要員を新たに数名派遣し、官邸への連絡体制を強化した。

さらに、東京電力本店及び福島第一原発に非常災害対策本部が設置された当初から、(注 3) 社内のテレビ会議システムを通じて情報伝達・共有することが可能な体制が確立された。(注 4) 同月 12 日未明までには、オフサイトセンターとの間でも、このテレビ会議システムを通じて情報交換が可能となったが、このシステムは、ERC には接続されていなかった (前記 2 (2) 参照)。

(注5) 3月11日15時42分、吉田所長は、原災法第10条第1項に規定する特定事象(全交流電源喪失)が発生したと判断し、東京電力本店を始め、関係する官庁や地方自治体等(以下「官庁等」という。)に通報を行った。これを受け、東京電力本店及び福島第一原発は、「防災業務計画」に基づき、それぞれ緊急時対策本部を設置して、既に設置済みの非常災害対策本部との合同本部とした(以下本店につき「本店対策本部」、福島第一原発につき「発電所対策本部」という。)

(注6) 同日16時36分、福島第一原発1、2号機の原子炉水位が確認できず、吉田所長は、原災法第15条第1項に規定する特定事象(非常用炉心冷却装置注水不能)が発生したと判断し、同日16時40分頃から45分頃にかけて、官庁等にその旨の報告を行ったことから、本店対策本部及び発電所対策本部は、「防災業務計画」に基づき、第2次緊急時態勢に移行した。

本店対策本部は、社内のテレビ会議システムを通じて、福島第一原発のプラントやその周辺にいた現場作業員らから免震重要棟に報告が上がるのとほぼ同時に、同じ情報を把握することができており、現場での対処方法等に関しても、このシステムを使って吉田所長らと協議を行っていたが、(注7) 現場対処に関する最終的な判断は、基本的に、福島第一原発における最高責任者である吉田所長に委ねていた(注8)

(官邸等の助言が吉田所長の決定に与えた影響については、前記2(4)参照)

#### 原告の反論

(注1)：あたりまえでしょう。

(注2)：当然でしょう。

(注3)：当然でしょう。

(注4)：ERCにテレビ会議システムを開設すると、隠し事ができなくなるか

ら不要だったと考えられる。

(注5)：双葉町にもきていましたね。

(注6)：双葉町にもきていましたね。

(注7)：理に適った判断。

(注8)：現場の実情を理解しているものだったら、現場主導にするのが最善の方法。

ERCは事故の実務を行うところなのに、この政府事故報告書には、ERCの活動が一切記されていません。どうしたことでしょうか？

事故前は規制主務庁として業界に君臨していたのに、本件のような重大事故が発生したら、素人政治家の集まりの官邸に丸投げして、陰に隠れてしまったことは。よほど隠れなければならない事情があったのかもしれない。

例えば、SBO対策不要論とか、B・5・b対策不要論を含め、プルサーマル導入問題を協議する福島県原子力安全確保技術連絡会議の資料に、津波対策を問題外にするという如何わしい隠し事が表面化すると困るので、内閣府に丸投げしたと考えるのは、思い過ごしなのだろうか。

## (2) 福島原子力発電所事故対策統合本部の設置

### a 福島原子力発電所事故対策統合本部の設置経緯

(注1) 3月14日夜、吉田所長は、2号機の圧力容器や格納容器の破壊等により、多数の東京電力社員や関連企業の職員に危害が生じることが十分懸念される事態に至っていたことから、福島第一原発には、各プラントの制御に必要な人員のみを残し、その余の者を福島第一原発の敷地外に退避させるべきであると考え、本店対策本部と相談し、その認識を共有した。

他方、清水正孝東京電力社長（以下「清水社長」という。）は、同月14日夜、吉田所長が、前記のとおり、状況次第では必要人員を残して退避することも視野に入れて現場対応に当たっていることを武藤栄東京電力副社長（以下「武藤副社長」という。）から聞かされ、同日15日

未明にかけて、寺坂保安院長等に電話をかけ、「2号機が厳しい状況であり、今後、ますます事態が厳しくなる場合には、退避もあり得ると考えている」旨報告した。

このとき、清水社長は、プラント制御に必要な人員を残すことを当然の前提としており 26、あえて「プラント制御に必要な人員を残す」旨明示しなかった。

(注2) 東京電力が福島第一原発から全員撤退することを危惧した関係閣僚らは、3月15日未明、班目委員長、伊藤危機管理監、安井保安院付らを官邸5階に集めた。

その場で、「清水社長から、福島第一原発がプラント制御を放棄して全員撤退したいという申入れの電話があった」旨の説明がなされ、仮に全員撤退した場合に福島第一原発がどのような状況になるのかについて意見を求められた。このとき、参集した者らは、「全員撤退は認められない。」との意見で一致した。

その報告を受けた菅総理は、同日4時頃、清水社長を官邸5階に呼び、関係閣僚、班目委員長、伊藤危機管理監、安井保安院付らが同席する中で、同社長に対し、東京電力は福島第一原発から撤退するつもりであるのか尋ねた。清水社長は、「撤退」という言葉を聞き、菅総理が、発電所から全員が完全に引き上げてプラント制御も放棄するのかという意味で尋ねているものと理解したが、その意味での撤退は考えていなかったもので、「そんなことは考えていません。」と明確に否定した。これを受け、菅総理は、政府と東京電力との間の情報共有の迅速化を図るため、  
26 「3月14日20時20分頃、清水社長は、同社のテレビ会議システムを通じて、吉田所長に対し、「退避については依然として検討段階であって最終決定していない」旨を確認し、認識の共有を図った。」【69頁】  
るため、政府と東京電力が一体となった対策本部を作って福島第一原発の事故の収束に向けた対応を進めていきたい旨の提案を行った。清水社長も、官邸との連絡体制を十分に図らなければならないと考えていたため、菅総理の提案を了解し

た。

(注3) 同日 5 時 30 分頃、菅総理らは、東京電力本店 2 階に設置された本店対策本部を訪れ、本店対策本部にいた勝俣恒久東京電力会長、清水社長、武藤副社長その他の東京電力役員及び社員らに対し、

(注4) 自らを本部長とし、海江田経産大臣と清水社長を副本部長とする、福島原子力発電所事故対策統合本部（以下「統合本部」という。）の立ち上げを宣言した。

※この立ち上げの経緯については、更に関係者からも確認するなどの調査を進める予定である。

#### 原告の反論

(注1)：こんな重大なことが起こったにもかかわらず、双葉町災害対策本部に連絡が来ていなかった。被告東電は、安全確保協定に著しく反している。この深刻な状態の報告があれば、原告ら多くの町民が上限の分からない被ばくを避けることができた。したがって、我々「双葉地区住民はハイリスク群」と放医研から呼ばれることになった主因であることは間違いがない。これは偽装・隠ぺいすることができない加害行為で傷害事件である。

(注2)：ここに、本件事故の主役である発電所周辺の自治体及び被ばくさせられた住民がいないうちに、苛立ちを感じざるを得ない。

(注3)：菅直人が、日本政府を史上初めて一営利企業に天下りさせた事件。事故対応の中心は、発電所なので、菅直人ら素人政治家は、事故対応の妨げにならないよう後方支援することが最大の効果をもたらすことを知りながら、災害対策基本法並びに原災法を葬った姿を示している。政府災害対策本部長の責務を放棄して、このような暴挙に出た。菅直人そのものはナルシストで、日本の長として短慮すぎて使い物にならなかった。

(注4)：どこの法律にもない違法組織で、その行為・結果は永久に正当化されることはない。原告はあえて、菅直人を「ドン・キホーテ」と蔑視している。



## b 福島原子力発電所事故対策統合本部の活動

(注1) 菅総理は、東京電力本店に到着後、統合本部（本店対策本部）に多数の東京電力職員がいたことから、少人数で協議ができる小部屋を用意するよう指示した。この指示を受けて統合本部（本店対策本部）の廊下向かいに用意された小部屋において、武藤副社長らの東京電力幹部が、菅総理らに対し、福島第一原発の各プラントの状況に関する説明を行った。

(注2) 以降、統合本部においては、本部会合が開催され、政府からは、海江田経産大臣、細野補佐官、複数の与党国会議員、外務省、保安院、自衛隊、東京消防庁の職員に加え、経済産業省本省職員が出席し、東京電力社内のテレビ会議システムを通じて、同社本店、福島第一原発、オフサイトセンター等との間で、プラント 状況や作業の進捗状況等に関する情報共有が図られた。

また、統合本部においては、3月下旬から、本部会合のほかに、複数の「特別プロジェクトチーム」が設置された。(注3) 4月1日以降は、細野補佐官を総括リーダーとし、各チームには、政府と東京電力の代表者が加わった。これらのチームには、複数の与党国会議員も加わり、各チームが定期的に協議を行うとともに、全体会合を開催し、検討結果を共有した<sup>27</sup>。また、これらのチームには、

(注4) 各チームが策 「273月27日には、「RHR代替・回復チーム」（残留熱除去代替機能等の検討を行うチーム）、「タービン建屋排水の回収・除染チーム」、「大気中への放射性物質放出低減対策チーム」、「安全評価チーム」【70頁】 定した作業を円滑に進めるために必要な許認可手続を並行して進めるため、保安院職員も加わった。

なお、4月25日からは、政府と東京電力からの情報発信を一元化し、正確性と透明性を確保するため、統合本部による記者会見が開始された。

(注5) 官邸5階における協議に参加していた者及び本店対策本部にいた者の中には、統合本部設置以後、政府と東京電力との連携が図りやすくなったと評価する者もいる。

## 原告の反論

(注1)：本文の28・29頁に、法外な組織と明記されている。一国の総理大臣が法を超えた組織を作り、従来から整備されていた原災法並びに原子力災害対策マニュアルを無効化して、発電所周辺の自治体に定められている災害対策基本法と原災法の本分を妨害したのである。原告はこの違法な組織を双葉町災害対策本部長として認めたことはない。

賢い総理大臣だったら、一企業に日本政府を天下りなどせず、官邸に東京電力の事故対応体制を作らせる。如何に菅総理は知略のない政治家であることを、ここで証明している。これで、菅総理によって日本国民は大損害を被っている。

(注2)：知略のない政治家と官僚たちのたわごとに過ぎない。法外なので、素人政治家のお遊びに過ぎず、何も決めることはできない。平成22年度原子力総合防災訓練の時には、伊藤危機管理官が準備した官邸地下の危機管理センターにおいて、菅総理以下閣僚、保安院長等関係者が集い、原子力防災訓練のシナリオに従って、緊急時対応をしていたことを、なかったことにはできない。

(注3)：この時の政権は、反国民で反逆者という表現がよく似合う。

(注4)：保安院の本分を超えた違法な行為である。

(注5)：原災法をどこに隠したのか。第一原発周辺には多くの国民がいる。JCO 臨界時の反省を全く理解しない内閣と、規制主務の経済産業省（ERC・OFC）らは、犯罪集団・加害集団化していることをここで証明された。

## 5 事故発生後のオフサイトセンターの対応

### (1) 地震発生直後のオフサイトセンターの状況

#### a オフサイトセンターへの要員の参集状況

前記2(7)のとおり、(注1) 3月11日14時46分の地震発生当時、保安院職員としては、福島第一原発敷地内に、福島第一保安検査官事務所の保安検査官7名全員及び保安院本院職員1名がいた。(注

2) 地震発生後、事務所長を含む 3 名の保安検査官は、福島第一保安検査官事務所に戻り、15 時 42 分の 10 条通報を受け、福島第一保安検査官事務所と同一建物内のオフサイトセンターに、現地警戒本部を設置した。

オフサイトセンターにおいては、地震による停電を受けて非常用電源が稼働したが、地震の影響で非常用電源の燃料タンクから燃料を汲み上げるポンプが故障したため、**予備タンクの燃料を使い果たした時点で、再び停電状態となった。**このため、(注 3) オフサイトセンターに参集していた要員は、一部の者を除いて、オフサイトセンターに隣接する福島県原子力センター（以下「原子力センター」という。）に移動した。

他方、経済産業省は、3 月 11 日 15 時 42 分の 10 条通報を受け、同日 16 時頃、同省作成の「経済産業省防災業務計画」に基づき、現地警戒本部長の任に当たる「の四つのチームが設置され、また、4 月 1 日からは、統合本部の態勢変更に合わせて、これら 4 チームは、「放射線遮へい／放射性物質放出低減対策チーム」、「放射線燃料取り出し・移送チーム」、「リモートコントロールチーム」、「長期冷却構築チーム」、「放射性滞留水の回収・処理チーム」、「環境影響評価チーム」の六つのチームに改組された。その後の 4 月 18 日には、これら 6 チームのうち、「放射線遮へい／放射性物質放出低減対策チーム」を「中長期対策チーム」に改組し、7 月 25 日には、「中長期対策チーム」、「放射線燃料取り出し・移送チーム」、「リモートコントロールチーム」を「中長期対策チーム」として統合し、「放射線管理・健康管理チーム」を新設した。」

《71 頁》 (注 4) 池田元久経済産業副大臣（以下「池田経産副大臣」という。）のオフサイトセンターへの派遣を決定した。

池田経産副大臣は、同伴した政府職員 6 名と共に、17 時頃、車で現地に向かったが、地震等の影響で発生した交通渋滞により都内から出ることができず、自衛隊ヘリコプターで移動することとし、同日 21 時 3 分、防衛省から自衛隊ヘリコプターにより出発し、翌 12 日零時

頃にオフサイトセンターに到着した。

また、3月11日夜から翌12日にかけて、自衛隊、独立行政法人日本原子力研究開発機構（JAEA）、独立行政法人放射線医学総合研究所、財団法人原子力安全技術センター及び財団法人日本分析センターの各職員並びに（注5）内堀副知事を含む福島県の職員らが、オフサイトセンターにそれぞれ参集した。

さらに、東京電力は、地震発生直後、（注6）武藤副社長を含む4名の社員のオフサイトセンターへの派遣を決定し、この4名は、福島第一原発及び福島第二原発の視察や地元自治体への説明等を終えた後の12日未明、オフサイトセンターに到着した。

（注7）同日1時頃、オフサイトセンターの電源が復旧し、同センターの要員は、同日3時過ぎ、原子力センターからオフサイトセンターに戻り、事故対応に関する活動を開始した。

（注8）なお、政府の原災マニュアル等は、事故対応に係る省庁がオフサイトセンターに職員を派遣することとしているが、今回の事故対応においては、保安院、文部科学省、安全委員会及び防衛省（自衛隊）を除く省庁は、当初、職員の派遣を行わなかった。特に、厚生労働省は、政府の原災マニュアルにおいて、現地対策本部医療班の責任者の任に当たる職員をオフサイトセンターに派遣することとされていたが、3月21日まで派遣を行わなかった<sup>28</sup>。

また、（注9）各町の地域防災計画においてオフサイトセンターへの参集が予定されていた周辺6町（広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）のうち、実際に参集したのは、（注10）大熊町のみであった。（注11）残りの5町は、3月11日に発生した地震及び津波による被害や、同日21時23分に発出された福島第一原発から半径

「<sup>28</sup> この点につき、厚生労働省からは、職員のオフサイトセンターの派遣については政府の原災マニュアルに記載されており、その必要性は認識していたものの、他の業務に忙殺されており、地震により交通事情が悪化していたため、派遣に時間がか

かった、との回答があった。」【72頁】 3km 圏内からの避難指示の実施等  
に対応するため、オフサイトセンターに職員を派遣できる状況にはな  
かった。

#### 原告の反論

(注1)：第一原発には、保安検査官 7 名全員及び保安院本院職員 1 名が 3 月 11 日 14 時 46 分時点で存在していた。3 名を除く 4 名は第一原発に滞在していたので、発電所の危機的状態を ERC・OFC 及び発電所の周辺の自治体に通報連絡は可能だった。しかし、これを行っていなかった。

(注2)：「地震発生後、事務所長を含む 3 名の保安検査官は、福島第一保安検査官事務所に戻り、15 時 42 分の 10 条通報を受け、福島第一保安検査官事務所と同一建物内のオフサイトセンターに、現地警戒本部を設置した。」

「予備タンクの燃料を使い果たした時点で、再び停電状態となった」問題があるのは、ここの記述である。「15 時 42 分の 10 条通報を受け」た時点では、停電に至っていないはずだから、「予備タンクの燃料を使い果たした時点」までの時間に原子力防災専門官が一斉参集装置までたどり着く時間とボタンを押す時間はせいぜい 2 分以内と想定できるので、一斉召集は可能であった。これを行わなかった理由を停電にすることには無理がある。しかし、15 時 42 分の 10 条通報を受けた時には停電していないはずである。この時点で停電しているとすれば、通報そのものがないことにならなければならない。原告は、ボイラーの運転管理を行っていた経験上、補助燃料タンクが空になるまでの時間は、規模にもよるがエンジン停止までは数時間は持つ容量でなければならない。本件の非常用電源装置の時間当たりの消費量と補助タンクの容量を明確にしてもらわないと、停電したという説明に疑問符が付く。

(注3)：県の原子力センターにおいては、保安検査官たちが手分けして、参集することが決められていた参集要員に参集するように連絡することは可能だった。しかし、これを行っていれば、双葉郡 6 町のうちいくつかの町はオフサイトセンターに参集できたであろう。双葉町災害対策本部では、参集要員が

待機していたことを保安検査官たちは、これを確認していない。

(注 4)：池田元久経済産業副大臣は、無任のままオフサイトセンターに派遣された。したがって、本件事故の対応は全てインチキで、災害対策基本法と原子力災害対策特別措置法の法外の状態が今日まで続いている。

(注 5)：原告が福島県に情報開示請求し、その回答では、オフサイトセンターにおいて、福島県現地災害対策本部会議は行っていないという回答だった。内堀副知事は何を行うために、オフサイトセンターに行ったのか根拠が不明である。

(注 6)：武藤副社長を含む 4 名の社員～地元自治体への説明等を終えた後の 12 日未明、オフサイトセンターに到着した。とは、解釈を危める。武藤らが、原告らが待機していた双葉町役場に來たのは 12 日 3 時頃だった、未明の解釈が日の出までをいうのであれば正しいが、正確を期すので、ここには時間を明記すべきである。

(注 7)：①「15 時 42 分の 10 条通報を受け、福島第一保安検査官事務所と同一建物内のオフサイトセンターに、現地警戒本部を設置した。」「同日 1 時頃、オフサイトセンターの電源が復旧し、②同日 3 時過ぎ、原子力センターからオフサイトセンターに戻り、事故対応に関する活動を開始した」

① の解説：この時は通電していたのだから、非常用発電機が燃料切れで停電した時間が明記されていないので、12 日 1 時頃から逆算して考えると、14 時 46 分地震による燃料ポンプの停止⇒約 2 時間後(想定 16 時 46 分頃)、補助燃料タンクの燃料切れ⇒同時、停電⇒「同日 1 時頃、オフサイトセンターの電源が復旧し、同センターの要員は、同日 3 時過ぎ、原子力センターからオフサイトセンターに戻り、事故対応に関する活動を開始した。」停電開始時間を 16 時 46 分(想定)と仮定し、翌 1 時までオフサイトセンターは機能不全に陥っていたことを原告は想定する。

② の解説：問題はこれで終わることができない。「15 時 42 分の 10 条通報」から 16 時 46 分頃までの 1 時間で、オフサイトセンタ

一の開設準備と、参集要員への通報は十分可能であったことがわかる。通報しなかったのは不作為である。

12日3時まで、保安検査官たちは何もしていなかったわけではないだろうから、完全な形のオフサイトセンターを立ち上げる準備はできたはずである。この時間の間には、官邸と東電ではベントの実施について議論していたのだから、少なくとも、ベントの実施で一番影響を受ける発電所周辺の自治体に知らせ、避難開始を迫ることは可能だった、しかし、オフサイトセンターあるいは福島県原子力センターからの通報連絡は全くなかった。

3時過ぎにオフサイトセンターの機能が回復された時点で、原災法に準じた体勢の下、原子力防災訓練に倣った体制を作る役目は、原子力防災専門官に課せられた責務だった。しかし、任務放棄、任務懈怠により実施しなかったことは許せることではない。

(注8)：「特に、厚生労働省は、政府の原災マニュアルにおいて、現地対策本部医療班の責任者の任に当たる職員をオフサイトセンターに派遣することとされていたが、3月21日まで派遣を行わなかった」の指摘に対し次のような言い訳を語っている「この点につき、厚生労働省からは、職員のオフサイトセンターの派遣については政府の原災マニュアルに記載されており、その必要性は認識していたものの、他の業務に忙殺されており、地震により交通事情が悪化していたため、派遣に時間がかかった、との回答があった。」が、公人としての自覚欠如と、霞が関の甘えの体質を表している。

国民、とくに放射能の影響下に曝された原告並びに双葉町民に対する任務懈怠と背任を赦すことができない。

(注9)：ここで周辺6町のことを語っているが、双葉町については、政府事故調から聴聞が行われていないのに、勝手な記述がされている。双葉町の名誉にかけて、双葉町がオフサイトセンターに行かなかったのは、地震津波対応のせいではない。参集要員を抱えている住民生活課では要員が待機していたが、参集のシグナルが来なかったために、行くことができなかったのが現実である。

(注 10)：大熊町については統治外なのでコメントできないが、オフサイトセンターが近隣だったので、職員は行ったように聞き及んでいる。しかし、何かをしたということではなかったと聞いていて、大熊町だけがオフサイトセンターで活動したとは聞いていない。ここで、誤解が生じるので大熊町の職員はいつまでいたのかを、記すことが必要である。

(注 11)：これは、参集させなかった後付けの完全に虚偽である。双葉町災害対策本部では、住民生活課長以下参集要員は原子力防災専門官から連絡が来ることを待機していた。

#### **b オフサイトセンターにおける通信設備の状況**

前記 1 (4) のとおり、3 月 11 日の地震発生当時、オフサイトセンターには、国が管理する通信回線としては、(注 1) 一般の電話回線に加え、オフサイトセンターと 官邸や ERC 等とをつなぐ専用回線<sup>29</sup>、及び、衛星回線が整備されていた。この衛星回線としては、6 台の衛星電話（固定型 1 台、可搬型 3 台、車載型 2 台）が置かれていた<sup>30</sup>。

(注 2) 3 月 11 日の地震発生後、翌 12 日昼頃までに、これらの通信回線のうち、衛星回線以外は使用できなくなった

31。そのため、オフサイトセンターにおいては、(注 3) 政府のテレビ会議システム、緊急時対策支援システム (ERSS)、緊急時迅速放射能 影響予測ネットワークシステム (SPEEDI)、電子メール、インターネット、一般回線を用いた電話及び FAX 等が使用できず、オフサイトセンターと ERC 等との 連絡は、衛星電話回線のみを使用して行わざるを得ない状況であった。

前記のとおり、オフサイトセンターには 6 台の衛星電話が置かれていたが、可搬型衛星電話 1 台はつながりにくく、また、車載型衛星電話 2 台についても、それらが搭載されていた福島第一保安検査官事務所の防災車が屋外に駐車されていたため、(注 4) オフサイトセンター周辺の放射線量の上昇に伴い、使用されなくなった。



そのため、オフサイトセンターに詰めていた国の職員は、固定型衛星電話 1 台と可搬型衛星電話 2 台を使用して、ERC 等との連絡を行った。これらの衛星電話のうち、固定型衛星電話は、付属のテレビ画面を使用してテレビ電話による通話を行いながら、同時に、音声のみの電話通話又は FAX の送受信が可能であつた。「29 (注5) 政府のテレビ会議システム (政府内部のシステムで、オフサイトセンター、官邸、ERC、福島県庁等を結ぶもの。)、緊急時対策支援システム (ERSS)、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム (SPEEDI)、インターネット等については、この専用回線を用いてデータの伝送が行われる。

30 なお、国は、オフサイトセンターに可搬型衛星電話をもう 1 台保有していたが、地震発生当時、この電話機は、臨時に福島県庁に置かれていた。

31 国の専用回線は、地震により回線が使用できなくなった 3 月 11 日 16 時 43 分以降、データの伝送ができなくなった。他方、一般回線については、地震発生直後は使用できていたものの、大熊町に所在する電話会社の基地局の非常用バッテリーが切れた同月 12 日 12 時以降、使用できなくなった。一般回線については、基地局のバッテリーが切れる以前から回線が混雑し、つながりにくい状態であった。」【73 頁】たため、オフサイトセンターからの連絡手段は、合計 4 ルートあった。ただし、これらの衛星電話は、あくまでバックアップ用であり、伝送できるデータの容量や伝送速度は、一般・専用回線には劣るものであった。

なお、3 月 13 日頃には、オフサイトセンターに隣接する原子力センターの衛星電話がオフサイトセンターに持ち込まれ、福島県と国の職員が共用した。

#### 原告の反論

(注 1) : 「一般の電話回線に加え、オフサイトセンターと官邸や ERC 等とをつなぐ専用回線 29、及び、衛星回線が整備されていた。」現に、12 日未明には、テレビ会議システムが使えるようになり、オフサイトセンターでテレビ会議が行われている。

(注 2) : 「3 月 11 日の地震発生後、翌 12 日昼頃までに、これらの通信回線

のうち、衛星回線以外は使用できなくなった」は理解することにする。しかし、その後の行為が問題である。12日昼頃以降14時までは、原告は双葉町役場にいたので、朝から昼頃までベント実施や1・2号炉の具合などの喫緊の情報を伝えることが可能だったにもかかわらず、知らせなかったことは大問題である。

原告及び役場職員、大勢の町民たちは、危機的情報がO F Cから伝えられなかった原因は何か。菅直人から池田が本部長の権限が一部委任されなかったから、現地本部長の職責を果たすことができなかったという理由をもってしても、我々が被ばくさせられた行為を許すことはできない。

(注3)：「政府のテレビ会議システム、緊急時対策支援システム (ERSS)、緊急時迅速放射能 影響予測ネットワークシステム (SPEEDI)、電子メール、インターネット、一般回線を用いた電話及び FAX 等が使用できず」ということは信用していない。あえてできない理由がほかにあるような気がしている。使用とすればいくらでも時間があったのに、できない理由を挙げて、発電所周辺の自治体の参加を意図的に外すために「できない」ことにしたのだと考えている。隠す理由がある者の犯意の臭いを感じている。

(注4)：「オフサイトセンター周辺の放射線量の上昇に伴い、使用されなくなった。」偽のO F Cの連中の考えは、彼らの放射能に対する正直な恐怖の表れである。では、なぜ、彼らだけが、被ばくを避けるために避難を考えたのかの深層心理を探れば、「インパール作戦において牟田口中将は、愚劣で拙劣な作戦を指揮し、自ら戦地に行かず、毎夜料亭で酒池肉林を重ねていたという伝説」と酷似する。片や、放射能まみれになりながら事故の収束に命を懸けると、菅直人から号令をかけられている現場の人々の心情などお構いなしだ。菅直人の無能ぶりが見事に表れている判断と行動である。原告はこのことは知らなかった、知っていれば、保安検査官事務所長の都筑が原告に示した「N I S A」を忘れるなどいい、押し止めていた。戦時中の大本営を思わせる蛮行である。

(注5)：「政府のテレビ会議システム (政府内部のシステムで、オフサイトセンター、官邸、ERC、福島県庁等を結ぶもの。)」本件事故前までの避難訓練では必ず使っていた。原告が官邸との情報を交換するときに、分割画面に原告が

映っていた。本件においてはこれを使わずに、今日まで来ている不自然さからは何か犯罪の臭いがしている。事故直後の2～3日であればテレビ会議システムが使えませんでしたと理由付けが可能だが、原告が双葉町災害対策本部長でいる間、ずっとテレビ会議システムを使っていない。ここに事故隠しの真因が隠されていると考えている。

## (2) オフサイトセンターにおける活動の態様

(注1) オフサイトセンターにおいては、国や福島県等から派遣された職員が一体となって、七つの機能班(総括班、放射線班、プラント班、医療班、住民安全班、広報班、運営支援班)を編成し、避難状況の把握、地域住民への広報、安定ヨウ素剤の配布等の準備、緊急時モニタリングの実施、身体除染等に関する活動を行った 32。

ただし、前記のとおり、地震の影響で通信手段が限られていたことに加え、例えば、オフサイトセンターには、福島第一原発及び福島第二原発からそれぞれ半径10kmの地域に関する地図しか置かれていなかったため、3月12日に避難範囲が福島第一原発から半径20kmの地域に拡大された際には、住民安全班は、避難指示区域の特定ができず、市町村等からの問い合わせに対しても、明確に答えることができなかった。また、避難し遅れて一時的にオフサイトセンターに搬入された病人等の対応に医療班が当たるなど、想定外の事態が発生した。

また、政府の原災マニュアルにおいて、現地対策本部プラント班は、発電所からの情報を収集し、ERCに置かれた原災本部事務局と協議しつつ、プラント対応を決めることとされているが、今回の事故対応においては、ERSSのデータが入手できず(後記V2(1)参照)、プラント情報が十分に得られなかった。さらに、前記(1)bのとおり、オフサイトセンターとERCとの連絡手段は、伝送速度の遅い衛星回線によるほかなかったため、入手した情報ですら即時に送ることはでき

なかった。

さらに、オフサイトセンターは、3月12日早朝に避難区域に含まれることとなったため、同センターにおけるプレス対応は行われなかった。「32 オフサイトセンターにおいては、各機能班の代表者からなる全体会合が定期的に開かれ、情報共有及び対応策に関する調整や確認等が行われた。」

#### 原告の反論

(注1)：人災の極みで、一般公衆、特に発電所周辺の自治体並びに住民らは、原発事故の最大の被害者である。その理由は、政府災害対策本部長による災害対策基本法と原子力災害対策特別措置法遵守違反と、それを隠ぺいし、恰も、ウソ偽りで、自助という方便で被災者に加害責任を転嫁し、苦役を与えていることである。

ここでいう人災とは、「しなかった」「できなかった」「行わなかった」「知らなかった」あるいは「想定外」などは決して言えない法令上の立場にありながら、事実を誤魔化し、言葉巧みに国民を幻覚させていることが、まさに人災の極みである。

### (3) オフサイトセンター（現地対策本部）の福島県庁への移転

このように、オフサイトセンターにおいては、(注1) 一部の参集要員により事故対応が行われていたが、避難範囲の拡大等に伴い物流が止まり、3月13日頃から、避難区域内にあったオフサイトセンターにおいても、食糧、水、燃料等が不足し始めた。

また、福島第一原発の事態の進展を受け、オフサイトセンター周辺及び内部の放射線量も上昇し始めた。すなわち、(注2) 3月12日15時36分の1号機原子炉建屋の爆発直後、オフサイトセンター周辺の線量が一時的に上昇したほか、同月14日11時1分の3号機原子炉建屋の爆発後は、放射性物質を遮断する空気浄化フィルターが設置

されていないオフサイトセンター内の線量も上昇した<sup>33</sup>。

こうした事態を受け、現地対策本部は、ERC に置かれた原災本部事務局と協議しつつ、(注 3) オフサイトセンター（現地対策本部）の移転の検討を開始し、3 月 14 日 22 時頃、福島県庁への移転に備え、福島県庁に先遣隊を派遣した<sup>34</sup>。その後の 15 日 10 時頃までに移転が決定され、同日 11 時頃、池田経産副大臣を含むオフサイトセンター要員は移動を開始し、同日中に現地対策本部の移転を完了した。福島県庁への移転後は、通信は円滑に行われるようになった<sup>35</sup>。「<sup>33</sup> 具体的には、関係者へのヒアリングにおいて、(注 4) 3 月 14 日 11 時 1 分に発生した 3 号機原子炉建屋の爆発後には、屋外で 800 $\mu$ Sv/h、屋内で数十～100 $\mu$ Sv/h まで上昇し、翌 15 日の 9 時頃には、屋外で 2,000 $\mu$ Sv/h 以上、屋内では 100～200 $\mu$ Sv/h まで上昇した、との供述を得ている。 なお、オフサイトセンターの空気浄化フィルターの設置に関しては、平成 21 年 2 月、総務省が、「原子力の防災業務に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（第二次）」において、福島県を含む複数の オフサイトセンターにおいて、高性能エアフィルター等による被ばく放射線量の低減措置が行われていない点を指摘した。これに対し、同勧告を受けた保安院は、オフサイトセンターの気密性維持の方法や同センターに出入りする要員の入館管理方法等の整理を行うとの方針を決定したが、エアフィルターの設置等の具体的措置は講じなかった。保安院の当時の担当者は、当委員会によるヒアリング等において、①総務省の勧告は、直接エアフィルターの設置を求めたものではない、②福島県オフサイトセンターのコンクリート構造が有する放射性物質に対する遮蔽効果により、十分に放射性物質の低減が見込める、③通常の規模のフィルターでは、全ての放射性物質を除去することはできない、④当時は、原子力発電所において事故が発生した場合でも、短時間で放射性プルームが通過するという想定をしており、短時間であれば、換気設備を止めるなどの措置をとる方が合理的であると考えたとの理由から、フィルターの設置を行わなかったと供述している。

<sup>34</sup> 前記 1 (4) のとおり、原災法施行規則第 16 条第 12 号に基づき、福島県のオフサイトセンターの代替施設として南相馬合同庁舎が予定されていたが、当該庁舎

は、既に地震及び津波による災害対応に用いられており、十分な活動スペースが確保できないことが判明した。現地対策本部内では、それでも移転すべきであるとの意見もあったが、南相馬市の放射線量も上昇しつつあるとの理由から、最終的に南相馬合同庁舎への移転を断念した。

35 なお、3月15日の現地対策本部の移転後、現地対策本部長は池田経産副大臣から松下忠洋経産副大臣に交代している。」

#### 原告の反論

(注 1)：これは事実である。このような事態を招いたのは、全て菅直人が事故対応組織を立ち上げずに、菅直人の個性で事故を仕切ろうとしたために、不要な混乱を生じさせた弊害によるものである。

(注 2)：「3月12日15時36分の1号機原子炉建屋の爆発直後、オフサイトセンター周辺の線量が一時的に上昇した」 双葉町内は朝から  $30\mu\text{Sv/h}$  を超えていた、特に1号機のベントで  $4613\mu\text{Sv/h}$  が記録され、その後の1号機の爆発で、その爆発物に多くの町民は曝されていた。この事実を被告らとメディアは隠ぺいしている。これは、避難のさせ方の失敗で、原因は菅直人が事故対応に直接関与し、必要な情報を発電所周辺の自治体に隠したからであることは間違いがない。その後も、この被ばく障害事件は隠され続けている。

(注 3)：事故現場には避難するなど菅直人が命令したのに、身内の公務員は現場を放棄して避難するという国民蔑視政策を示している。それにしても、規制主務の責任のある保安検査官は現場常駐だったはずだが。如何に簡単に職場放棄をするものだな。これでは働いていないのだから、免職されて給料はもらうことはできないだろう。

(注 4)：被告らがこれまで行ってきた行動から考慮して、この数値は全く信用できない。

#### (4) 原災本部長による現地対策本部長への権限の一部委任

(注 1) 原災法第 20 条第 8 項は、緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、災本部長がその権限の一部を現地対策本部長に委任することができる旨規定しており、政府の原災マニュアルにおいては、安全規制担当省庁（実用炉における事故の場合は保安院）が、権限の委任について原災本部長の決裁を受け、(注 2) 委任が行われた旨を告示することとされている。また、(注 3) 国が毎年実施する原子力総合防災訓練のシナリオにも、原災本部長の権限の一部を現地対策本部長に委任する手続が記されている。

(注 4) 原災法上、権限の委任がない場合に、現地対策本部長が行うことができる事項は、現地対策本部の事務を掌理すること（同法第 17 条第 12 項）等に限られ、特に、同法に基づく地方公共団体等に対する指示等を行うことはできない。

3 月 11 日、保安院は、福島第一原発において、原災法第 15 条の規定する原子力 緊急事態が発生したことを受け、緊急事態宣言の公示案等と併せて、原災本部長権限の現地対策本部長への一部委任に関する告示案を作成し、内閣官房及び内閣府に共有して欲しい旨を記載して、官邸情報集約センターにメールで送付した。

その後、3 月 11 日 19 時過ぎから開催された第 1 回原災本部会合においては、(注 5) 委任手続に関する言及はなく、その後も権限の委任に関する告示は行われなかった。

(注 6) オフサイトセンターに置かれた現地対策本部は、権限の委任の有無により現地対策本部が地方公共団体に対して行う対応措置の決定権限や同措置の法的性格が異なることから、ERC に対し、複数回にわたり政府内部での委任手続の進捗状況を確認したが、明確な回答を得られなかった。そこで、(注 7) 現地対策本部は、ERC に置かれた原災本部事務局とも相談の上、必要な措置を漏れなく迅速に行うため、権限の委任手続が終了しているものとして、避難措置の実施等に関して種々の決定を行い、かつ、実施した<sup>36</sup>。〔<sup>36</sup> なお、本件については、引き続

## 原告の反論

(注 1)：双葉町にその告示が届いていないので、池田経産副大臣は委任されたことは認諾していない。したがって、何も権限のない人である。

(注 2)：「委任が行われた旨を告示することとされている」 その通り。原告は、このことを事故前から認識していた。しかし、本件事故においては、告示を受け取ったことはない。何度も言うが、本件事故対応は不正で、法に合致しないので、最初からやり直さなければならない。

(注 3)：「国が毎年実施する原子力総合防災訓練のシナリオにも、原災本部長の権限の一部を現地対策本部長に委任する手続が記されている」原告は騙された。これだから、災害対策基本法と原子力災害対策特別措置法に準じた体制ができなかったわけだ。本件では菅直人個人が、或いは、取り巻きだけが事故対応を取り仕切ってきたわけだ。上記の 2 法に準じた体勢であれば、発電所周辺の自治体がオフサイトセンターで、事故情報を共有して、被ばく被害が発生しなかったことにつながる。要約すると、本件事故においては、菅直人らが国民にウソをつき、騙し、情報操作を行い、事故被害の減却を誘導したことになる。菅直人は犯罪者であるという確信がここをついた。

(注 4)：「原災法上、権限の委任がない場合に、現地対策本部長が行うことができる事項は、現地対策本部の事務を掌理すること（同法第 17 条第 12 項）等に限られ、特に、同法に基づく地方公共団体等に対する指示等を行うことはできない。」 **ということは、本件事故において、原災法上の緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）において、行うべきと定められていた原災法第 23 条の原子力災害合同対策協議会が実施されていない状態ということになる。このため、発電所周辺の自治体がオフサイトセンターへ参集されなかったという結果を生み、これは我が国の一大事であり、災害対策の基本を著しく怠った事件である。**

(注 5) 「委任手続に関する言及はなく、その後も権限の委任に関する告示は



行われなかった」 池田経産副大臣は無任所で、オフサイトセンターのお客さんの立場でしかなかったので、彼が発出した指示或いは指導等の行政行為は、全て虚偽であり、正当行為とはならない。偽りの政府現地対策本部長だったので、発電所周辺の自治体は菅直人に騙されたのである。

(注 6)：「オフサイトセンターに置かれた現地対策本部は、権限の委任の有無により現地対策本部が地方公共団体に対して行う対応措置の決定権限や同措置の法的性格が異なることから、ERC に対し、複数回にわたり政府内部での委任手続の進捗状況を確認したが、明確な回答を得られなかった。」これは、菅直人の背任である。

(注 7)：「現地対策本部は、ERC に置かれた原災本部事務局とも相談の上、必要な措置を漏れなく迅速に行うため、権限の委任手続が終了しているものとして、避難措置の実施等に関して種々の決定を行い、かつ、実施した」しかし、法治国家であるので、手続き論が優先されるから本件事故対応は最初から間違っており、全て拘束力はないものと判断してきた。(参考：民法 6 4 3 条委任)

6 重要な資料集

《その1》

(第三種郵便物認可)

福 島

# 原発事故対応「大失敗」

## 菅前首相 インタビュー 陣頭指揮やむを得ず

インタビューに答える菅直人前首相11月27日、東京・永田町の衆院第1議員会館



菅直人前首相は三月十一日で東日本大震災発生から一年となるのを前に時事通信のインタビューに応じ、東京電力福島第一原発事故について「事前の備えがあまりにも不十分だった。備えがなかったという意味で大失敗だった」と述べ、事故を想定していなかった政府や東電の対応に大きな問題があったとの認識を示した。

原因については「全部『3・11』前になる。つまり全電源喪失を一切想定しなかったから

### インタビュー要旨

菅直人前首相のインタビュー要旨は次の通り。東日本大震災から間もなく一年を迎える。地震と津波による大きな被害があり、東京電力福島第一原発事故が起き、国民の皆さんが大変厳しい状況に遭遇した。当時の政治の責任者として大変申し訳なく思う。国民が我慢強く対応し、復興に向けて頑張っていることに感謝したい。

だ」と断じた。政府の初動対応をめぐり、民間の「福島原発事故独立検証委員会」があまりにも不十分だった。それがあれば、もっと事故も放射線被害も大きくならずに済んだと思うだけに責任を感じる。準備が十分できていなかったという意味では人災と言わざるを得ない。大きな反省が本場に必要だ。備えがなかったという意味で(政府の対応は)大失敗だった。

菅首相官邸の初動には

会(民間事故調)は、関し、菅氏は「首相が、(官邸執務室)で首相が過剰に現場に介入したなどとする報告書を入したなどとする報告書をとめた。これに

関し、菅氏は「首相が、(官邸執務室)で首相が過剰に現場に介入したなどとする報告書を入したなどとする報告書をとめた。これに

関し、菅氏は「首相が、(官邸執務室)で首相が過剰に現場に介入したなどとする報告書を入したなどとする報告書をとめた。これに

厳しい評価が多が。地震発生直後、北沢俊美防衛相(当時)に、とにかく救命活動に即座に入ってほしいと自衛隊の派遣を指示し、十万人態勢を取ってもらった。自衛隊の初動は非常に迅速だった。消防、警察も頑張ってくれた。

原発事故は、地震、津波とはかなり性格異なっている。原子炉の中で何が起きていのか分かっていない。予測ができて初めて次の対策が可能だ。しかし、事態の把握に努めよ

と、東電、経済産業省などを教訓に菅邸の危機管理態勢を強化した。機能しなかったのが、(評価は)政府の事故調査・検証委員会などの検証を基本的には待てなかった。しかし、この仕組みがどうだったかという点も、ほとんど機能しなかった。

地震、津波に比べてある程度やれたと思う。原発に関しては、極めて不十分だった。つまり、東電から上がっている情報報告のものが極めて不十分だった。(原因は)どこ(官邸執務室)に座る

うしても全部「3・11」前になる。つまりは(原)発の全電源喪失を一切想定しなかったからだ。危機管理が残念ながら結果としてまよいかたがなかった。最大の問題は備えがないことだった。

首相が前出に出ることに批判もあった。

首相が陣頭指揮を執るのは例外だ。今回は一般的には多く、例外になるかのやむを得ないところだ。つまり、野党も国会で、菅の善悪をめぐって、現場で実際に対話した。

べきたと言っていたが、(原)発の全電源喪失を一切想定しなかったからだ。危機管理が残念ながら結果としてまよいかたがなかった。最大の問題は備えがないことだった。

首相が前出に出ることに批判もあった。

首相が陣頭指揮を執るのは例外だ。今回は一般的には多く、例外になるかのやむを得ないところだ。つまり、野党も国会で、菅の善悪をめぐって、現場で実際に対話した。

「うんぬんをメモした。と述べた。北沢氏は同日、官邸で事故調査報告書を野田佳彦首相に手渡しした。

首相は「十分読んで参考にさせていたたく」と答えた。

たことは直後に官房長官が発表した。

「原発事故が深刻になった場合を想定した「最悪シナリオ」が昨年三月二十五日作成されたが、公表されなかった。

セカンドオピニオンというのか、現場に直接携わっていても原子力に詳しい人たちの意見も聞いておくことが必要だと判断した。最悪の状態が重なったときにどういう状況が起き得るのか、私自身の参考にしたと思う。

この記事で、自分勝手な言葉遊びをして、罪滅ぼしをしているようだが、あなたの個性で被害を受けた国民は、あなたから与えられた「政治の信用の失墜、責任転嫁、被ばく被害、ウソ偽り、言い逃れ、増税、地域破壊、失望、家庭崩壊、生業喪失、環境破壊そして欺罔と奸さを含め、被害・損害請求権の喪失」は天文学的大きさになる。これを全部あなたが背負っていることを、原告は、あなたに忘れさせない。

## 《その2》

以下は、東電秘密会議記録である（株主代表訴訟の証拠を引用）

資料 72 甲 A100 2, 3 丁 より

耐震バックチェック説明会（福島第一・） 議事メモ

平成 20 年 9 月 10 日」

耐震バックチェック説明会（福島第一） 議事メモ

○日時：平成 20 年 9 月 10 日 13:15~15:10

○場所：福島第一原子力発電所第二応接室

○出席者（福島第一）計 18 名

小森所長、高橋ユニット所長、町田ユニット所長、北村副所長（広報）、風見技術総括部長、原口広報部長、高儀一全部長、川野二全部長、山本技術部長、稲垣高経年化 PJGM、佐藤保全計画 GM、柴崎土木 GM、金谷建築 GM、他（本店地震対策センター）

山下センター所長、機器耐震技術 G 村野 GM、土木耐震 G 百瀬 GM、土木調査 G 金戸、建築耐震 G 小林（和）、新木、地震対策総括 G 中山（記）

○議事概要（1F、2F 共通）

耐震バックチェックについて、地震対策センターより、以下の項目について説明を実施

- ・ 1F、2F 耐震バックチェック中間報告の概要
- ・ 「耐震バックチェックに反映すべき事項」（9 月 4 日 NISA 指示文書）の概要

※福島サイトは内陸地殻内地震による地震動が比較的小さいため、指示文書により短周期レベルを 1.5 倍としても評価結果にほとんど影響がないことを説明。

- ・ バックチェックに係る今後の対応（計画見直し、対外アナウンス、想定工事範囲、PLM への影響）
- ・ 屋外重要土木構造物に対するバックチェック検討状況 津波に対する検討状況（機微情報のため資料は回収、議事メモには記載しない）

○主な質問・意見

・NISA 指示文書による影響について、本店にて取りまとめる予定。(山下センター所長)

・液状化に対する方針は？(小森所長) → 重要な設備の地盤はおそらく大丈夫だが、BC クラス設備は液状化の可能性もある。機能要求のある BC クラス設備を洗い出し、必要なものは対策していくことになる。(百瀬 GM)

→ BC クラス設備に対する方針は、本店にて現在検討中。(山下センター所長)

・評価基準は終局耐力が？(高橋ユニット所長)

→ IVAS。Ss でも耐えられる、と言わないと運転停止させられかねない。バックチェックというよりバックフィットに近いが、仕方がない。(山下センター所長)

・配管は、先行して補強しておいて解析結果が出てから追加で補強するのは技術的に「難しいのでは」。(高橋ユニット所長)

→ 解析の手がついた系統から先行実施してほしい。(村野 GM)

→ 配管は、解析結果が出る前でも現場調査などは先にやっておける。材料手配のリードタイムが心配なので、早めに手を打っておく必要がある。(小森所長)

・(北村副所長に対して)、全プラントまとめて最終報告するのか、中間報告している 1F5 などを先行して最終報告するのが良いか？(高橋ユニット所長)

→ プルサーマルとの絡みもあるので一概に言えないと思う。(北村副所長)

→ 結果が厳しそうな 1F1 やプルサーマルの 1F3 などを優先して報告することはできるか？(高橋ユニット所長)

→ 可能と思う。(山下センター所長)

・「止める、冷やす、閉じ込める」設備だけでも全プラント早めに評価結果を出せないか？中間報告した 1F5 の結果を利用したり、78 万プラント同士コンポーネントが似ていることを利用したり。(小森所長)

→ そうせざるを得ないと思う。(山下センター所長)

→ 2F とあわせて、来年 3 月くらいに公表するのが良いのではないか。(小

森所長)

→ 2F でもそのような意見があった。(山下センター所長)

・ 今後検討が必要な事項の検討主体は？(川野二全部長)

→ BC クラスの対応方針は本店にて検討中だが、個別設備に対する対策検討はサイトでやってほしい。本店のマンパワーが足りない。本店、サイトでカウンターパートを個人単位で決める必要がある。(山下センター所長)

・ PLM は BC クラスへの補強などの対策も要求され、耐震バックチェックと比べておかしい。国と折衝してほしい。(稲垣高経年化 PJ GM) ・

→ NISA 審査課と折衝している。プラント全体としての被ばく最評価で説明していくことなども検討していく。(村野 GM)

・ バックチェック工程の遅れを対外的に説明する際、解析のマンパワー不足についても触れるが、それがメインの理由になってはいけない。これまで嘘をついてきたことになってしまう。(小森所長)

以 上

資料73

甲A184 108丁

「福島バックチェック津波資料」と標題のメール (2008/09/08 19:02)

福島バックチェック津波資料

41

Subject: 福島バックチェック津波資料

From: 酒井 俊朗

Date: 2008/09/08 19:02

To: 東電 土木中越 金戸 俊道 東電 土木中越 高尾誠

< >

CC: 東電 土木中越 百瀬 和夫

高尾様

金戸様

(cc 百瀬様)

10日の福島バックチェック説明の件、  
- 説明時間は全体で1時間  
ということ、及び、  
- 津波については、真実を記載して資料回収  
ということなので（前者は今ほど聞きました）、今朝、高尾さんには最悪、分厚く  
なってもよい、という話もしましたが、

1. 計算結果（上記の通り、資料回収ですので武藤さんに説明している内容を記載：  
なんらかの海岸構造物で対応する場合も相当な規模、近傍集落への影響から現実的  
ではない）
2. 今後の対応（バックチェック報告時には、津波についてH14土木学会バック  
チェックベース、でいけないかについて、有識者の理解活動（推本をプラクティス化  
するための電共研をしっかりと検討）、関連他社調整を進める）
3. ただし、最終的に平成14年バックチェックベース（改造不要）ということ  
で乗り切れる可能性はなく、数年後には（どのような形かはともかく）推本津波をプラク  
ティス化して対応をはかる必要がある。

ということについて、やはりA3、2枚程度でまとめた方がよいと思います。

基本的には武藤さんまで説明している内容のエッセンスを2枚でまとめる、でよい  
ですが、注意する点は、その後の原電～茨城県等、武藤さんに話をしていない内容に  
ついては記載しない（逆に、本店内でその件を吉田部長以上に説明することを急ぐ必  
要有り）。

\*\*\*\*\*

東京電力株式会社  
原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター  
土木調査Gr  
酒井 俊朗  
住所: 〒100-8560 東京都千代田区内幸町1-1-3  
TEL :  
FAX :  
E-mail :

福島第一原子力発電所津波評価の概要（地震調査研究推進本部の知見の取扱）

1. これまでの経緯

平成14年2月

○「原子力発電所の津波評価技術」（土木学会）による津波評価の公表（右図）

評価結果  
 波源：三陸沖、宮城県沖、福島県沖、房総沖、チリ沖を検討対象  
 計算結果：（最高水位）福島第一 O.P.+5.4m~+5.7m, 福島第二 O.P.+5.1m~+5.2m  
 （最低水位）福島第一 O.P.-3.6m~-3.5m, 福島第二 O.P.-3.0m~-2.9m  
 安全性：水位下降時に、一部の非常用海水系ポンプについて吸い込み不可能となるため、手順書を変更。水位上昇時に対して非常用海水ポンプの軸受設置レベルをかさ上げ。

平成14年7月

○地震調査研究推進本部の報告（右図）  
 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震（津波地震）、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート内地震（正断層型）の震源域について領域内でどこでも発生する可能性がある。

○土木学会（Phase II）での評価（平成15~17年度）  
 福島沖の海溝沿いを波源とした津波が起きたとする事実が得られていないことから、津波PSAで取り扱うこととした。  
 【確定論で取り扱うべきとの意見はなし】

○ロジックツリーの分岐に関するアンケート結果  
 ロジックツリーの分岐の重み付けを検討する際に、専門家に海溝沿いの地震発生の可能性についてアンケートを実施  
 ↓  
 地震学者の平均はどこでも起きる方が高い。

平成18年9月

○耐震設計審査指針の改訂  
 基準地震動 Ss の策定過程に伴う不確かさ（ばらつき）については、適切な手法を用いて考慮することとする。

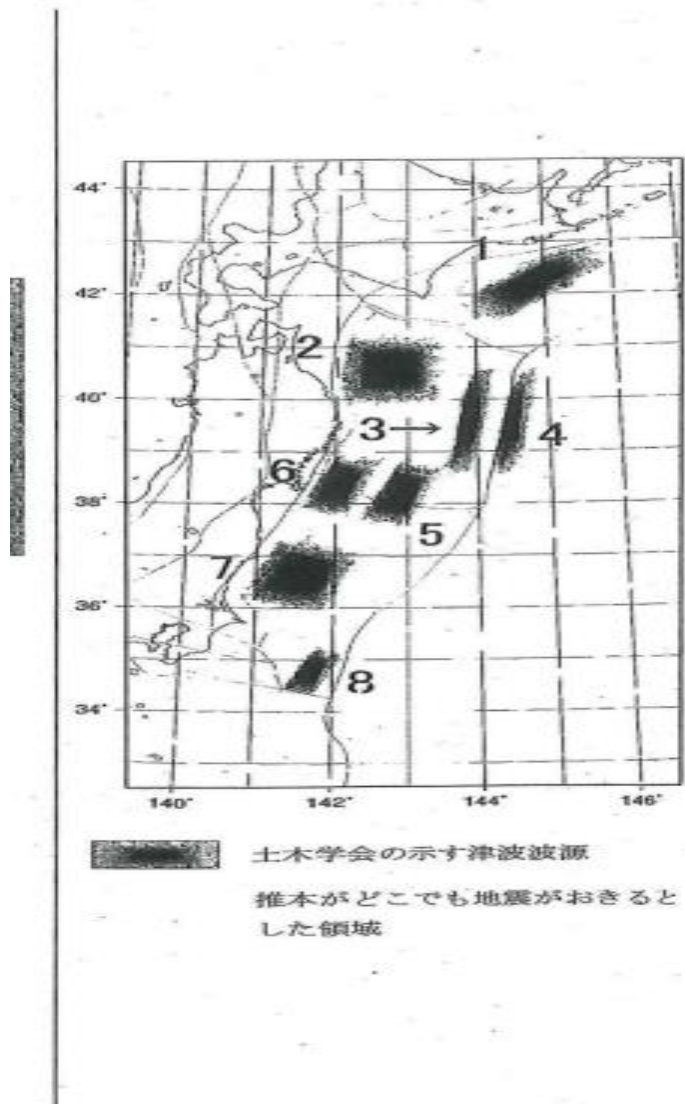
○Ss 策定における海溝沿いの震源に関する検討  
 不確かさの考慮として、福島沖の海溝沿いの地震を想定し、Ss 策定に影響がないことを確認。  
 ※東通申請書では推本の知見（三陸沖北部から房総沖の領域内でどこでも発生）を参照し、三陸沖に地震を想定。

○津波の波源  
 不確かさを考慮すべきとする指針の精神、専門家の意見を踏まえ福島沖の海溝沿いを波源とする津波の検討を実施中

○東北大今村教授（H20/2/26）  
 福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できず、波源として考慮すべきであるとの見解。  
 ○東大地震研佐竹教授（H20/6/9）  
 設計事象で扱うかどうかは難しい問題との見解。

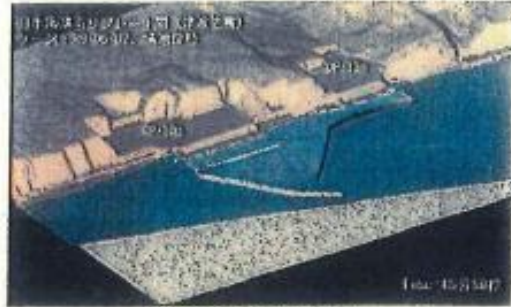


会議後回収



## 2. 福島第一原子力発電所の計算結果

### 福島第一津波水位変化概念図



① 地震発生 45 分 50 秒後



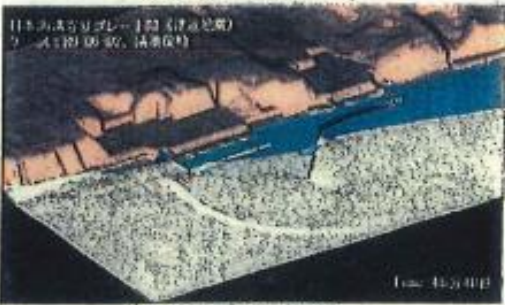
⑤ 地震発生 47 分 10 秒後



② 地震発生 46 分 20 秒後



⑥ 地震発生 47 分 30 秒後



③ 地震発生 46 分 40 秒後



⑦ 地震発生 47 分 50 秒後



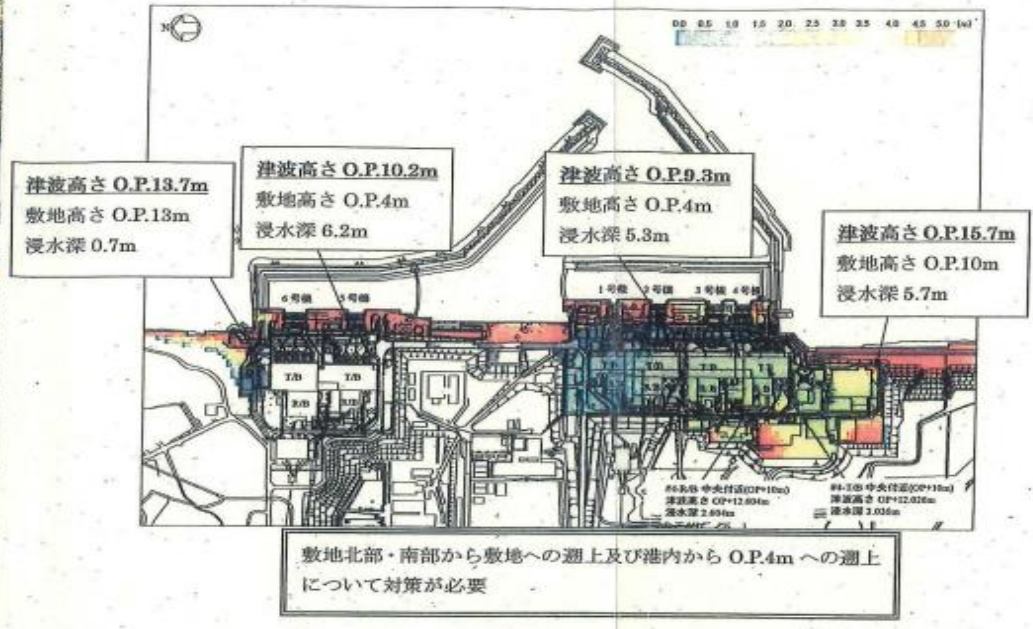
④ 地震発生 46 分 50 秒後



⑧ 地震発生 48 分 10 秒後

敷地南部の放水口付近から敷地 (O.P.10m) へ遡上する。  
 取水口前面 (O.P.4m) からも遡上するが、敷地高さまでは達しない。  
 敷地北部からも敷地 (O.P.13m) へ遡上するが、浸水深は小さい。

福島第一最大浸水深図



- 今後の予定
- 推本がどこでもおきるとした領域に設定する波源モデルについて、今後2～3年間かけて電共研で検討することとし、「原子力発電所の津波評価技術」を改訂予定。
  - 電共研の実施について各社了解後、速やかに学識経験者へ推本の知見の取扱について説明・折衝を行う。
  - 改訂された「原子力発電所の津波評価技術」によりバックチェックを実施。
  - ただし、地震及び津波に関する学識経験者のこれまでの見解及び推本の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると、現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は不可避。

「津波対策は不可避」と記されていた

### 《その3》

#### 小森元第一原発所長の嗚咽

水口 健司（脱原発に1票）@KenjiMizuchiさんのツイートです。

—— 海外では流れた映像。あの時、日本では何人の人がこの事実を認識したのか？ #脱原発 RT @tart\_k 「致死量の放射能を放出しました。」 2011年3月18日の会見で東電の小森常務は、こう発言したあと泣き崩れた。 #NHKが報道しない事 pic.twitter.com/1jOde1jRPr [22:47 - 2014年6月10日] ——



小森元所長は、在任中頻繁に双葉町役場に出入りしていた。どちらかという口下手で、ウソを上手く付けられない人だと考えていたが、前頁に示したような秘密会議を行っていたとは驚天動地である。

そのようなことがあって、「致死量の放射能を放出しました」と泣き崩れたのだろう。

被告東電は、致死量の放射能を放出した責任を取るのが正しい理で、双葉町民をウソで騙すことではない。

《その4》

## 本件事故は終わっていない

事故の終息の概念とは、下記の図に基づく。

この図は避難訓練時に使っていたもの



67

これをなかったことにはできない。原告が経験した証人だから、他人をもってこれを否定することなどできない。

《その5》

以下は、福島県生活環境部県民安全領域原子力安全グループが作成して、発電所周辺の自治体に配付していたもの



このしおりの裏表紙に、以下のようなことが記されていた



問題なのは、福島県がこのしおりを活用していないことである。

# 9

## 防護対策の解除

事故が鎮静化して原子力発電所からの放射性物質の放出が止まり、環境放射線モニタリングの測定結果等について原子力安全委員会等の判断を踏まえて解析した結果、周辺地域が放射線による影響を受けるおそれなくなったと認める場合は、屋内退避・避難等の措置が解除されます。

同様に、立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限、農畜水産物の採取制限、出荷制限なども解除されます。

解除の指示については、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、避難所の係員などから、皆さんにお伝えします。

事故後においても、皆さんの健康を維持し、地域の復旧のため、国、県、地元町等は協力して、次のことを行います。

### ●環境放射線モニタリングの実施

定期的の実施し、測定の結果を速やかに公表します。

### ●健康調査の実施

屋内退避または避難等をされた住民の方々を対象に、健康調査を実施します。

また、相談窓口を設置して、心身の健康に関する相談に応じます。

### ●損害賠償の請求等

屋内退避または避難等をされた皆さんは、原子力災害時にその地区に所在したことや、避難所においてとられた措置を記録するため、各市町村で被災地住民登録を行います。

また、将来の医療措置や損害賠償の請求等のため、市町村では、屋内退避や避難の状況のほか、飲食物摂取制限、農畜水産物の出荷制限、立入り制限等による損害を調査します。

### ●風評被害等の影響の軽減

原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するため、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を実施します。

また、生活必需品等の物価の監視を行い、速やかに結果を公表します。



モニタリング結果の公表



健康相談

このしおりを活用すると一番困るのは福島県なので、なかったふりを続けている。

# 9

## 防護対策の解除

事故が鎮静化して原子力発電所からの放射性物質の放出が止まり、環境放射線モニタリングの測定結果等について原子力安全委員会等の判断を踏まえて解析した結果、周辺地域が放射線による影響を受けるおそれなくなったと認める場合は、屋内退避・避難等の措置が解除されます。

同様に、立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限、農畜水産物の採取制限、出荷制限なども解除されます。

解除の指示については、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、避難所の係員などから、皆さんにお伝えします。

事故後においても、皆さんの健康を維持し、地域の復旧のため、国、県、地元町等は協力して、次のことを行います。

原告が、これを正解すると、「事故が鎮静化して発電所からの放射性物質の放出が止まり、～」と記されていることに注目している。

ところが、現在の発電所の状態は「放射性物質の放出が続いており」さらに、事故の原子炉の状態は不安定が続いており、沈静化など望むことさえできない状態が続いている。トリチウム放出を始めたので、さらに収束は見込めない。

1号炉の基礎部の支えが劣化・崩落が起きている状況を、だれが見ても危険極まりないと判断できる。

汚染水の対応が劣悪で、技術力もないままに、処理水と呼び海洋に放出していることは、まさしく「放射性物質の放出が止まっていない」「止められない状態」が続いているのだから、被告東電の準備書面（14）は、悪質な世論操作の人災被害に遭わされている、双葉町の現状を証明しているものである。



## 7 被告東電の準備書面（14）の評価

被告東電の準備書面（14）の証拠は、ここでウソを立証しているものである。

ウソの証拠というのは、20ミリシーベルトという虚偽の数値で、避難解除した「ウソの結果」を詳細に示したものである。もっと簡単に言うとウソの被害を証明することを、ウソで事故を招いた被告東電らしい、ウソを肯定している姿を準備書面（14）としている。

この姿を描かせたのは、無法組織の「内閣府原子力被災者生活支援チーム」らの不当介入により、原告の元双葉町災害対策本部長に定められていた職責、及び、職権の災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策マニュアル、及び、原子力防災訓練マニュアル、そして、防災訓練の実績を、内閣府という隠れ蓑で、本件事故の対応をめちゃくちゃに壊し、日本の法秩序と双葉町の主権を壊した結果の姿を示している。

従来から在った約束の年間1ミリシーベルト以下という基準であれば、到底、被告東電の準備書面（14）は書くことができなかった。

以下、被告東電の準備書面（14）を圧縮して示す

### 第1 はじめに

原告は、本件訴訟において、本件事故時の居住地である双葉町に関して、本件事故によって双葉町が「住めない町」とされて地域共同体が破壊され、双葉町において享受していた人格形成上の有形・無形の利益が喪失し、また、双葉町において以前の会社経営という就業の場が喪失したと主張し（原告第18準備書面・17頁）、その上で、双葉町について避難指示の解除が行われたものの、双葉町全体からすれば極くわずかの区域に過ぎず、到底「住める町」になったとは言えない（原告第31準備書面（その1）・27～28頁）などと主張しており、それら原告の主張は、あたかも双葉町での生活、社会経済活動が本件事故後、将来にわたり永久に喪失したことを前提としている。

しかしながら、双葉町においては、一部について既に避難指示が解除されており、官民一体となって復興が進められ、活発な社会経済活動が営まれている状況にある。本準備書面では、このような客観的状況を明らかにするため、本件訴訟の原告が居住していた福島県双葉郡双葉町における本件事故前の状況と、現在の状況を比較して述べるものである。

### 第2 本件事故前の双葉町の状況

#### 1 地理的概況等

福島県双葉郡双葉町は、本件原発の北西約0.6～1.3キロメートル、東は太平洋、西は阿武隈山系をのぞむ、「浜通り」のほぼ中央に位置する自治体である（乙ニ109）。その周囲は、大熊町と浪江町に囲まれている（【図1】）。

双葉町は、JR常磐線と国道6号が平行しながら町の中心部を南北に縦断し、南は大熊町、北は浪江町に接しており、また、国道288号線で、県の中央部である

<sup>1</sup> 出典：福島県HP (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010d/koho-chizu.html>)

以降、省略。

## 結 語

今、被告東電準備書面（14）は、原告に対して、事故前の町の姿を思い起こさせている。事故前の町は大変貧乏で、財政破綻の一步手前だった。それを見ていて町を破綻させまいと思い双葉町長になった。お金のないのは事実だった、就任間もない時、総務課長から来年度の予算が組めませんと告げられた。

ある程度は予測していたので、驚くことはなかった。やるだけだった。先ず、他力本願はダメ。負債の積み増しはダメ。となると自分の歳出を削るしかない。

幸い、原告は、自社の経営に苦しんできたので、無駄を切ることは、仕入れを値切ることと同じだった。手あたり次第無駄を削り、歳入に見合うよう歳出を抑えた。勿論、自身の町長給料を当初は50%削減し、次年度から70%削減していた。

これは、おそらくわが国では誰もしていないことだろう。一般的には、弱い立場の人々にしわ寄せするが、原告はこれを行わなかった。あらゆる歳出カットの効果が出てきて、少し、歳出増の平成23年度当初予算の審議中に、本件事故が起きた。

正真正銘の「想定外の出来事」が起きた。被告東電は、「止める」「冷やす」「閉じ込める」ので、絶対事故は起こさないと原告に誓っていたが、2011年3月11日に、この誓いは破られたのである。

わが身を削って財政再建に邁進してきたのが、この事故で、再建の夢は壊され、更に、原子カムラという利権集団がウソ・偽りをバラまいて、被害の主張を阻んでいることは、阿鼻叫喚である。この悔しさは永久に語りつくせるものではない。

被告東電準備書面（14）は、原告ら双葉町民の内心を顧みることなく、不法組織の「内閣府原子力被災者生活支援チーム」が、場外から乱入して作文された20ミリシーベルトという、虚数で作られた双葉町の姿を示しているが、仮想されたものを示しているに過ぎない。

「信頼回復に向けた4年間の道のり」平成18年8月28日、第一原発事務本館で行われた大反省会に招かれて、双葉町長挨拶までさせられた、あの反省会を

忘れたとは言わせない。

しかし、本件事故から学んだことは、多くあるが、「**想定外の津波対策**」という会議を政府が行っていながら、津波対策を怠っていたことは、被告らが津波被害を想定していたので断じて許すことはできない。

被告東電は民間企業なので、行政の行為について介入や評価することは許されないことから、被告東電の準備書面（14）は不当である。

終わり